

建設業許可申請の手引き

平成29年11月改訂版

大阪府住宅まちづくり部建築振興課

建設業許可に関する申請及び届出については相談コーナーをご利用ください
(申請書類事前チェックコーナー及び電話相談は相談業務受託業者が運営しております)

【対面相談】

(申請書類事前チェックサービスコーナー)
場 所：建築振興課 申請会場内
相談日：月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
時 間：午前9時30分～午後5時
※午後5時に終了しますので
余裕を持ってご来庁ください。

【電話相談】

相談専用：06-6210-9735
代表電話：06-6941-0351
(内線 3089・3090)
時 間：午前9時～午後6時
※ご相談の内容によっては、来庁をお願い
することがありますのでご了解ください。

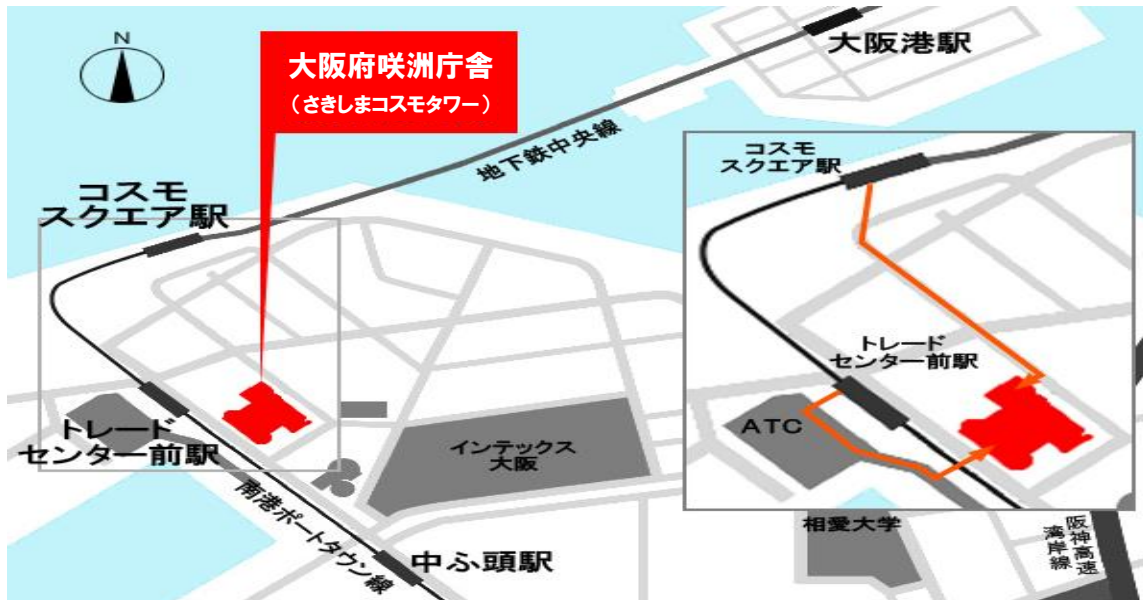
この手引きは、大阪府知事の建設業許可を受けようとする方を対象に、建設業許可申請の手続きを説明したものです。
他の都道府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、各都道府県庁又は国土交通省各地方整備局へお問い合わせください。

お問い合わせ先（建設業許可関係）

申請・相談の受付は午後5時に終了しますので、余裕を持ってご来庁ください。

ご相談	<p>〔申請書類事前チェックサービスコーナー〕 場 所：建築振興課（咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階）申請会場内 相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時 間：午前9時30分～午後5時 （午後5時に終了しますので、余裕を持ってご来庁ください。）</p> <p>〔電話相談〕相談専用電話：06-6210-9735 代表電話：06-6941-0351（内線 3089・3090） 時 間：午前9時～午後6時</p>
申請場所	<p>場 所：建築振興課（咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階）申請会場 受付日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時 間：午前9時30分～午後5時 （午後5時に終了しますので、余裕を持ってご来庁ください。）</p>
大阪府証紙	<p>咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階（その他、証紙の販売場所については下記参照） 営業時間：午前9時～午後6時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 証紙の取扱い案内 http://www.pref.osaka.jp/kaikei/shousi/index.html</p>
諸用紙	<p>〔ホームページ〕 各種様式は、建築振興課のホームページから印刷することができます。</p> <p>〔販売〕 諸用紙売場（咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）2階）でも購入することができます。 ※詳細は、直接お問い合わせください。 営業時間：午前9時30分～午後5時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 電 話：06-4703-8420</p>
ホームページ	<p>http://www.pref.osaka.jp/kenshin/kenkyoka/index.html</p>

建築振興課付近案内図（大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階）



- 地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車。南東へ徒歩約8分。
- ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車。ATCビル直結。
- 阪神高速道路湾岸線 大阪市内・神戸方面からは「天保山出口」を経て大阪港咲洲トンネル、堺方面からは「南港南出口」より、車にて約10分。

建設業許可申請に関する留意点

★標準処理期間について

申請書を受付できた日から、許可の通知書を発送するまでの標準処理期間は**30日**としています。
(なお5月3,4,5日及び12月29日～1月3日を除く。)

※ただし、審査の進捗状況により標準処理期間を超えることがあります。

★許可の通知書について

許可の通知書は、営業所確認のため申請者の営業所（本店）あてに郵送しており、代理人が許可の通知書の受領を委任されている場合でも、代理人に通知書をお渡ししていません。

また、許可の通知書は「**転送不要**」の普通郵便で郵送しますので、届出のあった営業所の住所について転送の手続きを行っている場合、許可の通知書は届きません。

なお、許可の通知書が返戻されたときは、大阪府職員が営業所の確認調査を実施し、その実態が確認できてからの送付となりますので、**再送付までに相当期間を要します。**

※確認調査により、営業所の実態が確認できない場合は、許可を取り消すことがあります。

※標準処理期間の短縮及び許可の通知書の発送予定日に関する問い合わせには、一切応じません。

★マイナンバーが記された書類の提示・提出について

確定申告書や住民票、個人事業開始届等の書類は**マイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して**提示・提出して下さい。

★申請時の本人確認について

大阪府では「なりすましの申請・届出」を防止するため、各受付窓口において申請・届出の提出や通知書等を受領する際、提出者の本人確認をさせていただきます。

各申請書及び各変更届出書の「担当者・申請（届出）代理人」の欄に提出される方の氏名及び連絡先を記載してください。行政書士又は行政書士法人の補助者が提出される場合は、行政書士名と併記してください。

各受付窓口にてその都度、**※本人確認書類をご提示ください。**代理人の場合は委任状が必要です。本人確認及び委任状の提出ができない場合、受付・審査は行いません。

※詳しくはP.124を参照してください。

～行政書士による代理申請の取扱いについて～

平成13年6月27日に公布された行政書士法の一部を改正する法律（平成13年法律第77号）が施行され、行政書士による代理申請ができるようになっております。しかし、法律で定めのある場合を除き、**行政書士でない者が官公署の窓口へ提出する申請書等を、他人の依頼を受け、報酬を得て反復継続して作成することは、行政書士法（昭和二十六年二月二十二日法律第四号）により禁じられています**のでご注意ください。

目 次

第1 建設業許可の制度（概要）

1 大臣許可と知事許可	2 特定建設業と一般建設業	4
3 建設工事の種類と業種	4 建設業の許可	5
5 建設業の許可の要件等		8

第2 許可に必要な要件

1 経營業務の管理責任者		
☆ 経營業務の管理責任者（経管）について		9
☆ 経営経験の確認		11
2 専任技術者		
☆ 専任技術者（専技）について		16
☆ 実務経験の確認		20
専任技術者等の資格及びコード表		23
3 財産的基礎等		
☆ 財産的基礎等について		26
☆ 財産的基礎等の要件の確認		27
4 欠格要件と誠実性		
☆ 欠格要件と誠実性について		28
5 営業所の要件等		
☆ 営業所の要件等について		31
☆ 営業所の要件確認等（新規）		32
6 常勤性の確認		33

第3 事前準備と様式の記載例

1 申請区分別申請書類一覧	36
2 申請書の綴り方	44
3 記載例（閲覧書類）	46
4 記載例（非閲覧書類）	60
5 申請手数料	69
6 受付場所（等）	69
7 相談コーナー	70
8 許可申請事前チェックサービスのご案内	70

第4 許可後の手続き等

1 変更届等の郵送受付について	76
2 建設業に係る訂正の届出書	78
3 標識の掲示	78
4 許可の証明	78
5 閲覧コーナー	79

第5 FAQ

1 建設業許可の制度について	2 建設業許可の要件等について	80
3 建設業許可の申請手続きについて		83
4 許可後の手続き等について		89
5 その他		92

第6 参考資料

1 建設工事の種類別内容と例示	94
2 大阪府知事許可における定款及び商業登記の目的欄の記載範囲の目安	97
3 専任技術者資格要件一覧表	98
4 関連学科一覧表	111
5 市区町村コード表	111
6 参考様式、作成要領及び記載例	113

第1 建設業許可の制度

■建設業許可の制度の概要

建設工事の完成を請け負うことを営業とする場合、元請人はもちろん、下請人でも、またその工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、建設業法第3条に基づいて一般建設業又は特定建設業の許可の区分により、国土交通大臣又は都道府県知事から建設工事の種類に対応した業種ごとに、建設業許可を受けなければなりません。

ただし、次に掲げる工事のみを請け負う場合は、必ずしも建設業許可を必要としません。

建設工事の区分	建設工事の内容（請負額には消費税額を含みます。）
建築一式工事の場合	工事1件の請負額が1,500万円未満の工事、又は延べ面積が150平方メートル未満の木造住宅工事 【木造】…建築基準法第2条第5号に定める主要構造物が木造であるもの 【住宅】…住宅、共同住宅及び店舗等の併用住宅で、延べ面積が2分の1以上を居住の用に供するもの
建築一式工事以外の工事の場合	工事1件の請負額が500万円未満の工事

なお、これらの額（建築一式工事の場合は1,500万円、建築一式工事以外の場合は500万円）は、同一の建設業を営むものが工事の完成を二つ以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の合計額とし、また、注文者が材料を提供する場合には、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とします。

また、許可の有効期間は5年間となっており、それ以降も引き続いて建設業を営もうとする場合は、許可の更新を受ける必要があります。

1 大臣許可と知事許可

- 大阪府知事許可は、大阪府内の営業所のみで営業する場合
- 国土交通大臣許可は、2つ以上の都道府県に営業所を設けて営業する場合

※大阪府内に本店のある業者の国土交通大臣許可については、国土交通省近畿地方整備局にお問い合わせください。

注 【営業所】とは、本店または支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。これら以外でも他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業を実質的に関与する場合も、ここでいう営業所になります。ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際には建設業に関する営業を行わない店舗や建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しません。

2 特定建設業と一般建設業

- 特定建設業とは、発注者から直接請け負う1件の元請工事について、下請人に施工させる額の合計額（税込み）が4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）となる場合
- 一般建設業とは、特定建設業以外の場合

注1 発注者から直接請負う請負金額（税込み）については、一般、特定に関わらず制限はありません。

注2 下請負人が更にいわゆる孫請負人に施工させる額が上記の額以上であっても当該下請負人は特定建設業の許可を受ける必要はありません。

注3 「下請代金の額」について、発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が4,000万円（建築一式工事にあっては6,000万円）以上の工事を下請施工させようとする時の4,000万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含まれません。

3 建設工事の種類と業種

建設工事は、土木一式工事と建築一式工事の2つの一式工事と27の専門工事に分類され、それぞれに応じ29の業種が法律に定められています。

建設工事の種類と業種

建設工事の種類	業種	建設工事の種類	業種
土木一式工事	土木工事業	ガラス工事	ガラス工事業
建築一式工事	建築工事業	塗装工事	塗装工事業
大工工事	大工工事業	防水工事	防水工事業
左官工事	左官工事業	内装仕上工事	内装仕上工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
石工事	石工事業	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
屋根工事	屋根工事業	電気通信工事	電気通信工事業
電気工事	電気工事業	造園工事	造園工事業
管工事	管工事業	さく井工事	さく井工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	建具工事	建具工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	水道施設工事	水道施設工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業	消防施設工事	消防施設工事業
舗装工事	舗装工事業	清掃施設工事	消防施設工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	解体工事	解体工事業
板金工事	板金工事業		

(建設工事の種類、業種、内容及び建設工事の例示は P.94～96 を参照してください。)

注1 土木一式工事及び建築一式工事の二つの一式工事は、他の27の専門工事と異なり、総合的な企画、指導及び調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事で、原則として元請の立場で総合的なマネージメント（注文主、下請人、監督官庁、工事現場近隣等との調整や工事の進行管理等）を必要とし、かつ工事の規模、複雑性からみて総合的な企画、指導及び調整を必要とし、個別の専門的な工事として施工することが困難であると認められる工事です。

注2 一式工事の許可を受けていれば、関連する専門工事の請負はできると思われていますが、専門工事だけを請負う場合は、専門工事について許可を受ける必要があります。例えば、建築工事業の許可を受けている建設業者がインテリア工事を請負う場合は内装仕上工事業の許可が必要となります。

4 建設業の許可

■ 区分ごと業種ごとの許可

建設業の許可は、特定建設業、一般建設業の区分ごとに、また、業種ごとに受ける必要があり、同時に2つ以上の業種の許可を受けることができます。ただし、1つの業種に関しては、特定建設業及び一般建設業に重複して許可を受けることができません。

また、許可を受けた後に、新たに別の業種の許可を追加で受けることもできます。

なお、許可を受けていない業種に係る建設工事は請け負うことができませんが(軽微な工事は除く)、本体工事に附帯する工事については、発注者の利便性の観点から、許可を受けている本体工事と併せて許可を受けていない附帯工事についても請け負うことができます。

注 【附帯工事】とは、以下により判断します。全く関連のない二つ以上の工事は該当しません。

ア 一連の工事又は一体の工事として施工する他の工事

イ 本体工事を施工した結果、発生した工事又は本体工事を施工するにあたり必要な他の工事

※ 解体工事に関しては、平成 28 年 6 月 1 日の法施行により、「とび・土工事業」から分離され、新たに「解体工事業」として新設されることとなりました。

これにより、経過措置が設けられ、平成 28 年 5 月 31 日までに「とび・土工事業」の建設業許可を有している場合は、法施行後 3 年間（平成 31 年 5 月 31 日まで）、同許可により「解体工事」を行うことが可能です。

(参考) 建設工事で排出される産業廃棄物の処理について

○新築・改築や解体などの建設工事で排出される産業廃棄物は、廃棄物処理法の規定により、元請負人に処理（収集運搬、処分）責任があります。

○元請負人が、産業廃棄物の処理を自ら行わず、下請負人など他者に委託する場合は、廃棄物処理法上の許可を受けた者（収集運搬業者、処分業者）に委託しなければなりません。無許可運搬など下請負人が不適正な取扱いをしていた場合には、元請負人もその責任を負うことになります。

○また、元請負人は、収集運搬業者・処分業者とそれぞれに書面で委託契約すること、適正な処理費を支払うこと、自ら記載したマニフェストを交付することなどがが必要です。

○元請負人が上記の責任を果たしていなければ、罰則が適用される場合があります。

担当：大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 電話(直)06-6210-9570
ただし、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市での建設工事は各市産業廃棄物担当へ

■ 申請の種類

建設業許可の申請は、次の区分に分類されます。

申請区分		内容
1	新規	有効な許可を受けていない者が申請する場合
2	許可換え新規	国土交通大臣の許可を受けていた者又は大阪府以外の知事の許可を受けていた者が、大阪府内のみに営業所を設置して大阪府知事の許可を申請する場合 ・国土交通大臣許可⇒大阪府知事許可 ・他府県知事許可⇒大阪府知事許可
3	般・特新規	一般建設業（又は特定建設業）のみの許可を受けている者が、新たに特定建設業（又は一般建設業）の許可を申請する場合
4	業種追加	一般建設業（又は特定建設業）の許可を受けている者が他の業種について一般建設業（又は特定建設業）の許可を申請する場合
5	更新	既に受けている建設業の許可について、そのままの要件で続けて申請する場合
6	般・特新規+業種追加	3と4を1件の申請書により、同時に申請する場合
7	般・特新規+更新	3と5を1件の申請書により、同時に申請する場合
8	業種追加+更新	4と5を1件の申請書により、同時に申請する場合
9	般・特新規+業種追加+更新	3と4と5を同時に申請する場合

注意①：7、8、9の申請で許可を一本で申請するものについては、更新する業種の許可満了日まで 30 日以上残っている必要があります。許可満了日まで 30 日未満の場合は、それぞれ分けて申請していただく必要がありますのでご注意ください。

注意②：5，7，8について、前回許可を受けてから今回の申請（更新）までに、役員・営業所・経營業務管理責任者・専任技術者等の変更が生じていた場合は、更新の申請前に変更届を提出して下さい。

■ 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の当該許可があった日に対応する日の前日をもって満了します。また、許可の有効期間の満了後も、引き続き当該許可に係る建設業を営もうとする建設業者は、有効期間の満了する日の30日前までに更新に係る許可申請書を提出しなければなりません。

なお、許可の更新の申請があった場合において、従前の許可の有効期間の満了する日までに更新の申請に対する処分がなされないときは、従前の許可の効力はその処分がなされるまで有効となります。

※ 有効期間満了の日を過ぎた場合、更新申請の受付はできず、新規申請となります。

■ 許可の有効期間の調整（許可の一本化）

同一の建設業者で、許可日の異なる許可を2つ以上受けている場合は、更新申請する際に、有効期間の残っている他のすべての建設業の許可についても同時に1件の許可の更新として申請し、許可日を同日にすることができます。これを「許可の有効期間の調整（許可の一本化）」といいます。

また、既に許可を受けたあと、業種追加の申請をしようとする場合にも、有効期間の残っている他のすべての許可についても同時に許可の更新を申請し、許可を一本化することができます。ただし、この場合は、現在有効な許可の満了日まで30日以上残っていることが必要です。

※「許可の有効期間の調整（許可の一本化）」をする場合は、すべての許可日を同日にすることになります。一本化する業種を選択することはできませんので、ご注意ください。

5 建設業の許可の要件等

建設業の許可を受けるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
下記1～5全ての要件を満たしていることを確認した後に、受付となります。

- 1 経營業務の管理責任者がいること（建設業に関する経営経験）⇒ [P.9～15 参照](#)
申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、また、申請者が個人である場合には、その者又はその支配人のうち一人が、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有することを要します。
- 2 専任の技術者がいること（資格・実務経験等を有する技術者の配置）⇒ [P.16～25 参照](#)
「専任の技術者」とは、営業所ごとに、その営業所に常勤して専ら職務に従事する者であり、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての「国家資格又は実務の経験を有する」技術者をいいます。
※一般建設業と特定建設業では、要件が異なりますのでご注意ください。
- 3 財産的基礎・金銭的信用を有すること（財産的要件）⇒ [P.26～27 参照](#)
建設工事を請け負うには、適正な施工を確保するため、許可申請者は相応の資金を確保していることを要します。
※一般建設業と特定建設業では、要件が異なりますのでご注意ください。
- 4 欠格要件等に該当しないこと ⇒ [P.28～30 参照](#)
申請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等、若しくは一定の使用人（支店長・営業所長）が、申請者が個人である場合においては、個人事業主又は一定の使用人（支配人）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でない場合、基準に適合しているものとして取り扱います。
- 5 建設業の営業を行う事務所を有すること ⇒ [P.31～32 参照](#)
建設業の営業所とは、本店・支店や常時建設工事に係る請負契約等を締結する事務所をいいます。請負契約の見積り、入札、契約締結等に係る実体的な行為を行う事務所です。単なる連絡事務所はこれには該当しませんが、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど建設業に関する営業に実質的に関与するものである場合には、この営業所にあたります。したがって、登記上だけの本店・支店や、建設業の業務と関係のない本店・支店は該当しません。

※ これらの要件については、書類により確認します。要件を満たしていることが確認できない場合、建設業の許可を受けることができません。

1 経營業務の管理責任者

☆経營業務の管理責任者（経管）について

■一般建設業、特定建設業における経營業務の管理責任者

申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。以下同じ。）のうち常勤であるものの1人が次のアからエまでのいずれかに該当するものであること。また、申請者が個人である場合には、個人事業主又はその支配人のうち1人が次のアからエまでのいずれかに該当するものであること。

ア 建設業の許可を受けようとする業種に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

イ 建設業の許可を受けようとする業種に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。以下同じ。）にあって、次のいずれかの経験を有する者

a	経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験
b	6年以上経營業務を補佐した経験

ウ 建設業の許可を受けようとする業種以外の業種に関し6年以上次のいずれかの経験を有する者

a	経營業務の管理責任者としての経験
b	経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から経營業務の執行に関して具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験

エ 国土交通大臣がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

経營業務の管理責任者としての経験年数について確認書類が必要です。（P.11～14 参照）

★経營業務の管理責任者について常勤性の確認書類が必要です。（P.33～34 参照）★

注1【これらに準ずる者】

「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等のことで、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含みませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については含まれません。

※「これらに準ずる者」に該当するかどうかについては、P.12～P.13「執行役員等の経験の場合」のイ～エの書類をもって確認することとなります。

注2【役員のうち常勤であるもの】

「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として役員報酬が一定の額（月額 10 万円を目安額とします）以上の者で、かつ本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者が該当します。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しません。

なお、「役員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。

注3【支配人】

「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断します。

注4【経營業務の管理責任者としての経験を有する者】

経營業務の管理責任者としての経験を有する者とは、原則として常勤であった者で、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者を建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものをいいます。

注5【専任の技術者との兼任】

アからエまでのいずれかに該当する者が専任技術者としての基準を満たしている場合には、同一の営業所（原則として主たる営業所）内に限って専任技術者を兼ねることができるものとします。

注6【その他】

経營業務の管理責任者は、許可を受けようとする業種について、アからエまでのいずれかに該当する者を一つの業種ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではありません。したがって、二以上の業種について許可を行う場合において、一つの業種につきアからエまでのいずれかに該当する者が、他の業種についても同時にアからエまでのいずれかに該当する者であるときは、当該他の業種の経營業務の管理責任者にもなることが可能です。

注7【解体工事業に関する経過措置】

改正建設業法施行日（平成 28 年 6 月 1 日）前日までのとび・土工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなします。

（例）とび・土工事業の経営経験 H22.4～27.4 5年0月（＝解体工事業の経営経験）

☆経営経験の確認（更新申請は P.12 のウを参照）

■ 経營業務の管理責任者としての経験の場合

法人の役員（常勤）又は個人事業主等として、許可を受けようとする業種について、5年又は6年以上の建設業の経営者としての経営経験（経験年数）を確認する書類

※各書類について、証明者（証明会社）での申請業種の証明したい期間分が必要です。

ア **法人の役員**としての経験の場合（①～③の確認できた期間が全て重なる期間が「経験年数」です）

- ① 営業の実態 ⇒ **法人税の確定申告書**のうち、別表一・決算報告書
※税務署の受付印または税務署の受信通知（電子申告の場合）を必ず確認します。
- ② 営業の実績 ⇒ 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる**工事の契約書・注文書・請求書等**
※証明したい業種について、確認できた工事と次の工事との期間が12か月以上空かなければ連続した期間、経験があることとします。
- ③ 常勤の役員 ⇒ **商業登記簿謄本・閉鎖謄本**（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書）
法人税の確定申告書のうち、役員報酬手当及び人件費等の内訳書
※就任～重任～退任など役員期間が途切れないように確認します。

例：Kさんが、以前勤めていたA社での経営経験（建築工事業）で証明をしたい場合

- ① A社の法人税の確定申告書を「平成21、22、23、24、25、26年度分」を提示する。
A社の決算期は3月なので、**H21.4月～H27.3月**までの実態確認 OK

- ② A社が施工した「建築一式工事」の確認書類を
「平成21.8月分→平成22.8月分→平成23.4月分→平成23.12月分→平成24.11月分
→平成25.3月分→平成26.3月分→平成26.7月分→平成27.2月分」を提示する。
12か月以上空かずに確認ができたので、**H21.8月～H27.2月**までの実績確認 OK

- ③ A社の閉鎖謄本でKさんが「平成21年4月1日就任」を確認、A社の商業登記簿謄本で
Kさんが「平成25年4月1日重任」「平成27年1月24日退任」を確認できたので
H21.4月～H27.1月までの役員期間の確認 OK

※役員報酬欄に「経営になる者」が常勤で記載されていることを確認します。

上記①～③の期間が重なる期間 ⇒ **H21年8月～H27年1月**までを経験年数として認めます。

イ **個人事業主**としての経験の場合（①～②の確認できた期間が全て重なる期間が「経験年数」です）

① 営業の実態 ⇒ **所得税の確定申告書**のうち、第一表

※**税務署の受付印**または**税務署の受信通知（電子申告の場合）**を必ず確認します。
※第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は、第二表も必要

② 営業の実績 ⇒ 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる**工事の契約書・注文書・請求書等**

※証明したい業種について、確認できた工事と次の工事との期間が12か月以上空かなければ連続した期間、経験があることとします。

ウ 過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での経験を確認するための書類

■ 過去に経營業務の管理責任者として証明されている場合（以下の書類）

- ・ 建設業許可申請書又は変更届の一部（受付印のある表紙及び経験年数の証明期間に該当する経營業務の管理責任者証明書（様式第7号））

■ 過去に経營業務の管理責任者として証明されていない法人の役員又は個人事業主における経験の場合（①及び④の書類又は、②、③及び④の書類）

- ① 建設業許可申請書又は変更届の一部（受付印のある表紙及び経験年数の証明期間に該当する経營業務の管理責任者証明書（様式第7号））
- ② 建設業許可通知書（経験年数分）
- ③ 決算変更届の一部（直近分）（受付印又は確認印のある表紙若しくは完了通知のはがき）
- ④ 法人の役員の場合は、当該法人の役員としての経験年数分の商業登記簿謄本（役員欄の閉鎖謄本等）

■ 支店長等における経験の場合（以下のすべての書類）

- ・ 建設業許可通知書（経験年数分）
- ・ 建設業許可申請書の一部（受付印又は確認印のある表紙、営業所一覧表（様式第1号別紙2）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号））
ただし、平成21年4月1日の改正以前にあっては、営業所一覧表（様式第1号別紙2）に代えて建設業許可申請書別表
- ・ 変更届の一部（受付印若しくは確認印のある表紙又は完了通知のはがき、変更届出書（様式第22号の2）及び調書（様式第12号又は13号））
- ・ 決算変更届の一部（直近分）（受付印又は確認印のある表紙若しくは完了通知のはがき）

■ 執行役員等の経験の場合

取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年又は6年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験を確認するための書類（以下のアからオのすべての書類）

執行役員等の経験の場合は、事前に建設業許可グループに相談してください。

事前相談を受けた場合でも、審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。

ア 経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）の証明者の3か月以内の印鑑証明書
（証明者と申請者が同一の場合を除く。）

イ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

- ・ 証明期間の法人組織図その他これに準ずる書類
- ウ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする業種又はそれ以外の業種に関する事業部門であることを確認するための書類(ただし経験が5年の場合は許可を受けようとする業種に限る)
- ・ 業務分掌規程その他これに準ずる書類
- エ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに具体的な業務執行に専念するものであることを確認するための書類
- ・ 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録、人事発令書その他これらに準ずる書類
- オ 業務執行を行う事業部門における業務執行実績を確認するための書類
- ・ 当該法人の執行役員経験年数分の法人税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある別表一及び決算報告書 ※電子申告の場合は、税務署の受信通知も必要です。
 - ・ 当該法人の執行役員経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事請負契約書、注文書、請書又は請求書等
※建設工事の空白期間が12か月以上である場合は、当該期間を経験年数から除算します。

※ 過去に建設業の許可を受けていた建設業者(現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。)での執行役員等の経験の場合は、P.11の「ア 法人の役員としての経験の場合」に記載の①営業の実態及び②営業の実績の書類に代えてく経営業務の管理責任者としての経験の場合>のウ(P.12)の書類とします。

■ 補佐経験の場合

許可を受けようとする業種に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位をいう。)にあり6年以上経営業務を補佐した経験(申請する業種以外の補佐経験は、認められません。)を確認するための書類(ア～エのすべての書類が必要)
 ※審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。

ア 経営業務の管理責任者証明書(様式第7号)の証明者の3か月以内の **印鑑証明書**
 (証明者と申請者が同一の場合を除く。)

イ 準ずる地位(職制上の地位)であることを確認するための書類

(経営業務の管理責任者証明書(様式第7号)の証明者が法人の場合のみ)

- ・ 証明期間の **法人の組織図** その他これに準ずる書類
- ウ 補佐経験の在職期間を確認するための書類(a又はbのいずれかの書類)
- a **法人の役員の補佐経験**を確認するための書類(以下のいずれかの書類)
 - ・ **(年金の)被保険者記録照会回答票**
 - ・ **雇用保険被保険者証** (申請時点において継続して雇用されている場合)
 - ・ **雇用保険被保険者離職票** (申請時点において離職している場合)

b **個人事業主の補佐経験**を確認するための書類

証明者である個人事業主の補佐経験年数分の**所得税の確定申告書**のうち、**第一表**

※**税務署の受付印**または**税務署の受信通知（電子申告の場合）**を必ず確認します。

※第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要

事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に氏名・金額の記載がある書類

工 申請する業種の経験年数を確認する書類（各書類は補佐経験年数分（6年以上）全て必要）

※証明者が法人の役員の場合

法人税の確定申告書のうち、別表一

※**税務署の受付印**または**税務署の受信通知（電子申告の場合）**を必ず確認します。

工事内容・工事期間・請負金額が確認できる**工事の契約書・注文書・請求書等**

※証明したい業種について、確認できた工事と次の工事との期間が**12か月以上空かなければ連続した期間、経験があることとします。**

※証明者が個人事業主の場合

所得税の確定申告書のうち、第一表

※**税務署の受付印**または**税務署の受信通知（電子申告の場合）**を必ず確認します。

※第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要

工事内容・工事期間・請負金額が確認できる**工事の契約書・注文書・請求書等**

※証明したい業種について、確認できた工事と次の工事との期間が**12か月以上空かなければ連続した期間、経験があることとします。**

※ 過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での補佐経験の場合は、P.11の「ア 法人の役員としての経験の場合」に記載の①営業の実態及び②営業の実績の書類に代えて**＜経営業務の管理責任者としての経験の場合＞**のウ（P.12）の書類とします。

例：Kさんが、以前勤めていたA社（法人）での補佐経験（建築工事業）で証明をしたい場合

1. A社の法人税の確定申告書を「平成22、23、24、25、26、27、28年度分」を提示する。

A社の決算期は3月なので、**H22.4月～H29.3月（直近月）**までの実態確認OK

2. A社が施工した「建築一式工事」の確認書類を

「平成22.8月分→平成23.8月分→平成24.4月分→平成24.12月分→平成25.11月分
→平成26.3月分→平成27.3月分→平成27.7月分→平成28.2月分→平成29.2月分
→平成29年6月分」を提示する。

12か月以上空かずに確認ができたので、**H22.8月～H29.6月**までの実績確認OK

3. Kさんの（年金の）被保険者記録照会回答票で、A社での厚生年金保険加入期間が

「平成22年4月1日～平成29年8月31日」を確認できたので、

H22.4月～H29.8月までの補佐経験期間の確認OK

上記①～③の期間が重なる期間 ⇒ **H22年8月～H29年6月**までを経験年数として認めます。

経営経験の合算について

経営経験については、以下の要件を満たした場合も、建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として取り扱います。

経営経験	要件
経営業務の管理責任者としての経験	・ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験の期間が通算6年以上
執行役員等の経験	・ 許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算5年以上 ・ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上
補佐経験	・ 許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業及びそれ以外の経営業務管理責任者としての経験の期間が通算6年以上

※複数の業種区分にわたる場合の特例

・ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験については、単一の業種区分において6年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとします。

2 専任技術者

☆専任技術者（専技）について

■一般建設業における専任技術者

申請者が営業所ごとに次のアからキまでのいずれかに該当するもので専任のものを置く者であること。

- ア 許可を受けようとする業種に係る建設工事に關し、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した後 5 年以上又は同法による大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した後 3 年以上実務の経験を有する者で一定の学科を修めた者
- イ 許可を受けようとする建設業に關し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後 3 年以上実務の経験を有する者で在学中に P.111<4 関連学科一覧表>に記載する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に關する規定（平成 6 年文部省告示第 84 号）第 2 条に規定する専門士又は同規定第 3 条に規定する高度専門士を称するもの
- ウ 許可を受けようとする建設業に關し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後 5 年以上実務の経験を有する者で在学中に P.111<4 関連学科一覧表>に記載する学科を修めたもの
- エ 許可を受けようとする業種に係る建設工事に關し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正 14 年文部省令第 30 号）による検定で一定の学科に合格した後 5 年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和 18 年文部省令第 46 号）による検定で一定の学科に合格した後 3 年以上実務の経験を有する者
- オ 許可を受けようとする業種に係る建設工事に關し 10 年以上実務の経験を有する者
- カ 許可を受けようとする業種の種類に應じ、【第 6 参考資料 3 専任技術者資格要件一覧表】第 1 欄 P.98~110 に掲げる者
- キ 国土交通大臣がアからカまでに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

※ 【専任技術者等の資格及びコード表】P.23~25 を参照してください。

■特定建設業における専任技術者

申請者が営業所ごとに次のクからスマまでのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし指定建設業の許可を受けようとする申請者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、クに該当する者又はコからスマまでの規程により国土交通大臣がクに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定したものでなければなりません。

- ク 許可を受けようとする建設業の種類に應じ、【第 6 参考資料 3 専任技術者資格要件一覧表】第 2 欄 P.98~110 に掲げる者
- ケ 一般建設業の専任技術者のアからキまでのいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする業種に係る建設工事に關し、2 年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者
- コ 許可を受けようとする業種が指定建設業である場合においては、次のすべてに該当する者で、国土交通大臣がクに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの
 - ・ 昭和 63 年 6 月 6 日時点で特定建設業の許可を受けて指定建設業に係る建設業を営んでいた者の専任技術者（法第 15 条第 2 号の規定により営業所ごとに置くべき専任の者をいいます。）として当該建設業に關しその営業所に置かれていた者又は同日前 1 年間に当該建設業に係る建設工事に關し監理技術者として置かれていた経験のある者であること。ただし、電気工事業、造園工事業である場合においては、建

設業法施行令の一部を改正する政令（平成6年政令第391号。以下「改正例」という。）の交付の日から改正附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日までの間（以下「特定期間」という。）に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者（法第15条第2号の規定により営業所ごとに置くべき専任の者をいう。）として当該建設業に関しその営業所に置かれた者又は特定期間若しくは改正令の公布前1年間に当該建設業に係る建設工事に關し監理技術者として置かれた経験のある者であること。

- 当該建設工事に係る昭和63年度、平成元年度又は平成2年度の法第27条第1項に規定する技術検定の1級試験を受験した者であること。ただし、電気工事業、造園工事業である場合においては、当該建設工事業に係る平成6年度、平成7年度又は平成8年度の法第27条第1項に規定する技術検定の1級試験を受験した者であること。
 - 許可を受けようとする業種の種類に応じ、【第6 参考資料 3 専任技術者資格要件一覧表】第3欄 P.98～110に掲げる講習の効果評定に合格した者であること。
- サ 許可を受けようとする建設業が管工事業である場合において、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技術検定のうち、検定職種を1級の冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）による改正後の配管とするもの）にあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）、空気調和設備配管、給排水設備配管又は配管工とするものに合格した者で、一定の考査に合格し、国土交通大臣がクに掲げる者と同以上能力を有するものと認められたもの。
- シ 許可を受けようとする建設業が鋼構造物工事業である場合において、職業能力開発促進法による技術検定のうち、検定職種を1級の鉄工及び製罐とするものに合格した者で、一定の考査に合格し、国土交通大臣がクに掲げる者と同以上の能力を有するものと認められたもの。
- ス 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同以上の能力を有するものとして認定した者

※ 【専任技術者等の資格及びコード表】 P.23～25 を参照してください。

実務経験の場合の確認書類 ⇒ P.20～22 参照
有効な資格について資格者証又は免状（写し）の提出が必要です。（P.23～25 参照）

- 一般建設業と特定建設業に係る共通のこと 注1～注11
 特定建設業に係ること 注12～注15

★専任技術者について常勤性の確認書類が必要です。（P.33～34 参照）★

注1【専任のもの】

「専任のもの」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱います。

注2【次に掲げるような者は、原則として「専任のもの」とはいえないものとして取り扱います。】

- 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- 他の営業所（他の建設業者の営業所を含みます。）において専任を要する者
- 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において、専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除きます。）
- 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

- ・ 給与の額が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に基づく大阪府の地域別最低賃金（月額 10 万円を目安額とします）を下回る者

注3【同一の営業所内の同業種】

専任技術者は、同一の営業所内において、各業種につき、それぞれ 1 名ずつ担当することとなり、複数の専任技術者が同じ業種を担当することはできませんので、ご注意下さい。

注4【営業所における専任技術者と工事現場の監理技術者等との関係】

※詳しくは建築振興課建設指導グループにお問合せください。

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。ただし特例として、下記の要件を全て満たす場合は営業所における専任の技術者は、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）となることができます。

- (1) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (2) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- (3) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 当該工事の専任を要しない監理技術者等であること。

※ 当該工事の専任を要しない監理技術者等とは、公共性のある工作物に関する重要な工事（工事の請負代金の額（税込み）が 3,500 万円（建築一式工事にあつては 7,000 万円）以上のもの。）以外に配置されるものをいいます。

注5【実務の経験】

「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注にあたって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとします。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とします。ただし、経験期間が重複しているものにあつては原則として二重に計算しませんが、平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工事業許可で請け負った解体工事についての実務の経験の期間については、とび・土工事業と解体工事両方の実務の経験として二重に計算できるものとします。

なお、電気工事及び消防施設工事については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接従事できません。また、建設リサイクル法施行後の解体工事の経験は、土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったもの（※）に限り経験期間に算入されます。（※）許可通知書等又は解体登録通知書等を提示してください。

注6【高等学校等】

「高等学校」には、旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による実業学校を含みます。

「大学」には、旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含みます。

「高等専門学校」には、旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校を含みます。

注7【一定の学科】

「一定の学科」とは、許可を受けようとする業種の種類に応じ、P.111 に掲げるものです。

注8【専任技術者、国家資格者等の資格を確認する書類】

「専任技術者、国家資格者等の資格を確認する書類」、以下「資格認定証明書等」とは、専任技術者、国家資格者等の資格を確認する書類であり、申請時において有効なものの写しを提出して下さい。

資格ごとに有効期間のほか、写真の書き換え、氏名等の変更などの規定がありますので、ご確認の上、最新の有効ものを提出して下さい。

注9【経營業務の管理責任者との兼任】

一般建設業はア～キまで、特定建設業はク～スまでの、いずれかに該当する者が経營業務の管理責任者としての基準を満たしている場合には、同一の営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該経營業務の管理責任者を兼ねることができるものとします。

注10【その他】

専任技術者は、許可を受けようとする建設業について、一般建設業はア～キまで、特定建設業はク～スまでの、いずれかに該当する者を一つの建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではありません。したがって、二以上の建設業について許可を行う場合において、一つの建設業につき1人の専任技術者を求めているのではなく、複数の業種を1人の専任技術者が担当することが可能です。

ただし、二以上の建設業について実務の経験を要する場合、それぞれ異なる期間であることが必要です。経験期間が重複しているものにあっては二重に計算しません。

注11【解体工事業に関する経過措置】

平成28年6月1日に既に「とび・土工工事業」の技術者としての要件を満たしている者については、平成33年3月31日までの間、「解体工事業」の技術者とみなされます。

但し、経過措置によって「解体工事業」の許可を受けた場合には、経過措置期間内に「解体工事業」の技術者としての要件を満たすか、要件を満たしている技術者に変更する必要があります。

注12【指定建設業】（特定）

「指定建設業」とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業の7業種をいいます。

注13【一定の指導監督的な実務の経験】（特定）

「一定の指導監督的な実務の経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額（税込み）が4,500万円（昭和59年10月1日前の経験にあつては1,500万円、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の経験にあつては3,000万円）以上であるものに関する指導監督的な実務の経験をいいます。

なお、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含みません。

「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

注14【実務経験と指導監督的な実務経験の重複】（特定）

一般建設業の専任技術者の要件のクからシまでのいずれかに該当するための実務経験の期間の全部又は一部が、指導監督的な実務の経験の期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を一般建設業の専任技術者の要件のクからシまでのいずれかに該当するための実務経験の期間として算定すると同時に、指導監督的な実務の経験の期間として算定することができます。

なお、指導監督的な実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とします。ただし、経験期間が重複しているものにあつては原則として二重に計算しませんが、平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工事業許可で請け負った解体工事についての実務の経験の期間については、とび・土工事業と解体工事両方の実務の経験として二重に計算できるものとします。

注 15 【一定の考査】(特定)

サの「一定の考査」は、平成元年度、平成 2 年度及び平成 3 年度に財団法人全国建設研修センターによって実施された管工事技術者特別認定考査です。

シの「一定の考査」は平成元年度、平成 2 年度及び平成 3 年度に財団法人建設業振興基金によって実施された鋼構造物工事技術者特別認定考査です。

☆実務経験の確認 (新規・業種追加・般特新規)

■ 実務経験を要する技術者の場合 ⇒ 記載例は P.63 参照

実務経験証明書(様式第9号)の記載内容について確認できる書類(ア及びウ)

■ 指導監督的な実務経験を要する技術者の場合 ⇒ 記載例は P.64 参照

指導監督的な実務経験証明書(様式第10号)の記載内容について確認できる書類(イ及びウ)

ア 実務経験が確認できる以下の場合に応じた書類

- 工事の実績確認書類(建設業許可を受けていない者を含む)での証明の場合(以下の書類)
証明者(証明する会社または個人事業主)での、工事の実績を記載した全ての工事について、**工期・工事名・工事内容・請負金額**を確認できる書類が必要です。

申請業種についての**工事の契約書・注文書・請求書・内訳書等の書類**で確認します。

※証明したい業種について、確認できた工事と次の工事との期間が12か月以上空かなければ連続した期間、経験があることとみなします。

例：A社が施工した「建築一式工事」の確認書類を

「平成 21.8 月分→平成 22.8 月分→平成 23.4 月分→平成 23.12 月分→平成 24.11 月分
→平成 25.3 月分→平成 26.3 月分→平成 26.7 月分→平成 27.2 月分」を提示する。

12 か月以上空かずに確認ができたので、**H21.8 月 ~ H27.2 月** までの**実績確認 OK**

- 過去に実務経験で専任技術者として証明されている者の場合(以下のいずれかの書類)
 - ・ 建設業許可申請書の一部(受付印のある表紙及び実務経験証明書(様式第9号))
 - ・ 変更届の一部(受付印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び実務経験証明書(様式第9号))

- 建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）において実務経験で専任技術者として証明されていない者の場合（以下のいずれかの書類）
 - ・ 建設業許可申請書の一部（受付印のある表紙及び証明を受ける技術者の実務経験の期間が過去に証明を受けていた者の実務経験の期間を含む実務経験証明書（様式第9号））
 - ・ 変更届の一部（受付印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び証明を受ける技術者の実務経験の期間が過去に証明を受けていた者の実務経験の期間を含む実務経験証明書（様式第9号））
 - ・ 決算変更届の一部（受付印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び実務経験年数の証明期間に相当する工事経歴書（様式第2号））

（注）法施行前後のとび・土工工事業及び解体工事の実務経験年数の取扱いについて

ここでは、法施行前（～H28.5.31）までに許可を受けたとび・土工工事を、「旧とび・土工工事」、法施行後（H28.6.1～）に許可を受けたとび・土工工事を、「新とび・土工工事」といいます。

【概要】

- ①新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とします。
- ②解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数※とします。

※解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書等で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とします。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とします。

（法施行前、法施行後の実務経験の算出例）

法施行前（～H28.5.31）に、8年間の旧とび・土工工事の実務経験、うち3年間は解体工事の実務経験を持つ場合

⇒「新とび・土工工事」の実務経験年数は、「解体工事」分を含む旧とび・土工工事の全ての実務経験年数である「8年」が経験年数となります。「解体工事」の経験年数は、「3年」が経験年数となります

イ 指導監督の実務経験が確認できる以下の場合に応じた書類

- 初めて指導監督の実務経験が必要な専任技術者として証明される者の場合（以下の書類）
証明者（証明する会社または個人事業主）での、工事の実績を記載した全ての工事について、元請・工期・工事名・工事内容・請負金額（4,500万円以上）を確認できる書類が必要です。

申請業種についての工事の契約書・注文書・請求書・内訳書等の書類で確認します。

指導監督の実務経験の経験期間は、各工事の工期の通算が2年以上必要です。

- 過去に指導監督的実務経験が必要な専任技術者として証明されている者の場合（以下のいずれかの書類）
 - 建設業許可申請書の副本の一部（受付印のある表紙及び指導監督的実務経験証明書（様式第10号））
 - 変更届の一部（受付印のある表紙及び完了通知はがき及び指導監督的実務経験証明書（様式第10号））

ウ 実務経験・指導監督的実務経験証明書に記載された経験期間の在籍が確認できる次のいずれかの書類

証明者と申請者が同一の場合又は過去に建設業者から証明を受けている者については原則不要とします。

- （年金の）被保険者記録照会回答票
- 雇用保険被保険者証（申請時点において継続して雇用されている場合）
- 雇用保険被保険者離職票（申請時点において離職している場合）
- 証明者が個人事業主の場合は、証明者の所得税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある第一表＋専従者給与欄又は給与支払者欄に内訳・氏名の記載がある書類
※税務署の受付印または税務署の受信通知（電子申告の場合）を必ず確認します。
※第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要
- 証明者の印鑑証明書（3か月以内のもの）

専任技術者等の資格及びコード表

電気・消防施設はこの限りではありません。(P18 注5参照)

コード	資格区分	建設業法	
		実務経験年数	建設業法の種類
01	法第7条第2号イ該当 (指定学科卒業業者)	大卒3年・高卒5年	
02	法第7条第2号ロ該当	10年	
03	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上) 大臣認定を有する者		
04	法第15条第2号ハ該当 (同号ロと同等以上) 大臣認定を有する者		
建設業法	11	1級建設機械施工技士	土・と・ほ
	1A	1級建設機械施工技士 (附則第4条該当)	土・と・ほ・解
	12	2級建設機械施工技士 (第1～6種)	土・と・ほ
	1B	2級建設機械施工技士 (第1～6種) (附則第4条該当)	土・と・ほ・解
	13	1級土木施工管理技士	※1 土・と・石・鋼・ほ・し・塗・水・解
	1C	1級土木施工管理技士 (附則第4条該当)	土・と・石・鋼・ほ・し・塗・水・解
	14	2級土木施工管理技士 (土木)	※1 土・と・石・鋼・ほ・し・水・解
	1D	2級土木施工管理技士 (土木) (附則第4条該当)	土・と・石・鋼・ほ・し・水・解
	15	2級土木施工管理技士 (鋼構造物塗装)	塗
	16	2級土木施工管理技士 (薬液注入)	と
	1E	2級土木施工管理技士 (薬液注入) (附則第4条該当)	と・解
	20	1級建築施工管理技士	※1 建・大・左・と・石・屋・夕・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具・解
	2A	1級建築施工管理技士 (附則第4条該当)	建・大・左・と・石・屋・夕・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具・解
	21	2級建築施工管理技士 (建築)	※1 建・解
	22	2級建築施工管理技士 (躯体)	※1 大・と・夕・鋼・筋・解
	2B	3級建築施工管理技士 (躯体) (附則第4条該当)	大・と・夕・鋼・筋・解
	23	2級建築施工管理技士 (仕上げ)	大・左・石・屋・と・石・屋・夕・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具
	27	1級電気工事施工管理技士	電
	28	2級電気工事施工管理技士	電
	29	1級管工事施工管理技士	管
30	2級管工事施工管理技士	管	
31	1級電気通信工事施工管理技士	通	
32	2級電気通信工事施工管理技士	通	
33	1級造園施工管理技士	園	
34	2級造園施工管理技士	園	
建築士法	37	一級建築士	建・大・屋・夕・鋼・内
	38	二級建築士	建・大・屋・夕・内
	39	木造建築士	大
技術士法	41	建設・総合技術監理 (建設)	土・と・電・ほ・し・園・解
	4A	建設・総合技術監理 (建設) (附則第4条該当)	土・と・電・ほ・し・園・解
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)	土・と・電・鋼・ほ・し・園・解
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」) (附則第4条該当)	土・と・電・鋼・ほ・し・園・解
	43	農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)	土・と
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」) (附則第4条該当)	土・と・解
	44	電気電子・総合技術監理 (電気電子)	電・通
	45	機械・総合技術監理 (機械)	機
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理 (機械「流体工学」又は「熱工学」)	管・機
	47	上下水道・総合技術監理 (上下水道)	管・水
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上水道及び工業用水道」)	管・井・水
	49	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)	土・と・し
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」) (附則第4条該当)	土・と・し・解
	50	森林「林業」・総合技術監理 (森林「林業」)	園
	51	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)	土・と・園
	5A	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)	土・と・園・解
52	衛生工学・総合技術監理 (衛生工学)	管	
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)	管・水	
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物管理」)	管・水・清	
電気工事士法	55	第1種電気工事士	電
	56	第2種電気工事士	3年 電
電気事業法	58	電気主任技術者 (第1～3種)	5年 電
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者	5年 通
水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年 管

消防法	68	甲種消防設備士		消
	69	乙種消防設備士		消
職業能力開発促進法 ※2	71	建築大工（1級） 建築大工（2級）	3年	大
	64	型枠施工（1級） 型枠施工（2級）	3年	大・と
		6B	型枠施工（1級）（附則第4条該当） 型枠施工（2級）（附則第4条該当）	3年
	72		左官（1級） 左官（2級）	3年
		57	とび・とび工（1級） とび・とび工（2級）	3年
	5B		とび・とび工（1級）（附則第4条該当） とび・とび工（2級）（附則第4条該当）	3年
		73	コンクリート圧送施工（1級） コンクリート圧送施工（2級）	3年
	7A		コンクリート圧送施工（1級）（附則第4条該当） コンクリート圧送施工（2級）（附則第4条該当）	3年
		66	ウェルポイント施工（1級） ウェルポイント施工（2級）	3年
	6C		ウェルポイント施工（1級）（附則第4条該当） ウェルポイント施工（2級）（附則第4条該当）	3年
		74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級） 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（2級）	3年
	75		給排水衛生設備配管（1級） 給排水衛生設備配管（2級）	3年
		76	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工（1級） 配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工（2級）	3年
	70		建築板金「ダクト板金作業」（1級） 建築板金「ダクト板金作業」（2級）	3年
		77	タイル張り・タイル張り工（1級） タイル張り・タイル張り工（2級）	3年
	78		築炉・築炉工（1級）・れんが積み 築炉・築炉工（2級）	3年
		79	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工 ブロック建築・ブロック建築工（2級）	3年
	80		石工・石材施工・石積み（1級） 石工・石材施工・石積み（2級）	3年
		81	鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）・製缶（1級） 鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）・製缶（2級）	3年
	82		鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の双方）（1級） 鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の双方）（2級）	3年
		83	工場板金（1級） 工場板金（2級）	3年
	84		板金（屋根工事業については選択科目「建築板金作業」）・建築板金 ・板金工（屋根工事業については選択科目「建築板金作業」）（1級） 板金（屋根工事業については選択科目「建築板金作業」）・建築板金 ・板金工（屋根工事業については選択科目「建築板金作業」）（2級）	3年
		85	板金・板金工・打ち出し板金（1級） 板金・板金工・打ち出し板金（2級）	3年
	86		かわらぶき・スレート施工（1級） かわらぶき・スレート施工（2級）	3年
		87	ガラス施工（1級） ガラス施工（2級）	3年
	88		塗装・木工塗装・木工塗装工（1級） 塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）	3年
		89	建築塗装・建築塗装工（1級） 建築塗装・建築塗装工（2級）	3年
	90		金属塗装・金属塗装工（1級） 金属塗装・金属塗装工（2級）	3年

	コード	資格区分	実務経験年数	建設業の種類
職業能力開発促進法 ※2	91	噴霧塗装（1級）		塗
		噴霧塗装（2級）	3年	塗
	67	路面標示施工		塗
	92	畳製作・畳工（1級）		内
		畳製作・畳工（2級）	3年	内
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）		内
		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）	3年	内
	94	熱絶縁施工（1級）		絶
		熱絶縁施工（2級）	3年	絶
	95	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作成」）・カーテンホル施工・サッシ施工（1級）		具
		建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作成」）・カーテンホル施工・サッシ施工（2級）	3年	具
	96	造園（1級）		園
		造園（2級）	3年	園
	97	防水施工（1級）		防
防水施工（2級）		3年	防	
98	さく井（1級）		井	
	さく井（2級）	3年	井	
	61	地すべり防止工事	1年	と・井
	6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）	1年	と・井・解
	40	基礎ぐい工事		と
	62	建築設備士	1年	電・管
	63	計装	1年	電・管
	60	解体工事		解
	99	その他（建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件（S47.3.8建設省告示第352号）の第3号に該当		

※1： 1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、2級建築施工管理技士（建築又は躯体）の資格を有する者で、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2： 技能士（2級）を平成16年3月31日までに取得している場合の実務経験は1年です。

： 配管・・・選択科目が「建築配管作業」とするものに限られます。

： 鉄工・・・選択科目が「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

： 鉄筋施工・・・選択科目が「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の双方に合格したものに限られます。

： 板金・板金工・・・屋根工事業の有資格者として認められるのは、板金・板金工にあつては選択科目が「建築板金作業」、建築板金にあつては選択科目が「内外装板金作業」に限られます。

： 木工・・・選択科目が「建具製作作業」とするものに限られます。

（上記は、職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）の改正後の資格取得に限ります。）

3 財産的基礎等

☆財産的基礎等について

■一般建設業における財産的基礎、金銭的信用

申請者が請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかでないこととし、申請時点において、次のいずれかに該当する者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取り扱います。

ア 直前の決算において、自己資本の額が500万円以上であること。

イ 金融機関の預金残高証明書（**残高日が申請日前4週間以内のもの**）で、500万円以上の資金調達能力を証明できること。

ウ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。（5年目の更新申請者は、この基準に適合するものとみなします。）

■特定建設業における財産的基礎

申請者が発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足りる財産的基礎を有することとし、原則として、許可申請時の直前の決算期における財務諸表において、次のすべてに該当するものは、倒産することが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取り扱います。

ア 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。

イ 流動比率が75%以上であること。

ウ 資本金の額が2,000万円以上であること。

エ 自己資本の額が4,000万円以上であること。

注1【欠損の額】

- ・ 法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額をいいます。
- ・ 個人にあっては貸借対照表の事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

注2【流動比率】 流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。

注3【資本金】

- ・ 法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
- ・ 個人にあっては期首資本金をいいます。

注4【自己資本】

- ・ 法人にあっては貸借対照表における純資産の額をいいます。
- ・ 個人にあっては貸借対照表における期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額をいいます。

※ 資本金の増資による特例

資本金の額について、申請時直前の決算期における財務諸表では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関する基準を満たしているものとして取り扱います。

この取扱いは資本金に限ったもので、自己資本は財務諸表で基準を満たすことが必要です。

☆財産的基礎等の要件の確認

■ 一般建設業の場合（新規・新規許可後5年以内の許可換え新規、業種追加）

ア 自己資本の額が500万円以上である者

- ・ 新規設立の法人にあつては創業時における財務諸表（開始貸借対照表）
- ・ 新規設立の個人にあつては創業時における財務諸表（開始貸借対照表） + イの書類
- ・ 1期目以降の決算を終了し確定申告期限を経過した場合は、申請時直前の決算期における財務諸表及び**確定申告書の下記の書類**

（法人）法人税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある別表一 + 決算報告書
+ 貸借対照表に未払法人税等が計上されていない場合は別表五（一）

（個人）所得税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある第一表 + 第二表
+ 青色申告決算書又は収支内訳書 + 貸借対照表

※税務署の受付印または税務署の受信通知（電子申告の場合）を必ず確認します。

イ 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者

- ・ 金融機関が発行する500万円以上の預金残高証明書

（何月何日現在の残高証明が**申請日前4週間（28日）以内のもの**）

※金融機関が発行した日付（発行日）ではありませんので注意してください。

ウ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

- ・ 5年目の更新申請者は、この基準に適合するものとみなし、特に書類は不要です。

※ 許可の有効期限の経過後、新たに許可を受けようとする者は、ア又はイにより確認します。

■ 特定建設業の場合（特定建設業にかかるすべての申請）

ア 新規設立の法人

新規設立の法人にあつては創業時における財務諸表（開始貸借対照表）※個人はイのみ

イ 1期目以降の決算が終了した法人または個人

1期目以降の決算を終了し確定申告期限を経過した企業にあつては、申請時直前の決算期における財務諸表及び**確定申告書の下記の書類**

（法人）法人税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある別表一 + 決算報告書 + 貸借対照表に未払法人税等が計上されていない場合は別表五（一）

（個人）所得税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある第一表 + 第二表 + 青色申告決算書 + 貸借対照表

※税務署の受付印または税務署の受信通知（電子申告の場合）を必ず確認します。

4 欠格要件と誠実性

☆欠格要件について

■一般建設業、特定建設業における欠格要件

申請者が次のアからスまで（許可の更新を受けようとする申請者にあつては、ア又はキからスまで）のいずれにも該当せず、かつ、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていない場合、基準に適合しているものとして取り扱います。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 法第 29 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者

ウ 法第 29 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から 5 年を経過しない者

エ ウに規定する期間内に法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ウの通知の前日 60 日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは一定の使用人であつた者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であつた者で、当該届出の日から 5 年を経過しない者

オ 法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

カ 許可を受けようとする建設業について、法第 29 条の 4 の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者

キ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ク 法、又は一定の法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（スにおいて「暴力団員等」という）

コ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

サ 法人でその役員等又は一定の使用人のうちに、アからエまで又はカからケまでのいずれかに該当する者（イに該当する者についてはその者が法第 29 条第 1 項の規定により許可を取り消される以前から、ウ又はエに該当する者についてはその者が法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、カに該当する者についてはその者が法第 29 条の 4 の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は一定の使用人であつた者を除く。）のあるもの

シ 個人で一定の使用人のうちに、アからエまで又はカからケまでのいずれかに該当する者（イに該当する者についてはその者が法第 29 条第 1 項の規定により許可を取り消される以前から、ウ又はエに該当する者についてはその者が法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、カに該当する者についてはその者が法第 29 条の 4 の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定の使用人であつた者を除く。）のあるもの

ス 暴力団員等がその事業活動を支配する者

アの確認のため、全ての役員について、以下の 2 点の書類が必要となります。

（顧問、相談役及び総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主は必要ありません。）

- 登記されていないことの証明書 ⇒ 法務局が発行します。
- 身分証明書 ⇒ 本籍地の市区町村の戸籍事務担当課が発行します。

登記されていないことの証明書	
①氏名	
②生年月日	
③住所	
④本籍	
上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記載がないことを証明する。	
平成〇〇年〇月〇日	
東京法務局 登記官	〇〇 〇〇

身分証明書	
本籍	大阪府〇〇市〇〇区〇〇町
本人氏名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
1 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。	
2 後見の登記の通知を受けていない。	
3 破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けていない。	
上記のとおり証明する。	
平成〇〇年〇月〇日	
〇〇区市町村長	〇〇 〇〇

注1 【一定の法令の規定】

「一定の法令の規定」とは次に掲げるものです。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- 刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の3（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）又は第247条（背任罪）
- 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第10項前段（同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項（第1号に係る部分に限る。）
- 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第26条
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者に係る同法第91条
- 景観法（平成16年法律第110号）第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）第5条の規定に違反した者に係る同法第117条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条第1項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第44条の規定により適用される場合を含む。第7条の3第3号において同じ）又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- 職業安定法（昭和22年法律第141号）第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- 労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

注2【刑の執行猶予の言渡しを受けた者の取扱い】

刑の執行猶予の言渡しを受けた後、その言渡しを取り消されることなく猶予期間を経過した者は欠格事項には該当しません。

☆誠実性について

■一般建設業、特定建設業における誠実性

申請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等、若しくは一定の使用人が、申請者が個人である場合においては、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でない場合に基準に適合しているものとして取り扱います。

注1【役員等】

役員等は、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。同様以上の支配力を有するものと認められる者である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る）を含みます。

注2【一定の使用人】

一定の使用人とは、支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいいます。

注3【不正な行為】

「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいいます。

注4【不誠実な行為】

「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。

注5【基準を満たさない者の例示】

申請者が法人である場合においては、当該法人の非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、次に該当する場合は原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱います。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者。

注6【許可を受けて継続して建設業を営んでいた者】

許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注3又は注4に該当する行為をした事実が確知された場合、若しくは注5のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱います。

5 営業所の要件等

☆営業所の要件等について

■一般建設業、特定建設業における営業所の要件

営業所は、原則として以下のすべてに該当することを要します。

- 事務所など建設業の営業を行うべき場所を常時使用する権限を有していること
- 建物の外観又は入口等において、申請者の商号又は名称が確認できること
- 固定電話、事務機器、机等什器備品を備えていること
- 許可を受けた建設業者にあつては、営業所ごとに法第 40 条に基づく標識（建設業の許可票）を掲げていること
- 支店等の代表者が常勤しており、かつ契約締結等に関する権限を申請者から委任されていること
- 専任技術者が営業所に常勤して専らその職務に従事していること

★建設業の営業所とは

常時建設工事に係る請負契約等を締結するなど、請負契約の見積り、入札、契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所

建設業の許可を受ける場合、主たる営業所（例：本社、本店）を設ける必要があります。主たる営業所以外にも、従たる営業所（例：支社、支店）を設けることも出来ますが、その場合、それぞれの従たる営業所に、支店長や専任技術者を配置する必要があります。

※建設工事に係る実質的な行為を行う従たる営業所の所在地が他府県にある場合は、大阪府知事許可ではなく、大臣許可となりますので、ご注意ください。

単なる連絡事務所はこれには該当しませんが、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど建設業に関する営業に実質的に関与するものである場合には、この営業所にあたります。したがって、登記上だけの本店・支店や、建設業の業務と関係のない本店・支店は該当しません。

☆営業所の要件確認等（新規）

新規申請の場合、以下の事務所の使用権利関係を確認するための書類が必要です。また、支店等を設置する場合は、これらの書類とあわせて支店長等の権限委任を確認するための書類が必要です。（新規申請以外は、不要です。ただし疑義が生じた場合には、提示を求めることがあります。）

■ 事務所の使用権利関係の確認

ア 自己所有の場合

申請者及び法人の役員、個人事業主、個人の支配人が、事務所を設置する建物の2分の1以上を所有している場合、次のいずれか一つの書類

- ・ 建物の登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの）
- ・ 固定資産評価証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ・ 固定資産税・都市計画税の納税通知書（直近のものに限る）
- ・ 登記済証（権利書）
- ・ 登記識別情報通知
- ・ 建物の売買契約書（登記が確認できない場合等）

イ 賃貸等の場合

- ・ 賃貸借契約書

※ 賃貸借契約書の使用目的が居住用に限定されている場合や事務所禁止となっている場合又は申請者と借主が異なる場合等は、貸主の使用承諾書等で確認させていただく必要がありますので、併せてご用意ください。

※ 申請者が個人で、個人事業主の親族等が建物を所有している場合は、上記「ア 自己所有の場合」に記載している持参書類に加えて所有者の使用承諾書等の提示が必要です。

※ 申請者の関係企業等との賃貸借契約書を提示された場合、転貸禁止等になっていないかを確認するために、関係企業等が所有者と締結している賃貸借契約書も併せてご用意ください。関係企業等が所有している場合は、その所有権を確認するために、別途、上記「ア 自己所有の場合」に記載している持参書類も併せてご用意ください。

上記に記載されている確認書類のほかに、必要に応じて使用承諾書等の提示を求める場合があります。

■ 支店長等の権限委任の確認

法人の取締役会等又は代表取締役又は個人事業主からの建設業に係る請負契約の締結等、委任内容が確認できる「委任状」

（支店長等が法人の役員又は個人の事業専従者である場合は不要です。）

注1 【共有名義等】

法人の役員・個人事業主・支配人などが建物を持分2分の1以上所有している場合は、使用承諾書の提示を不要とします。また、共有名義人の使用承諾書の提示も不要です。

注2 【使用目的】

賃貸契約書上、使用目的が「倉庫」となっている場合、営業所の写真によって事務所としての使用が確認できる場合は、使用承諾書の提示は不要です。

6 常勤性の確認

経營業務の管理責任者、専任技術者、支店長等（令3）の常勤性の確認

（更新を含むすべての申請）※常勤性の確認書類については、P.34 参照。

- 対象者が**法人の役員又は従業員**の場合 1又は2の書類
（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあつては2の書類）
- 対象者が**個人事業主**の場合 3の書類
（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあつては4及び6の書類）
- 対象者が**個人事業の専従者**の場合 3及び5の書類
（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあつては5及び6の書類）
- 対象者が**個人事業の従業員**の場合 1又は2の書類
（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあつては、2又は5及び6の書類）

注1 役員就任直後又は従業員として雇用直後の者にあつては、次のとおりとします。

- ・ 役員就任直後の場合 7及び10の書類
（ただし、役員就任後3か月目の報酬が未支給の方にあつては8及び10の書類）
- ・ 従業員として雇用直後の場合 7及び10の書類
（ただし、雇用後3か月目の賃金が未支給の方にあつては9及び10の書類）

注2 対象者が次に該当する場合は、以下の書類が別途必要になります。

- ・ 75歳未満の後期高齢者医療制度被保険者の方は後期高齢者医療制度被保険者証
- ・ 外国籍の方は住民票（住所、国籍、氏名（通称名含む）、生年月日を確認できる本人の抄本）
※住民票はマイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して提示して下さい。
- ・ 出向者の方は出向協定書及び出向辞令
- ・ 役員報酬等の月額が10万円未満の方又は給与の額が大阪府の地域別最低賃金（月額10万円を目安額とします）を下回る方であつて、かつ代表者又は代表者と生計を一にする方は、健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証、住民税課税証明書及び申請者の確定申告書類

※法人の役員についても同様に確認します。

※住民税課税証明書及び申請者の確定申告書類については同一の期間で確認させていただく必要があります。（法人で12月決算以外の場合には確定申告書を2年分求めることとなりますので、あらかじめご了承ください。）

注3 他社（者）において常勤または専任を要する業務に従事している場合、重複しての確認は出来ませんので、ご注意ください。例えば、経營業務の管理責任者及び専任技術者は、宅建業での、代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士と兼務することが出来ません。ただし、同一法人（個人事業は除く）で、同一場所で勤務する場合に限り、兼務は可能です。

※住民票の住所と実際の居所が異なる方は、別途確認書類の提示を求めます。⇒ P.34 参照

常勤性の確認書類一覧表

番号	確 認 書 類
1	健康保険被保険者証（申請時において有効なもの） ＋健康保険被保険者標準報酬決定通知書（直近年のもの）※健康保険被保険者証が事業所名のない建設国保等の場合は、別途建設国保等の加入証明書も必要です。
2	住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用） ＋住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）※双方とも直近年のものがが必要です。
3	国民健康保険被保険者証（申請時において有効なもの）
4	直前の個人事業主の所得税の確定申告書（税務署の受付印のある第一表） ※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。
5	直前の個人事業主の所得税の確定申告書（税務署の受付印のある第一表 ＋事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に氏名・金額の記載がある書類） ※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。
6	市町村の長が発行する住民税課税証明書（直近年のもの）
7	直前3か月分の賃金台帳等
8	役員報酬に関する役員会議事録
9	雇用契約書又は労働条件明示書（給与額が確認できるもの）
10	住民税特別徴収切替申請書（市町村の受付印のある控え）

※常勤性の確認書類一覧表の組合せについては、P.33 を必ず確認して下さい。

☆住民票の住所と実際の居所が異なる方の確認書類（例）

（居所から営業所まで、通勤に1時間半以上かかると思われる場合に、確認させていただきます。）

※居所について、対象者名義の公共料金の領収書・請求書・契約書

※居所の最寄り駅から営業所の最寄り駅までの6か月以上分の通勤定期券

※対象者が、居所を使用していることがわかる貸主からの賃貸契約書や承諾書

第3 事前準備と様式の記載例

■ 事前準備

新規申請にあたって、許可の制度についてはP.4～8を、許可の要件等についてはP.9～34を参考に、以下の事項についてご留意ください。

ア 許可の必要性、知事許可と大臣許可、一般建設業と特定建設業について判断してください。

注1 般特新規申請とは、一般建設業（又は特定建設業）のみの許可を受けている者が、新たに特定建設業（又は一般建設業）の許可を申請することをいいます。

注2 新たな業種の許可を受けるにあたり、大阪府以外の都道府県に営業所を設置する場合（都道府県知事の許可を受けた者が2以上の都道府県に営業所を有することとなったとき）は、国土交通大臣の許可換え新規申請による許可が必要となります。

イ 建設業の業種で、29業種に分類されている業種のうち必要とする業種を決定してください。建設工事の種類、業種、内容及び建設工事の例示はP.94～96を参照してください。

法人にあっては、定款及び商業登記簿謄本において、建設工事の完成を請け負う営業であることが文理上確認できる目的を定めていることを確認しております。（例：「建設業」、「土木建築工事請負」などは全業種の目的として可としています。記載範囲の目安は、P.97を参照ください。）

ウ 許可を受けるためには、以下1～5の要件をすべて満たす必要があります。

- 1 経營業務の管理責任者 ⇒ P.9～15 参照
- 2 専任技術者（一般建設業と特定建設業で、要件が異なります。） ⇒ P.16～25 参照
- 3 財産的基礎等（一般建設業と特定建設業で、要件が異なります。） ⇒ P.26～27 参照
- 4 誠実性と欠格要件等 ⇒ P.28～30 参照
- 5 営業所の要件 ⇒ P.31～32 参照

エ 許可の要件を満たしているか否かについては、申請者において必要な確認書類を準備できるかが最終的な判断となります。確認書類については、P.9～34をご覧ください。

※般特新規・業種追加・更新については、以下の事項についてもご留意ください。

オ 直近の申請以降、商号、資本金、役員等、営業所、経營業務の管理責任者、専任技術者等について変更の有無を確認し、変更があれば変更の内容について大阪府知事に変更届を提出しているかどうかを確認してください。

カ 直近の申請以降、毎年の決算終了後4か月以内に決算内容等についての届出が義務付けられているので、手続きが完了しているかを確認してください。各種届出が完了していない場合は、速やかに手続きを完了してください。

キ 般特新規申請と併せて、有効期間の残っている他のすべての許可についても同時に許可の更新を申請し許可を一本化することができます。詳しくはP.7をご覧ください。

ただし、この場合は、現在有効な許可の満了日まで30日以上残っていることが必要です。

ク 財産要件については、一般建設業の更新時に確認書類の提示は必要ありませんが、新規許可後5年以内の一般建設業の業種追加をする場合や特定建設業の更新及び業種追加する場合は、確認書類の提示が必要となります。

■ 申請書類

申請書類は、申請の区分及び申請者が法人か個人で必要書類が異なりますので、【申請区分別申請書類一覧（法人用P.36～39・個人用P.40～43）】をご覧ください。

なお、申請書類のうち建設業法施行規則等の様式、サンプル様式については、大阪府住宅まちづくり部建築振興課のホームページからダウンロードしていただけます。また、大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）2階の諸用紙売場（P.1）で用紙類を販売しています。

1 申請区分別申請書類一覧（法人用）

※綴り方はP.44～45参照

※申請時には、申請書類と併せて、確認書類が必要です。

詳しくは**第2 許可に必要な要件**（P.9～34）を必ず参照してください。

■は必要な書類 ▲は場合により必要な書類 -は不要な書類

新規	許可 換え	般・特 新規	業 種 追 加	更 新	般・特 新規 + 業種 追加	般・特 新規 + 更新	業種 追 加 + 更 新	般・特 新規 + 業種 追 加 + 更 新	書類の名称（様式番号） 及び注意事項 省令様式とは、建設業法施行規則で定められた様式 です。
■	■	■	■	■	■	■	■	■	建設業許可申請書（省令様式第1号）
許可換えのときは、申請時に有効な許可通知書の写しを添付して下さい。									
■	■	■	■	■	■	■	■	■	役員等の一覧表（省令様式第1号 別紙1）
※法人の場合は、監査役を除く、法人の役員、顧問、相談役、又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る）、その他役員と同等以上の支配力を有する者を記載してください。									
■	■	■	■	-	■	■	■	■	営業所一覧表（新規許可等） （省令様式第1号 別紙2（1））
-	-	-	-	■	-	■	■	■	営業所一覧表（更新） （省令様式第1号 別紙2（2））
■	■	■	■	■	■	■	■	■	証紙等の貼付用紙 （省令様式第1号 別紙3）
■	■	■	■	■	■	■	■	■	専任技術者一覧表 （省令様式第1号 別紙4）
■	■	■	■	-	■	▲	▲	▲	工事経歴書（省令様式第2号）
▲は更新申請をする業種に関しては省略可能です。									
■	■	■	■	-	■	■	■	■	直前3年の各事業年度における工事施工金額（省令様式第3号）
■	■	■	■	-	■	■	■	■	使用人数（省令様式第4号）
■	■	■	■	■	■	■	■	■	誓約書（省令様式第6号）
■	■	■	■	■	■	■	■	■	登記されていないことの証明書
<p>※法務局本局で交付された3か月以内の原本を添付してください。</p> <p>※「登記されていないことの証明書」とは、許可申請者（法人の役員全員）及び施行令第3条に規定する使用人（支店長等）が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書）のことで、法人役員が未成年者の場合は本人だけでなく法定代理人の分も必要となる場合がありますので、事前にお問合せください。</p> <p>※添付は役員のみ必要で、顧問、相談役、又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る）、その他役員と同等以上の支配力を有する者については添付不要です。</p>									

新規	許可 換え	般・特 新規	業種 追加	更新	般・特 新規 + 業種 追加	般・特 新規 + 更新	業種 追加 + 更新	般・特 新規 + 業種 追加 + 更新	書類の名称（様式番号） 及び注意事項 省令様式とは、建設業法施行規則で定められた 様式です。
■	■	■	■	■	■	■	■	■	市町村の長の証明書
<p>※本籍地を所管する市町村で交付された3か月以内の原本を添付してください。ただし、外国籍の方については、市町村の長の証明書に代えて、住民票（国籍、氏名（通称名含む）、生年月日を確認できる本人の抄本）（発行日から3か月以内の原本）を添付してください。</p> <p>※住民票は必ずマイナンバーの記載のないものを添付して下さい。</p> <p>※市町村の長の証明書とは、許可申請者（法人の役員全員）及び令第3条に規定する使用人（支店長等）が、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者及び禁治産・準禁治産者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書のことです。なお、法人役員が未成年者の場合は本人だけでなく法定代理人の分も必要となる場合がありますので、事前にお問合せください。</p> <p>※添付は役員のみ必要で、顧問、相談役、又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る）、その他役員と同等以上の支配力を有する者については添付不要です。</p>									
■	■	■	■	■	■	■	■	■	経營業務の管理責任者証明書 （省令様式第7号）
■	■	■	■	■	■	■	■	■	経營業務の管理責任者の略歴書 （省令様式第7号別紙）
■	■	■	■	—	■	■	■	■	専任技術者証明書（新規・変更） （省令様式第8号）
<p>技術者の技術的資格を証する以下の書類のうち該当するもの ▲は更新申請する業種に関する書類についてのみ省略可能です。</p>									
■	■	■	■	▲	▲	▲	▲	▲	国家資格等の資格を証する書面の写し、 又は監理技術者資格者証の写し
				—					卒業証明書の原本（発行日から3か月以内） 又は卒業証書の写し
									実務経験証明書 （省令様式第9号）
									指導監督的実務経験証明書 （省令様式第10号）
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	建設業法施行令第3条に規定する使用人の 一覧表（省令様式第11号）
<p>▲本店等以外の営業所がある場合のみ添付してください。</p>									
■	■	■	—	—	▲	▲	—	▲	国家資格者等・監理技術者一覧表 （省令様式第11号の2）
<p>※新規、許可換えの場合及び般特新規において一般から特定に許可換えする場合は、国家資格者の在籍の有無に関わらず必ず添付してください。在籍がない場合は、余白に該当なしと記載してください。なお、般特新規申請の場合、既に登録されている国家資格者については、記載する必要はありません。</p>									

新規	許可 換え	般・特 新規	業 種 追 加	更 新	般・特 新規 + 業 種 追 加	般・特 新規 + 更 新	業 種 追 加 + 更 新	般・特 新規 + 業 種 追 加 + 更 新	書類の名称（様式番号） 及び注意事項 省令様式とは、建設業法施行規則で定められた 様式です。
技術者の技術的資格を証する以下の書類のうち該当するもの ▲は更新申請する業種に関する書類についてのみ省略可能です。									
■	■	■	—	—	▲	▲	—	▲	国家資格等の資格を証する書面の写し、 又は監理技術者資格者証の写し 実務経験証明書（省令様式第9号） ※国家資格で実務経験が必要な場合に添付 してください。
■	■	■	■	■	■	■	■	■	許可申請者の住所、生年月日等に関する調 書（省令様式第12号）
※法人の場合は、法人の役員、顧問、相談役、又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、 若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る）、その他 役員と同等以上の支配力を有する者全員分の作成が必要です。なお、役員以外については、「賞罰」の 欄への記載並びに署名及び押印を求めないこととします。									
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	建設業法施行令第3条に規定する使用人の 住所、生年月日等に関する調書 （省令様式第13号）
▲本店等以外の営業所がある場合のみ添付してください。									
■	■	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	商業登記簿謄本 ※発行日から3か月以内の原本を添付して ください。
▲は登記内容に変更がない場合は省略することも可能です。									
■	■	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	定款の写し
▲は定款の内容に変更がない場合は省略することも可能です。									
■	■	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	株主（出資者）調書（省令様式第14号）
▲は変更がない場合は省略することも可能です。									
■	■	—	—	—	—	—	—	—	貸借対照表（省令様式第15号）
※法人設立後第一期決算が未確定の申請者にあつては、法人設立時の貸借対照表（省令様式第15 号）だけを提出し、同様式第16号から第17号の3までの書類の提出は不要です。									
■	■	—	—	—	—	—	—	—	損益計算書、完成工事原価報告書 （省令様式第16号）
■	■	—	—	—	—	—	—	—	株主資本等変動計算書（省令様式第17号）
■	■	—	—	—	—	—	—	—	注記表（省令様式第17号の2）
▲	▲								附属明細表（省令様式第17号の3）
▲は、資本金の額が1億円超であるもの又は直前決算の貸借対照表の負債の合計額が200億円以 上である株式会社のみ添付が必要です。									

新規	許可 換え	般・特 新規	業種 追加	更新	般・特 新規 + 業種 追加	般・特 新規 + 更新	業種 追加 + 更新	般・特 新規 + 業種 追加 + 更新	書類の名称（様式番号） 及び注意事項 省令様式とは、建設業法施行規則で定められた 様式です。
■	■								法人事業税納税証明書
<p>※法人設立後第一期決算が未確定の申請者にあつては、法人事業税納税証明書に代えて大阪府内の各府税事務所に提出した法人設立等申告書の写しを添付してください。</p> <p>※他府県の納税証明書では認めることはできません。</p>									
■	■	▲	▲	■	▲	■	■	■	営業の沿革（省令様式第20号）
■	■	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	所属建設業団体（省令様式第20号の2）
▲は変更がない場合は省略することも可能です。									
■	■	■	■	■	■	■	■	■	健康保険等の加入状況 （省令様式第20号の3）
■	■	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	主要取引金融機関名 （省令様式第20号の4）
▲は変更がない場合は省略することも可能です。									
■	■	■	■	■	■	■	■	■	営業所付近の案内図（案内図記入用紙） （大阪府規則様式第1号その1）
■	■	■	■	■	■	■	■	■	営業所写真（写真貼付用紙） （大阪府規則様式第1号その2） ※申請直前3か月以内に撮影されたものを 貼付してください。
■	■	■	■	■	■	■	■	■	申請書類の表紙 ※大阪府提出用、申請者控え用の両方を A 3で印刷してください。
■	■	■	■	■	■	■	■	■	申請書類の表紙（閲覧不可様式集） ※大阪府提出用、申請者控え用の両方を A 4で印刷してください。
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	委任状（大阪府規則様式第2号） 申請手続きを行う者と申請者が異なる場合 に添付してください。 ※様式及び記載例は P.122～P.124を ご覧ください。

※申請時には、申請書類と併せて、確認書類が必要です。

詳しくは第2 許可に必要な要件（P.9～34）を必ず参照してください。

1 申請区分別申請書類一覧（個人用）

※綴り方はP.44～45参照

※申請時には、申請書類と併せて、確認書類が必要です。

詳しくは **第2 許可に必要な要件** (P.9～34) を必ず参照してください。

■は必要な書類 ▲は場合により必要な書類 -は不要な書類

新規	許可 換え	般・特 新規	業 種 追 加	更 新	般・特 新規 + 業種 追加	般・特 新規 + 更新	業種 追 加 + 更 新	般・特 新規 + 業種 追 加 + 更 新	書類の名称（様式番号） 及び注意事項 省令様式とは、建設業法施行規則で定められた様式 です。
■	■	■	■	■	■	■	■	■	建設業許可申請書（省令様式第1号）
許可換えのときは、申請時に有効な許可通知書の写しを添付して下さい。									
■	■	■	■	-	■	■	■	■	営業所一覧表（新規許可等） （省令様式第1号 別紙2（1））
-	-	-	-	■	-	■	■	■	営業所一覧表（更新） （省令様式第1号 別紙2（2））
■	■	■	■	■	■	■	■	■	証紙等の貼付用紙 （省令様式第1号 別紙3）
■	■	■	■	■	■	■	■	■	専任技術者一覧表 （省令様式第1号 別紙4）
■	■	■	■	-	■	▲	▲	▲	工事経歴書（省令様式第2号）
▲は更新申請をする業種に関しては省略可能です。									
■	■	■	■	-	■	■	■	■	直前3年の各事業年度における工事施工金額（省令様式第3号）
■	■	■	■	-	■	■	■	■	使用人数（省令様式第4号）
■	■	■	■	■	■	■	■	■	誓約書（省令様式第6号）
■	■	■	■	■	■	■	■	■	登記されていないことの証明書
<p>※法務局本局で交付された3か月以内の原本を添付してください。</p> <p>※「<u>登記されていないことの証明書</u>」とは、許可申請者及び令第3条に規定する使用人（支配人）が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書）のことで。</p>									

新規	許可換え	般・特新規	業種追加	更新	般・特新規＋業種追加	般・特新規＋更新	業種追加＋更新	般・特新規＋業種追加＋更新	書類の名称（様式番号） 及び注意事項 省令様式とは、建設業法施行規則で定められた様式です。
■	■	■	■	■	■	■	■	■	市町村の長の証明書
<p>※本籍地を所管する市町村で交付された3か月以内の原本を添付してください。ただし、外国籍の方については、市町村の長の証明書に代えて、住民票（国籍、氏名（通称名含む）、生年月日を確認できる本人の抄本）（発行日から3か月以内の原本）を添付してください。</p> <p>※住民票は必ずマイナンバーの記載のないものを添付して下さい。</p> <p>※市町村の長の証明書とは、許可申請者及び令第3条に規定する使用人（支配人）が、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者及び禁治産・準禁治産者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書のことです。</p>									
■	■	■	■	■	■	■	■	■	経營業務の管理責任者証明書 （省令様式第7号）
■	■	■	■	■	■	■	■	■	経營業務の管理責任者の略歴書 （省令様式第7号別紙）
■	■	■	■	—	■	■	■	■	専任技術者証明書(新規・変更) （省令様式第8号）
<p>技術者の技術的資格を証する以下の書類のうち該当するもの ▲は更新申請する業種に関する書類についてのみ省略可能です。</p>									
■	■	■	■	▲	▲	▲	▲	▲	国家資格等の資格を証する書面の写し、 又は監理技術者資格者証の写し
■	■	■	■	—	▲	▲	▲	▲	卒業証明書の原本（発行日から3か月以内） 又は卒業証書の写し
■	■	■	■	—	▲	▲	▲	▲	実務経験証明書（省令様式第9号） 指導監督的実務経験証明書（省令様式第10号）
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	建設業法施行令第3条に規定する使用人の 一覧表（省令様式第11号）
<p>▲本店等以外の営業所がある場合のみ添付してください。</p>									
■	■	▲	—	—	▲	▲	—	▲	国家資格者等・監理技術者一覧表 （省令様式第11号の2）
<p>※新規、許可換えの場合及び般特新規において一般から特定に許可換えする場合は、国家資格者の在籍の有無に関わらず必ず添付してください。在籍がない場合は、余白に該当なしと記載してください。なお、般特新規申請の場合、既に登録されている国家資格者については、記載する必要はありません。</p>									

新規	許可換え	般・特新規	業種追加	更新	般・特新規＋業種追加	般・特新規＋更新	業種追加＋更新	般・特新規＋業種追加＋更新	書類の名称（様式番号） 及び注意事項 省令様式とは、建設業法施行規則で定められた様式です。
技術者の技術的資格を証する以下の書類のうち該当するもの ▲は更新申請する業種に関する書類についてのみ省略可能です。									
■	■	■	—	—	▲	▲	—	▲	国家資格等の資格を証する書面の写し 又は監理技術者資格者証の写し 実務経験証明書（省令様式第9号） ※国家資格で実務経験が必要な場合に添付してください。
■	■	■	■	■	■	■	■	■	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（省令様式第12号）
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（省令様式第13号）
▲本店等以外の営業所がある場合のみ添付してください。									
▲	▲	▲	—	—	—	—	—	—	支配人登記簿謄本
▲支配人を設置する場合のみ発行日から3か月以内の謄本を添付してください。									
■	■	—	—	—	—	—	—	—	貸借対照表（省令様式第18号） 損益計算書（省令様式第19号）
※事業開始後第一期決算が未確定の申請者にあつては、事業開始時の貸借対照表だけを提出し、損益計算書の提出は不要です。									
■	■	—	—	—	—	—	—	—	個人事業税納税証明書
※事業開始後第一期決算が未確定の申請者にあつては、大阪府内の各府税事務所に提出した個人事業開始届の写しを添付してください。 ※個人事業税の納税証明書は課税時期が、事業年度の翌年8月であることから、8月中旬までは大阪府内の各府税事務所では交付されません。所得税確定申告期限から8月中旬までは、納税証明書に代えて、所得税の確定申告書のうち税務署の受付印★のある第一表の写しを添付してください。★電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。									
■	■	▲	▲	■	▲	■	■	■	営業の沿革（省令様式第20号）
■	■	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	所属建設業団体（省令様式第20号の2）
▲は変更がない場合は省略することも可能です。									
■	■	■	■	■	■	■	■	■	健康保険等の加入状況（省令様式第20号の3）

新規	許可換え	般・特新規	業種追加	更新	般・特新規＋業種追加	般・特新規＋更新	業種追加＋更新	般・特新規＋業種追加＋更新	書類の名称（様式番号） 及び注意事項 省令様式とは、建設業法施行規則で定められた様式です。
■	■	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	主要取引金融機関名 （省令様式第20号の4）
▲は変更がない場合は省略することも可能です。									
■	■	■	■	■	■	■	■	■	営業所付近の案内図（案内図記入用紙） （大阪府規則様式第1号その1）
■	■	■	■	■	■	■	■	■	営業所写真（写真貼付用紙） （大阪府規則様式第1号その2） ※申請直前3か月以内に撮影されたものを貼付してください。
■	■	■	■	■	■	■	■	■	申請書類の表紙 ※大阪府提出用、申請者控え用の両方をA3で印刷してください。
■	■	■	■	■	■	■	■	■	申請書類の表紙（閲覧不可様式集） ※大阪府提出用、申請者控え用の両方をA4で印刷してください。
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	委任状（大阪府規則様式第2号） 申請手続きを行う者と申請者が異なる場合に添付してください。 ※様式及び記載例は P.122～P.124 をご覧ください。

※申請時には、申請書類と併せて、確認書類が必要です。

詳しくは第2 許可に必要な要件（P.9～34）を必ず参照してください。

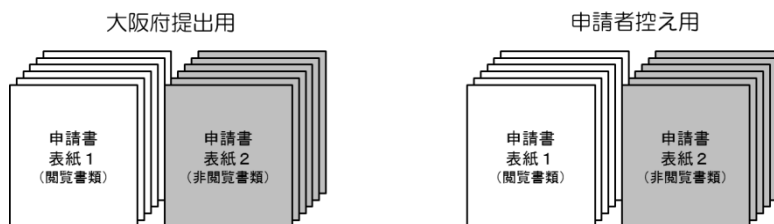
記載上の留意点

- ・ 各様式の記載要領により記載してください。
- ・ 申請者印は、法人の場合は代表者印、個人の場合は個人印を使用してください。
- ・ 申請者印は、各申請・届出において同一のものを使用してください。
- ・ 各様式に個人の氏名を記載する場合は、戸籍上の文字を使用してください。
- ・ 個人の住所を記載する場合は、申請時の居住地の住所を記載してください。
- ・ 提出が求められている様式で記載事項がない場合は、「該当なし」と記載してください。
- ・ 許可換え新規の場合は新規申請と同様の様式を使用しますが、許可行政庁発行の申請時において有効な許可通知書の写しが必要となります。

2 申請書の綴り方

申請書類は、下記のとおり2冊に綴じて申請して下さい。

(大阪府提出用・申請者控え用それぞれに2冊綴じですので、計4冊となります。)



**ホッチキス止め
しないで下さい。**

本取扱いは平成27年4月1日に改正された建設業法により、閲覧に供する書類のうち、個人情報が含まれる書類について、その対象から除外することとなったことによるものです。

■ 表紙1（閲覧に供する書類）に綴じる書類

※作成時に、各様式の形式は変更（追加、削除、縮小、拡大）しないで下さい。

表紙1（閲覧書類用）

順番	様式番号	様式の名称
1	第1号	建設業許可申請書
2	別紙1	役員等の一覧表
3	別紙2（1）	営業所一覧表（新規許可等）
4	別紙2（2）	営業所一覧表（更新）
5	別紙3	証紙貼り付け用紙
6	別紙4	専任技術者一覧表
7	第2号	工事経歴書
8	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額
9	第4号	使用人数
10	第6号	誓約書
11	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
12	第15号~第17号の3	財務諸表（法人）
	第18号~第19号	財務諸表（個人）
13		定款
14	第20号	営業の沿革
15	第20号の2	所属建設業者団体
16	第20号の3	健康保険等の加入状況
17	第20号の4	主要取引先金融機関

※申請時には、申請書類と併せて、確認書類が必要です。

詳しくは **第2 許可に必要な要件** (P.9~34) を必ず参照してください。

■ 表紙2（閲覧に供しない書類）に綴じる書類

※作成時に、各様式の形式は変更（追加、削除、縮小、拡大）しないで下さい。

表紙2（非閲覧書類用）		
順番	様式番号	様式の名称
1	第7号	経営業務の管理責任者証明書
2	7号別紙	経営業務の管理責任者の略歴書
3	第8号	専任技術者証明書（新規・変更）
4		国家資格を証する書面または監理技術者証の写し 卒業証明書の原本または卒業証書の写し
5	第9号	実務経験証明書
6	第10号	指導監督的実務経験証明書
7	第11号の2	国家資格等・監理技術者一覧表
8		国家資格を証する書面または監理技術者証の写し （国監について） 卒業証明書の原本または卒業証書の写し （国監について）
9	第9号	実務経験証明書（国監について）
10	第10号	指導監督的実務経験証明書（国監について）
11	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
12	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
13		後見登記等に関する登記事項証明書
14		市町村の長の発行する証明書 住民票（外国籍の方のみ）
15	第14号	株主（出資者）調書
16		商業登記簿謄本（法人・支配人）
17		納税証明書（大阪府内の各府税事務所発行分）
18	府規則1号	営業所の地図
19	府規則1号	営業所の写真
20	府規則2号	委任状

※申請時には、申請書類と併せて、確認書類が必要です。

詳しくは **第2 許可に必要な要件** (P.9~34) を必ず参照してください。

3 記載例（閲覧書類）P.46～59

様式第一号（第二条関係）

（用紙A4）

00001

様式第一号 建設業許可申請書 建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、実状に相違ありません。

法人で登記されている住所と、実際に営業している住所が異なる場合は、それぞれの住所を二段に分けて記載します。
（登記上）大阪市・・・
（事実上）吹田市・・・

申請者が法人の場合は代表者印を押印、
個人事業主の場合は個人印を押印します。
※様式第1号以下、申請書内の申請者印は必ず同一印を押印して下さい。

行政庁側記入欄

大臣 知事

許可番号 010203

国土交通大臣 知事 許可（特 1）第 0000000000 号

許可年月日 平成 00 年 00 月 00 日

申請年月日 平成 00 年 00 月 00 日

業種追加等と更新を同時に行う場合は「1」
新規や業種追加等のみの場合は「2」と記載します。

許可の有効期間の調整 1. する 2. しない

申請者 大阪建設（株） 代表取締役 大阪次郎

大阪市住之江区南港北6-5-4

ここは記入しないで下さい。

申請する業種を上段に記載し、従前より有効な許可を下段に記載します。
※更新は上下段同じ記載となります。

濁点は1文字として扱いません。
性・名の間は1マス空ける。

個人事業主で支配人がある場合は記載します。

〇〇市〇〇区まで、必ず記載します。

市町村コードはP.112を参照してください。

「6丁目5番4号」の場合
「6-5-4」と記載します。

06-6210-9731

許可を受けようとする建設業 04

申請時において既に許可を受けている建設業 05

商号又は名称のフリガナ 06 オオサカケンセツ

の氏名のフリガナ 07 大阪建設(株)

代表者又は個人の氏名 08 オオサカ ジロウ

支那人の氏名 09 大阪次郎

主たる営業所の所在地市区町村コード 10 27125

都道府県名 大阪府 市区町村名 大阪市住之江区

主たる営業所の所在地 11 南港北6-5-4

電話番号 06-6210-9731

資本金額又は出資総額 12 2000 (千円)

法人番号 13 1234567890123

兼業の有無 14 1 (1.有 2.無)

建設業以外に行っている営業の種類 製造業・運送業

経営業務の管理責任者の氏名 大阪次郎

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁から指定された法人番号を記入ください。
商業登記簿謄本の会社法人等番号（12桁）の前に1桁の検査用数字を加えた番号になります。

記入漏れに注意してください。
ない場合は「該当なし」と記載する。

経営業務管理責任者の氏名を記入してください。

- ※1 法人の場合は下記の略号で記載します。
略号のフリガナは記載は不要です。
- 株式会社・・・(株) 協同組合・・・(同)
 - 有限会社・・・(有) 協業組合・・・(業)
 - 合資会社・・・(資) 企業組合・・・(企)
 - 合名会社・・・(名) 合同会社・・・(合)

★申請書及び添付書類への記載は、黒色のインクを使用して下さい。
★カラム欄に記載する文字は
法人名は「商業登記簿謄本」による
個人名は「戸籍」による文字となります。

■ 別紙一 役員等の一覧表

申請時点での、法人役員（常勤・非常勤含む）・株主等、（※監査役は含みません。）

(用紙A4)

フリガナは必ず記入してください。

役員等の一覧表

平成 年 月 日

役員等の氏名及び役名等			
フリガ 氏	フリガ 名	役名等	常勤・非常勤の別
オオサカ 大阪	シロウ 次郎	代表取締役	常勤
オオサカ 大阪	サブロウ 三郎	取締役	非常勤
オオナムエ 大手前	タロウ 太郎	株主等	

※株主等とは
「法人でかつ株式会社である場合にあっては、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、その他の法人にあっては、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」をいいます。
株主等については、「役員等」の欄には「株主等」と記載し、「常勤・非常勤の別」については記入不要です。

記載を要する者
（株）（有）・・・・・・取締役
（資）（名）（合）・・・業務を執行する社員
組合・・・・・・理事
委員会設置会社・・・・・・執行役
※上記の他に「顧問」「相談役」「株主等」にあたる者。

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

■ 別紙二（１） 営業所一覧表（新規許可等）

別紙二（１）

（用紙A4）

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄		項番	3	8	1	1	大臣 知事	コード	3	8	2	国土交通大臣 知事	許可	（一般 特）	第	5	10	号	平成	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																					
これは記入しないで下さい。																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>今回申請する業種及び従前から有効な許可業種を上段に、従前から有効な許可業種のみを下段に記載します。</p>																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>（主たる営業所）</p> <table border="1"> <tr> <td>主たる営業所の名称</td> <td>フリガナ</td> <td colspan="18">ホシテン</td> </tr> <tr> <td>営業しようとする建設業</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td colspan="22"></td> </tr> </table>																							主たる営業所の名称	フリガナ	ホシテン																		営業しようとする建設業	8	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	変更前																																																																																																																																																																																									
主たる営業所の名称	フリガナ	ホシテン																																																																																																																																																																																																																																																									
営業しようとする建設業	8	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																					
変更前																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>（従たる営業所）</p> <table border="1"> <tr> <td>従たる営業所の名称</td> <td>フリガナ</td> <td colspan="21">該当なし</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>4</td> <td colspan="21"></td> </tr> <tr> <td colspan="23"> <p>建設業を営む営業所がない場合は、必ず「該当なし」と記載します。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="23"> <p>主たる営業所⇒本店 従たる営業所⇒支店 詳しくはP.31～32を参照して下さい。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="23"> <p>（内容）</p> <table border="1"> <tr> <td>従たる営業所の所在地</td> <td>8</td> <td>6</td> <td colspan="19">都道府県名</td> <td>市区町村名</td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>8</td> <td>7</td> <td colspan="19"></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="22"></td> </tr> <tr> <td>営業しようとする建設業</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td colspan="22"></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>																							従たる営業所の名称	フリガナ	該当なし																					8	4																						<p>建設業を営む営業所がない場合は、必ず「該当なし」と記載します。</p>																							<p>主たる営業所⇒本店 従たる営業所⇒支店 詳しくはP.31～32を参照して下さい。</p>																							<p>（内容）</p> <table border="1"> <tr> <td>従たる営業所の所在地</td> <td>8</td> <td>6</td> <td colspan="19">都道府県名</td> <td>市区町村名</td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>8</td> <td>7</td> <td colspan="19"></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="22"></td> </tr> <tr> <td>営業しようとする建設業</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td colspan="22"></td> </tr> </table>																							従たる営業所の所在地	8	6	都道府県名																			市区町村名	郵便番号	8	7																				電話番号																							営業しようとする建設業	8	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	変更前																						
従たる営業所の名称	フリガナ	該当なし																																																																																																																																																																																																																																																									
8	4																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>建設業を営む営業所がない場合は、必ず「該当なし」と記載します。</p>																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>主たる営業所⇒本店 従たる営業所⇒支店 詳しくはP.31～32を参照して下さい。</p>																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>（内容）</p> <table border="1"> <tr> <td>従たる営業所の所在地</td> <td>8</td> <td>6</td> <td colspan="19">都道府県名</td> <td>市区町村名</td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>8</td> <td>7</td> <td colspan="19"></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="22"></td> </tr> <tr> <td>営業しようとする建設業</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td colspan="22"></td> </tr> </table>																							従たる営業所の所在地	8	6	都道府県名																			市区町村名	郵便番号	8	7																				電話番号																							営業しようとする建設業	8	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	変更前																																																																																																																																									
従たる営業所の所在地	8	6	都道府県名																			市区町村名																																																																																																																																																																																																																																					
郵便番号	8	7																																																																																																																																																																																																																																																									
電話番号																																																																																																																																																																																																																																																											
営業しようとする建設業	8	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																					
変更前																																																																																																																																																																																																																																																											

■ 別紙二（２） 営業所一覧表（更新）

別紙二（２）

営業所一覧表（更新）

営業所の名称	所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
		特定	一般
主たる営業所 本店	〒559-8555 大阪市住之江区南港北6-5-4 06-6941-0351	■	建大屋タ内
従たる営業所	該当なし		

更新する業種を記載し、業種追加等で今回申請する業種については記載しません。

■ 別紙三 証紙貼り付け用紙

申請の区分ごとに手数料が必要となります。申請手数料は、大阪府証紙により納付してください。大阪府証紙は大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階証紙売場等で販売しています。他府県の証紙や収入印紙を貼付した場合は還付できませんので、ご注意願います。また、申請後に取り下げや許可拒否処分になった場合も申請手数料は還付しません。

申請の区分	一般建設業又は特定建設業のいずれか一方のみの申請	一般建設業と特定建設業の両方同時の申請
新規	9万円	18万円
許可換え新規	9万円	18万円
般・特新規	9万円	—
業種追加	5万円	10万円
更新	5万円	10万円

■ 別紙四 専任技術者一覧表

別紙四

専任技術者一覧表

「営業所一覧表」（別紙二）に記載した営業所順に専任技術者名を記載してください

申請時点の専任技術者（本店・支店共に）を全員記載します。
※追加のあった者のみではありません。

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	オオサカ 次郎 大阪 次郎	建-7 大-7 屋-7 タ-7 内-7	2 0
本店	スミエ 住之江 太郎	土-4	0 2
堺営業所	サマエ 英手前 五郎	建-7 土-1	3 8 0 1

建設工事の種類コード表

○一般建設業の場合

- 「1」・・・法第7条第2号イ該当
(指定学科を卒業後、一定期間(大学・短大：3年、高校5年)以上の実務経験)
- 「4」・・・法第7条第2号ロ該当(10年以上の実務経験)
- 「7」・・・法第7条第2号ハ該当(国家資格取得者等)

○特定建設業の場合

- 「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当(2年以上の指導監督の実務経験)
- 「3」・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
- 「5」・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当(2年以上の指導監督の実務経験)
- 「6」・・・法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
- 「8」・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当(2年以上の指導監督の実務経験)
- 「9」・・・法第15条第2号イ該当(国家資格取得者等)

P.23~25の「専任技術者等の資格及びコード表」を参照して記載します。
※解体工事業で平成33年3月31日までの経過措置適用の場合はアルファベットを含むコードとなります。

専任技術者については、常勤性の確認書類の提示を求めます。
(P.33~34参照)
新たに追加・変更された資格については、資格者証・免状・卒業証明書(発行日から3か月以内)・実務経験証明書等の確認書類の提出を求めます。
(P.20~22参照)

■ 様式第二号 工事経歴書

- ・ 申請する業種について、申請直前の決算期に対応する完成工事高等を記載してください。
- ・ 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意してください。例えば注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載すること等が考えられます。

注文者		工事名	工事	工事経歴書		工期	
種類又は下請の別	JVの別	建築	(税込・税抜)	配置技術者	請負代金の額	着手年月	完成又は完成予定年月
個人A	元請	A邸新築工事	大阪市住之江区	建設 一郎	12,000	平成〇年〇月	平成〇年〇月
<p>最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載</p>							
<p>小計 1 12,000</p>							
<p>合計 1 12,000</p>							
<p>うち、元請工事 12,000</p>							
<p>うち、元請工事 12,000</p>							

（用紙A4）

各工現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所にレ印を記載

請求代金の額のうち、P.C・法定処理・準備上郡

配置技術者
主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所レ印を記載）
主任技術者 監理技術者

氏名 建設 一郎

共同企業体として行った工事には「JV」と記載

個人A

個人の氏名が特定されないよう留意すること

経営事項審査を申請する場合

① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載
注1. 500万円(一式1,500万円)未満の工事については10件まで記載
注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要

② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記載
注1. 500万円(一式1,500万円)未満の工事については10件まで記載
注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要

③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

経営事項審査を申請しない場合

① 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載
② ①に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

「小計」「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額を記載

■ 様式第三号 直前3年の各事業年度における工事施工金額

- 申請する業種について、3年分の実績を決算期ごとに記載してください。

新規申請にあつては許可を受けようとする建設工事の種類業種追加申請にあつては既に許可を受けているもの及び許可を受けようとする建設工事の種類

経営事項審査を受ける場合は、消費税等税抜きで記載すること(工事経歴書(様式第2号)、財務諸表(様式第15~19号)も税抜きで作成すること)

3年分の施工金額の内訳を建設工事の種類毎に記載すること	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額			その他の建設工事の施工金額	合計
	元請	下請	土木一式工事	建築一式工事	管工事		
第1 1期	元請	公共	98,000	7,000	0	0	105,000
平成23年6月1日から	元請	民間	16,000	0	0	0	16,000
平成24年5月31日まで	下請		24,000	0	11,000	3,000	38,000
	計		138,000	7,000	11,000	3,000	159,000
第1 2期	元請	公共	45,000	6,000	0	0	51,000
平成24年6月1日から	元請	民間	9,000	0	0	0	9,000
平成25年5月31日まで	下請		0	0	2,000	2,000	4,000
	計		54,000	6,000	2,000	2,000	64,000
第1 3期	元請	公共	80,000	5,000	20,000	0	105,000
平成25年6月1日から	元請	民間	25,000	0	0	1,500	26,500
平成26年5月31日まで	下請		0	0	3,000	4,000	7,000
	計		105,000	5,000	23,000	5,500	138,500
平成 年 月 日まで	計						
第 期	元請	公共					
平成 年 月 日から	元請	民間					
平成 年 月 日まで	下請						
	計						
第 期	元請	公共					
平成 年 月 日から	元請	民間					

建設工事の種類毎に作成した工事経歴書の合計欄のうち元請工事の金額と一致します

建設工事の種類毎に作成した工事経歴書の合計欄の金額と一致します

損益計算書(様式17号または19号)の完成工事高の金額と一致します
業種毎の計の数値がそれぞれ切り捨て等により千円単位としているため、表の縦又は横の合計と合計欄の数値とは必ずしも一致しません

許可を受けていない建設工事の実績がある場合に必ず記載すること
(※業種追加申請の際、追加で許可を受けようとする業種についての実務経験は、実績記載のない年度においては認められません。)

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

■ 様式第四号 使用人数

様式第四号（第二条関係）

（用紙A4）

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	(a)+(c)+(d) 5 人	(e) 1 人	(b)+(f) 2 人	8 人
堺店	(g) 1 人		(h) 1 人	2 人
使用人数には、法人にあっては常勤の役員を、個人事業にあっては事業主本人を含めてください。				
経営事項審査を受ける業者にあっては、技術職員名簿の技術者の数との整合性を保つ必要があるので注意してください				
<p>記載例 株式会社 大阪工事 の例</p> <p>役員 4名（本店4名） 2名が常勤役員=(a)1名（社長）が1級施工管理技士 (b)1名が事務系担当役員 2名が非常勤役員</p> <p>従業員 11名 内訳 本店8名 6名が常勤=(c)2名が2級施工管理技士・(d)2名が10年の実務経験者 (e)1名が10年未満の現場の技術見習者・(f)1名が事務系従業員 2名がパート 堺店3名 2名が常勤=(g)1名が1級施工管理技士・(h)1名（支店長）が事務系従業員 1名がパート</p>				
合計	6 人	1 人	3 人	10 人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。労務者は含めないものとする。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

■ 様式第六号 誓約書

・欠格要件については、P.28～30 も併せて参照してください。

様式第六号（第二条関係）

（用紙A4）

誓 約 書

申請者、申請者の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

建設業許可申請書（様式1号）の申請者印と必ず同一印を押印します。

平成 年 月 日
 申請者 大阪市住之江区南港北6-5-4
 大阪建設株式会社
 代表取締役 大阪 次郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 大阪府 知事 殿



■ 様式第十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

※令3使用人がいる場合（個人事業主で支配人がいる場合、支店を設置する場合）のみ必要です。

様式第十一号（第四条関係）

（用紙A4）

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

平成 年 月 日

営業所の名称	職 名	フリ 氏 名	カナ 名
堺営業所	支店長	オオサカ 大阪	シロウ 四郎

様式第十五号 財務諸表（法人用）

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸借対照表		負債の部	
平成 年 月 日 現在			
(会社名) _____			
資産の部		負債の部	
I 流動資産	千円	リース資産
現金預金	その他
受取手形	無形固定資産合計
完成工事未収入金	(3) 投資その他の資産
有価証券	投資有価証券
未成工事支出金	関係会社株式・関係会社出資金
材料貯蔵品	長期貸付金
短期貸付金	破産更生債権等
前払費用	長期前払費用
繰延税金資産	繰延税金資産
その他	その他
貸倒引当金	△	貸倒引当金	△
流動資産合計	投資その他の資産合計
II 固定資産		固定資産合計
(1) 有形固定資産		III 繰延資産	
建物・構築物	創立費
減価償却累計額	△	開業費
機械・運搬具	株式交付費
減価償却累計額	△	社債発行費
工具器具・備品	開発費
減価償却累計額	△	繰延資産合計
土地	資産合計
リース資産		
減価償却累計額	△	I 流動負債	
建設仮勘定	支払手形
その他	工事未払金
減価償却累計額	△	短期借入金
有形固定資産合計	リース債務
(2) 無形固定資産		未払金
特許権	未払費用
借地権	未払法人税等
のれん	繰延税金負債
		未成工事受入金
		預り金
		前受収益
		引当金
		その他
		流動負債合計

II 固定負債			
社債		
長期借入金		
リース債務		
繰延税金負債		
引当金		
負ののれん		
その他		
固定負債合計		
負債合計		
純資産の部			
I 株主資本			
(1) 資本金		
(2) 新株式申込証拠金		
(3) 資本剰余金		
資本準備金		
その他資本剰余金		
資本剰余金合計		
(4) 利益剰余金		
利益準備金		
その他利益剰余金		
準備金		
積立金		
繰越利益剰余金		
利益剰余金合計		
(5) 自己株式	△		
(6) 自己株式申込証拠金		
株主資本合計		
II 評価・換算差額等			
(1) その他有価証券評価差額金		
(2) 繰延ヘッジ損益		
(3) 土地再評価差額金		
評価・換算差額等合計		
III 新株予約権			
純資産合計		
負債純資産合計		

金額が一致します。

★財務諸表については、建設業法で定める各様式で法人は様式第 15～17 号、個人は様式第 18～19 号で必ず作成してください。
 ※税務署で受付された確定申告書に添付された決算報告書では不可。

■ 様式第十六号・十七号 財務諸表（法人用）

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会社名) _____

千円

<p>I 売上高 完成工事高 兼業事業売上高</p> <p>II 売上原価 完成工事原価 兼業事業売上原価 売上総利益（売上総損失） 完成工事総利益（完成工事総損失） 兼業事業総利益（兼業事業総損失）</p> <p>III 販売費及び一般管理費 役員報酬 従業員給料手当 退職金 法定福利費 福利厚生費 修繕維持費 事務用品費 通信交通費 動力用水光熱費 調査研究費 広告宣伝費 貸倒引当金繰入額 貸倒損失</p> <p>減価償却費 開発費償却 租税公課 保険料 雑費 営業利益（営業損失）</p>	<p>IV 営業外収益 その他</p> <p>V 営業外費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他 経常利益（経常損失）</p> <p>VI 特別利益 前期損益修正益 その他</p> <p>VII 特別損失 前期損益修正損 その他 税引前当期純利益（税引前当期純損失） 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益（当期純損失）</p>
---	--

様式3号の直近年の合計額と一致します。

金額が一致します。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会社名) _____

千円

<p>I 材料費</p> <p>II 労務費 (うち労務外注費 _____)</p> <p>III 外注費</p> <p>IV 経費 (うち人件費 _____)</p> <p style="text-align: right;">完成工事原価 _____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
---	---

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

株主資本等変動計算書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

(会社名) _____

千円

	株主資本							評価・換算差額等					新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金			評価・換算差額等合計
		資本準備金	その他資本剰余金		資本剰余金合計	繰越利益剰余金									
当期自残高								△							
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当									△						△
当期純利益															
自己株式の処分															
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）															
当期変動額合計															
当期末残高								△							

■ 様式第十七号の二 注記表

様式第十七号の二（第四号、第十号、第十九号の四関係）

【用紙A4】

注 記 表
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
(会社名) _____

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤差の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付資産
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る資産の金額
 - (2) 保証資産、手形受取資産、重要な保争事件に係る損害賠償請求権の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に相当する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事前
 - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (5) 関係会社との営業取引以外の取引前
 - (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末における発行済株式の償還及び数
- (2) 事業年度末における自己株式の償還及び数
- (3) 剰余金の配当
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の償還及び数

10 税効果会計
11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の評価等

13 貸倒準備金関係

- (1) 貸倒準備金の状況
- (2) 貸倒準備金の評価等

14 関係当事者との取引

取引の内容

債 項	会社等の名称 又は氏名	関係種別 [被所有者] 割合	関係内容	行 日	期末残高 [千円]

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

債 項	会社等の名称 又は氏名	関係種別 [被所有者] 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	行 日	期末残高 [千円]

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針
(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一様当たり損益

- (1) 一様当たり純資産額
- (2) 一様当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な役員事象

17 借付配当規程適用の者簿

18 その他

記載要項

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社		
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし 公同会社 株式会社 株式会社 株式会社	
			株式会社

■ 様式第十七号の三 附属明細表

資本金が1億円を超える又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付します。

■ 様式第十八・十九号 財務諸表（個人用）

個人事業主の場合は、様式第十五～十七号に代えて「様式第十八・十九号」で作成してください。

■ 定款（法人のみ）

会社の所在地・目的・株数・役員任期等を確認します。

※開始貸借対照表（法人用）

新規設立で、決算期末到来の場合は、財務諸表に代えて「開始貸借対照表」を作成して下さい。

会社の設立日を記載して下さい。

開始貸借対照表

大阪建設株式会社

平成28年4月1日現在

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
[流動資産]現金	5,000,000円	[株主資本]資本金	5,000,000円
合計	5,000,000円	合計	5,000,000円

■ 様式第二十号 営業の沿革

様式第二十号（第四条関係）

（用紙A4）

営 業 の 沿 革

創業 以後の 沿革	昭和55年 4月 1日	大阪建設 創業
	平成4年 9月 1日	大阪建設(株)に法人成り 資本金500万円
	年 月 日	資本金を1000万円に増資
	年 月 日	

建設業以外を含む事業を開始した日を記載して下さい。

資本金について必ず記載して下さい。

商号名称の変更、組織の変更、資本金の変更を記載します。

建設業 の登録 及び許 可の状 況	平成7年 2月 18日	建設業許可取得 第99999号 一般 建・大・屋
	平成13年 1月 10日	建設業許可業種追加 " 一般 土・と・内
	平成15年 7月 22日	一部廃業 " 一般 土・と
	年 月 日	
	年 月 日	

更新についての記載は不要です。

賞 罰	年 月 日	該当なし
	年 月 日	

賞罰欄も必ず記載して下さい。行政処分のみだけでなく、刑事罰等についても記載します。
※賞罰がない場合は必ず「なし」と記載します。

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

■ 様式第二十号の二 所属建設業者団体

様式第二十号の二（第四条関係）

（様式A4）

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
〇〇工事業団体	平成20年5月11日

未加入の場合は「該当なし」と記載して下さい。

■ 様式第二十号の三 健康保険等の加入状況

営業所一覧表に記載した順に記入して下さい

(第四条、第十条関係)

建設業許可申請書(様式1号)の申請者印と必ず同一印を押印します。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____ 印

許可番号 国土交通大臣 許可(一般)第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険・雇用保険
本店	(8人 4人)	1	1	1	健康保険 ○○健康保険組合	厚生年金保険 ○○○ ○○○○
堺支店	(2人 0人)	1	1	1	健康保険 27○○○○○○○○	雇用保険 本店一括
					健康保険 本店一括	厚生年金保険 本店一括
					健康保険 本店一括	雇用保険 本店一括
合計	(10人 2人)					

代表者・役員・個人事業主や建設業以外(兼業)の者も含む、すべての常勤人数を記載して下さい。
()内は常勤の役員・個人事業主・同居親族の人数を記載して下さい。

加入している場合:「1」
未加入の場合:「2」
適用除外の場合:「3」
を記載して下さい。

健康保険・厚生年金保険は「事業所整理記号・事業所整理番号等」、雇用保険は「労働保険番号」を記載し、それらについての確認書類を提示して下さい。(下記参照)

健康保険等の加入状況の確認(すべての申請)

平成24年11月1日受付申請分から健康保険等の加入状況の確認を行っています。

健康保険等の加入状況(様式第20号の3)に記載された内容についての確認

- 社会保険(健康保険・厚生年金保険)について、下記のア~オのいずれか1点
 - ア. 許可申請時直前の保険料納付に係る「領収証書」
 - イ. 許可申請時直前の保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」
 - ウ. 許可申請時直前の保険料納付に係る「社会保険料納入確認書」
 - エ. 許可申請時直前の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」
 - オ. 加入手続き直後の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届(提出先での受付済印)」
- 雇用保険について、下記のア及びイ、又はウ、エのいずれか1点
 - ア. 許可申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」
 - イ. アにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」
 - ウ. 雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)
 - エ. 雇用保険適用事業所設置届 事業主控(提出先での受付済印)

■ 様式第二十号の四 主要取引金融機関名

様式第二十号の四 (第四条関係)

(用紙A4)

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	<p>〇〇銀行 〇〇支店</p>	<p>〇〇信用金庫 〇〇支店</p>	

財産的基礎等の確認で「金融機関の残高証明書」を提示する場合は、こちらに記載の金融機関と同一となるようにして下さい。

4 記載例（非閲覧書類） P.60~67

■ 様式第七号 経營業務の管理責任者証明書

様式第七号（第三条関係）

経験のない業種は（ ）をつけて記載します。

経營業務の管理責任者証

(1) 下記の者は、建築一式（大 屋 タ 内）工事業に関し、次のとおり経營業務の管理責任者

役職名等	代表取締役
経験年数	平成20年1月から平成27年10月まで 満7年9月
証明者と被証明者との関係	役員
備考	

経験年数には「非常勤」の期間は含まれません。7号別紙の内容と相違のないように記載します。

経験年数欄の訂正は、証明者印のみとなりますので、書き間違いのないようにして下さい。

経験年数に記載の期間に、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主

平成 年 月 日

大阪府大阪市住之江区南港北6-5-4
大阪建設(株)
代表取締役 大阪 次郎 印

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役員 } 本大 の支配大 { 〇 } で建設業法第7条第1号 { 〇 } に該当する者であること

地方整備局長
北海道開発局長

申請者届出者 大阪建設(株) 代表取締役 大阪 次郎 印

法人の場合は代表者印を押印し、個人の場合は個人印を押印します。証明者印は印鑑証明書を求める場合があります。

登記上と事実上の住所が異なる場合は、それぞれ2段に分けて記載します。
(登記上) 〇〇市・・・
(事実上) 〇〇市・・・

1 (1. 新規 2. 変更 3. 経營業務の管理責任者の追加 4. 経營業務の管理責任者の更新等)

建設業許可申請書(様式第1号)の申請者印と必ず同一印を押印し

申請時に有効な許可年月日がある場合、最も古いものを記載します。

住民票の個人の住所を記載します。居所が異なる場合は両方記載し、居所についての確認書類を求めます。

大臣コード 国土交通大臣 許可(般特-) 第 5 10 10 10 10 号 平成 11 13 15 15 日

右詰めで余白は「0」を記載します。

◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 才 才

氏名 2 0 大 阪 次 郎 生年月日 13 14 16 18 S 5 6 年 0 8 月 1 9 日

住所 大阪府大阪市中央区大手前1-1-1-1101

◎【変更前】

氏名 2 1 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

備考 経營業務の管理責任者の略歴については、別紙による。

様式第7号別紙(経營業務の管理責任者の略歴書)の記載内容と整合しているか確認してください。

「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、原則として常勤であった者で、法人の「業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

■ 様式第七号 経營業務の管理責任者証明書 別紙

- 申請時までの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴についてはすべて記載してください。
- 経営経験や実務経験との齟齬がないように、かつそれぞれの経験が明らかになるように、併せて宅建業免許、産廃許可、建築士事務所登録、電気工事業登録等の際に大阪府に提出している略歴書等があればそれらの略歴との齟齬がないように注意してください。

別紙

(用紙A4)

「経營業務の管理責任者」は、許可申請者の調書（様式第1号）の作成は不要です。

経營業務の管理責任者の略歴書

住民票の個人の住所を記載します。居所が異なる場合は両方記載し、居所についての確認書類を求めます。

現住所	大阪府大阪市中央区大手前1-1-1-1101		
氏名	大阪 次郎	生年月日	昭和56年 8月 19日生
職名	代表取締役		
職	期間	従事した職務内容	
	自平成12年 4月 1日 至平成16年 3月 31日	(株)大阪エンジニアリング 勤務	
	自平成16年 4月 1日 至 年 月 日	大阪建設(株) 勤務	
	自平成19年 1月 1日 至 年 月 日	(株)南港システム 取締役 就任 (非常勤)	
	自平成20年 1月 10日 至 年 月 日	大阪建設(株) 代表取締役 就任 (常勤)	
	自 年 月 日 至 年 月 日	現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
歴	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
	平成 年 月 日	氏名	大阪 次郎 印

建設業に関する職歴は全て記載し、経營業務の管理責任者証明書（省令様式第7号）と相違のないようにします。

職歴の期間が重なる場合は、常勤・非常勤の期間がわかるように記載します。
例：(H22.10.1～非常勤)

賞罰欄も必ず記載して下さい。行政処分のみだけでなく、刑事罰等についても記載します。
※賞罰がない場合は必ず「なし」と記載します。

必ず個人印を押印します。省令様式第7号で、個人印を押印している場合は、必ず同一印を押印します。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

■ 様式第八号 専任技術者証明書（新規・変更）

- 有資格区分は、【専任技術者の資格及びコード表】P.23～25 参照
- 実務経験の場合の確認書類についてはP.20～22 参照

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)

専任技術者証明書（新規・変更）

建設業許可申請書（様式第1号）の申請者印と必ず同一印を押印しま

- (1) 下記のとおり、【建設業法第7条第2号
建設業法第15条第2号】に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違あり
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

業種追加・一般特新規等で「現在有効な許可」がある場合は記載してください。

平成 年 月 日
 申請者 大阪住之江区南港北
 届出者 大阪建設(株) 代表取締役 大阪 次郎 印

区 分 項番 3 1 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所の変更)
 大臣コード

許可番号 6 2 1 1 0 1 国土交通大臣 許可(一般-) 第 号 平成 年 月 日

新規・許可換え

氏名	6 3 3 才 大 阪 次 郎	生年月日	S 5 6 年 0 8 月 1 9 日
今後担当する建設工事の種類	6 4 3 7 5 7 10 7 15 20 7 25 30	現在担当している建設工事の種類	
有資格区分	6 5 2 0 3 3	変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日
専任技術者の住所	大阪府大阪市中央区大手前1-1-1-1101	営業所の名称(新所属)	本店

「今後担当する建設工事の種類」のみ記載します。資格等について添付書類も併せて必要です。(建設工事の種類コードはP.49参照)

業種追加

氏名	6 3 3 才 大 阪 四 郎	生年月日	H 0 1 年 0 2 月 0 6 日
今後担当する建設工事の種類	6 4 7 5 7 7 10 7 15 20 7 25 30	現在担当している建設工事の種類	7 7 7 7 7 7 7 7
有資格区分	6 5 1 4	変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日
専任技術者の住所	大阪府大阪市中央区大手前1-1-1-1101	営業所の名称(旧所属)	本店
専任技術者の住所	大阪府大阪市中央区大手前1-1-1-1101	営業所の名称(新所属)	本店

「現在担当している建設工事の種類」を下段に記載し、上段には「現在及び今後担当する建設工事の種類」を記載します。(建設工事の種類コードはP.49参照)

一般・特新規

氏名	6 3 3 才 大 阪 吾 郎	生年月日	H 0 4 年 0 5 月 2 3 日
今後担当する建設工事の種類	6 4 9 5 9 10 15 20 7 25 30	現在担当している建設工事の種類	7 7 7 7 7 7 7 7
有資格区分	6 5 1 3	変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日
専任技術者の住所	大阪府大阪市中央区大手前1-1-1-1101	営業所の名称(旧所属)	本店
専任技術者の住所	大阪府大阪市中央区大手前1-1-1-1101	営業所の名称(新所属)	本店

新所属・旧所属の両方を記載します。

■ 様式第九号 実務経験証明書

様式第九号 (第二号関係)

実務経験を有する業種を記載します。

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、 建築一式 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明しま

実印の押印が必要です。証明者が申請者と同一、もしくは法人の役員である場合は他の様式と同一印を押印します。
2枚以上になる場合はそれぞれに押印します。
証明者が他社又は被証明者以外の個人の場合は印鑑証明書の提示が必要です。

実務経験の内容について、工事は1行につき1件を具体的に記載します。それぞれの工事について工事名・工事内容・工期がわかる確認書類の提示が必要です。(P.20~22参照)
※確認書類提示の際は、書類を記載順にするか、付箋等でわかりやすくしていただくようご協力をお願いします。

大阪府大阪市住之江区南港北1-1-1
(株)南港エンジニアリング

証 明 者 代表取締役 南港 北雄 印

被証明者との関係 _____ 実際に雇用された期間を記載します。

技術者の氏名	大阪一郎	生年月日	昭和56年8月19日 <th>使用された期間</th> <td>平成10年3月から 平成25年10月まで</td>	使用された期間	平成10年3月から 平成25年10月まで
使用者の商号又は名称	(株)南港エンジニアリング				
職務名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事部長	〇〇邸 新築工事	H10年 5月からH10年 8月まで			
"	〇〇邸 新築工事	H11年 7月からH12年 1月まで			
"	〇〇邸 新築工事	H13年 1月からH13年 2月まで			
"	〇〇邸 新築工事	H13年 8月からH13年 8月まで			
取締役		H14年 8月からH14年10月まで			
"		H15年10月からH15年12月まで			
"		H16年 5月からH16年 9月まで			
"		H17年11月からH17年12月まで			
"		H18年 3月からH18年 4月まで			
"		H19年 2月からH19年 3月まで			
"	〇〇邸 新築工事	H19年12月からH20年 1月まで			
"	〇〇邸 新築工事	H20年 8月からH20年11月まで			
		H21年10月からH21年12月まで			
		年 月から 年 月まで			
		年 月から 年 月まで			
		合計 満 10年 5月			

当時担当していた役職名を具体的に記載します。

1件の工事と工事の期間が12か月以上空かない場合、連続して実務経験があることとみなします。
右記の場合
平成10年5月~平成16年9月 計6年4月
平成17年11月~平成21年12月 計4年1月
合計10年5月で10年の実務経験があることとなります。
※資格+実務経験の場合は、資格取得後の工事のみが実務経験として認めることができます。

「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注にあたって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとします。

また、実務の経験の期間は、具体的に工事に携わった経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とします。ただし、同一人物で経験期間が重複しているものについては原則として二重に計算しませんが、平成28年5月31日までにとび・土工事業許可で請け負った解体工事についての実務の経験の期間については、とび・土工事業と解体工事業両方の実務の経験として二重に計算できるものとします。

なお、電気工事及び消防施設工事については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接従事できません。また、建設リサイクル法施行後の解体工事の経験は、とび・土工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものでないと経験期間に算入されません。

について、証明者別に作成すること。

■ 様式第十号 指導監督的実務経験証明書 (一部の「特定建設業」のみ)

様式第十号 (第十三条関係)

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、機械器具設置 工事に關し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有すること

実印の押印が必要です。証明者が申請者と同じ、もしくは役員である場合は他の様式と同一印を押印します。(同人格は申請書内では同一印)
2枚以上になる場合はそれぞれに押印します。
証明者が他社又は被証明者以外の個人の場合は印鑑証明書の提示が必要です。

記載要領は様式第9号(P.63)に準じて記載します。

下記の経験内容の場合
合計 25 か月で 2 年以上の指導監督的実務経験があることとなります。
H20.2~H20.4 は 2 か月の経験
H20.8~H20.12 は 4 か月の経験となり
各工事期間の積算で 2 年以上の経験が必要です。

大阪市住之江区南港北1-1-1
(株)南港エンジニアリング
代表取締役 南港北雄 印
被証明者との関係 従業員

技術者の氏名	大阪 三郎		生年月日	S55.10.7	使用された期間	10年 3月から 25年10月まで
使用者の商号又は名称	(株)南港エンジニアリング					
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容		実務経験年数	
大阪機械(株)	55,500千円	工事部長	〇〇工場 機械設置工事		平成20年 2月から平成20年 4月まで	
〃	110,025千円	〃	〇〇工場 機械設置工事		平成20年 8月から平成20年12月まで	
〃	48,600千円	現場代理人	〇〇工場 機械設置工事		平成21年 2月から平成21年 5月まで	
〃	256,300千円	〃	〇〇工場 機械設置工事		平成22年 7月から平成23年 3月まで	
〃	89,030千円	現場責任者	〇〇工場 機械設置工事		平成23年 5月から平成23年 7月まで	
〃	134,595千円	〃	〇〇工場 機械設置工事		平成25年 1月から平成25年 6月まで	
〃	70,505千円	〃	〇〇工場 機械設置工事		平成25年 7月から平成25年 8月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	

実務経験の内容について、工事は1行につき1件を具体的に記載します。それぞれの工事について元請・工事名・工事内容・工期・請負金額・技術者が指導監督的立場に就いていたことがわかる確認書類の提示が必要です。(P.20~22 参照)

「一定の指導監督的な実務の経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い(元請)、その請負代金の額(税込)が4,500万円(昭和59年10月1日前の経験にあっては1,500万円、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の経験にあっては3,000万円)以上であるものに関する指導監督的な実務の経験をいいます。
なお、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含みません。
「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

記載要領

1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事(平成6年10月1日以前の建設工事には3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日以前の建設工事には1,500万円以上のもの)

【実務経験と指導監督的実務経験の重複】

一般建設業の専任技術者の要件である実務経験の期間が、指導監督的な実務の経験の期間と重複している場合には、当該重複する期間を一般建設業の専任技術者の要件である実務経験の期間として算定すると同時に、指導監督的な実務の経験の期間として算定することができます。

なお、指導監督的な実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とします。ただし、経験期間が重複しているものについては、原則、二重に計算しません。

■ 様式第十一号の二 国家資格者・監理技術者一覧表

- ・ 有資格区分は、【専任技術者の資格及びコード表】P.23～25 参照
- ・ 実務経験の場合の確認書類については P.20～22 参照

様式第十一号の二（第四条、第十条関係）

建設業許可申請書（様式第1号）の申請者印と必ず同一印を押印します。

新規・許可換え新規の場合「1」
般⇒特新規の場合「2」

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

監理技術者の一覧は下記のとおりです。
国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があつたので、届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 大阪府大阪市住之江区南港北6-5-4
大阪建設(株)
代表取締役 大阪 次郎 印

区分 項番 7 1 2

1. 新規許可又は許可換え
2. 一般建設業の許可のみ→特定建設業の許可を申請
3. 有資格区分等の変更
4. 技術者の追加
5. 技術者の削除

大臣コード
許可年月日
国土交通大臣 大阪府知事 許可(般特) 第 0 0 0 1 0 0 0 号 平成 2 8 年 0 1 月 0 8 日

氏名 項番 7 3

フリガナ (フリガナ) サキシマ シロウ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 5 5 年 1 0 月 0 7 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係） 項番 7 4

既提出の一覧表における建設工事の種類

有資格区分 項番 7 5 1 3 2 0

申請時に有効な許可年月日がある場合、最も古いものを記載します。

原則、項番74の記載は不要です。
※記載が必要な資格の方
「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
「3」・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
「5」・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
「6」・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
「8」・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

許可を受けようとしている（受けている）建設業の種類にかかわらず、専任技術者以外の下記に該当する技術者について記載して下さい。

- ・ 一般建設業の資格者（法第7条ハ該当）
- ・ 特定建設業の資格者（法第15条第2号イ該当）
- ・ 特定建設業で指導監督の実務経験を有する者（法第15条第2号ロ該当）
- ・ 特定建設業で大臣特別認定者（法第15条第2号ハ該当）

※該当者がいない場合、般⇒特新規で資格者・資格内容に変更がない場合は余白に「該当なし」と記載して下さい。

■ 様式第十二号 許可申請者の住所、生年月日に関する調書

役員の場合

様式第十二号 (第四条関係)

(甲紙A4)

許可申請者 ~~(法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等)~~ の住所、生年月日等

役員等の一覧表(別紙1)に記載した
全員について必要です。
ただし、「経営業務の管理責任者」に
ついては不要です。

該当箇所以外を消してください。

住 所	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16-101		
氏 名	大阪 三郎	生 年 月 日	S55年10月7日生
役 名 等	取締役		
年 月 日	賞 罰 の 内 容		
	なし		
罰	なし		
上記のとおり相違ありません。			
平成	年	月	日
氏 名	大阪 三郎	印	

住民票の個人の住所を記載します。
居所が異なる場合は両方記載します。

賞罰欄も必ず記載して下さい。行政処分のみだけ
ではなく、刑事罰等についても記載します。
※賞罰がない場合は必ず「なし」と記載します。

必ず個人印を押印します。同姓の役員がいる場合、
それぞれ違う印鑑を押印してください。

記載要領

- 「~~(法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等)~~」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

顧問・相談役・株主等の場合

様式第十二号 (第四条関係)

許可申請者 ~~(法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等)~~ の住所、

顧問・相談役・株主等の場合、賞罰の記載・記名・
個人印の押印は不要です。

住 所	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16		
氏 名	大手前 太郎	生 年 月 日	H11年2月6日生
役 名 等	株主等		
年 月 日	賞 罰 の 内 容		
賞			
罰			
上記のとおり相違ありません。			
平成	年	月	日
氏 名		印	

記載要領

- 「~~(法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等)~~」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

■ 様式第十三号 令第3条使用人の住所、生年月日に関する調書

様式第十三号（第四条関係）

（用紙A4）

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	大阪府大阪市淀川区〇〇〇1-1-1		
氏 名	大阪 四郎	生 年 月 日	平成元年 2月 6日生
営 業 所 名	堺営業所		
職 名	支 店 長		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		該 当 な し	
罰			
上記のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日 氏 名 大阪 四郎 印			

■ 様式第十四号 株主（出資者）調書

様式第十四号（第四条関係）

（用紙A4）

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
大阪 太郎	大阪府堺市南区和田1-1-1	500株
大阪 結衣	大阪府大阪市阿倍野区松崎町9-9-9	500株

■ 商業登記簿謄本（法人・支配人）

■ 事業税納税証明書（原本）

大阪府内の各府税事務所が発行したものがが必要です。

■ 営業所付近の案内図

既存の地図等を貼付するなどしてご利用ください。地図については、最寄り駅・バス停・学校・病院・公園・公共施設等との位置関係が分かるものを貼付してください。

■ 営業所写真

- ・ 経營業務の管理責任者、専任の技術者、政令第3条に定める使用人（支店長等）が常勤する勤務場所等を確認するためのものです。
- ・ 申請直前の3か月以内に撮影したカラー写真4枚程度（建物の全景、事務所入口（看板、表札、ポスト等）、事務所内部（固定電話、事務機器、机等什器備品）が判別できるもの）を写真貼付用紙に貼付してください。
- ・ 有効な許可がある場合は建設業許可票（内容が全て把握できるように拡大したもの）も併せて貼付してください。

■ 委任状

- 申請手続きを行う者と申請者が異なる場合に添付してください。

※様式及び記載例は P.122～P.124 をご覧ください。

書類は大阪府知事提出用と申請者控え用の2部作成し、必要部分に押印し、順次に揃え表紙に挟み込んで完成です。

■ 受付時における申請書等を提出される方の本人確認

受付時に、申請書等を提出される方の本人確認を実施します。

申請者から委任を受けた方が書類を提出される場合は、委任状の添付とあわせて、申請書等を提出される方の本人確認を実施します。詳細は、P.124 をご覧ください。

■ 受付

新規申請・業種追加申請等については大阪府職員が、更新申請については大阪府が委託している受託業者の担当者が、受付時において、申請書類（建設業法施行規則で定められた様式及びその他の添付書類）が整っているのか、定められた箇所に必要事項の記載及び押印がされているのか等の形式的審査と併せて、許可の要件等を所定の確認書類で窓口審査し、手数料の納付を受けて申請の受付は完了します。また、受付後においても、内部審査で疑義が生じた場合、別途確認書類を求め、又は営業所等の確認調査を実施するなどして許可の基準に適合した場合に許可することとなります。

■ 許可申請事前チェックサービス

申請にあたっては、受付時の待ち時間短縮・申請窓口対応時間・来庁の回数軽減を図るため、郵送及び受付会場内に設置した投函ボックスを利用した事前チェックサービスを行っております。

詳しくは、P.70～75 をご覧ください。

★標準処理期間について

申請書を受付できた日から、許可の通知書を発送するまでの**標準処理期間は30日**としています。（なお5月3,4,5日及び12月29日～1月3日を除く。）

※ただし、審査の進捗状況により標準処理期間を超えることがあります。

★許可の通知書について

許可の通知書は、営業所確認のため申請者の営業所（本店）あてに郵送しており、代理人が許可の通知書の受領を委任されている場合でも、代理人あてに通知書をお渡ししておりません。

また、許可の通知書は「**転送不要**」の普通郵便で郵送しますので、届出のあった営業所の住所について転送の手続きを行っていると、許可の通知書は届きません。

なお、許可の通知書が返戻されたときは、大阪府職員が営業所の確認調査を実施し、その実態が確認できてからの送付となりますので、再送付までに相当期間を要します。

※確認調査により、営業所の実態が確認できない場合は、許可を取り消すことがあります。

5 申請手数料

申請の区分ごとに手数料が必要となります。申請手数料は、大阪府証紙により納付してください。

大阪府証紙は大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階証紙売場等で販売しています。詳しくは、大阪府会計局ホームページ（<http://www.pref.osaka.jp/kaikei/shousi/index.html>）をご覧ください。

他府県の証紙や収入印紙を貼付した場合は還付できませんので、お間違えのないよう、ご注意願います。また、申請後に取り下げや許可拒否処分になった場合も申請手数料は還付しませんので、あらかじめご了承ください。

申請の区分	一般建設業又は特定建設業のいずれか一方のみの申請	一般建設業と特定建設業の両方同時の申請
新規	9万円	18万円
許可換え新規	9万円	18万円
般・特新規	9万円	—
業種追加	5万円	10万円
更新	5万円	10万円

申請の区分を同時に行う場合の手数は、下記のとおりとなります。

申請の区分	一般建設業又は特定建設業のいずれか一方のみの申請	一般建設業と特定建設業の両方同時の申請
般・特新規＋業種追加	—	14万円
般・特新規＋更新	—	14万円
業種追加＋更新	10万円	業種追加を一般・特定の一方で、更新を一般・特定の両方 15万円
		業種追加を一般・特定の両方で、更新を一般・特定の両方 20万円
般・特新規＋業種追加＋更新	—	19万円

6 受付場所等

- 受付場所
建築振興課 受付会場内 大阪府庁咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階（P.1 参照）
- 受付日
月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）
- 受付時間
午前9時30分から午後5時まで（昼時間も開設）（受付時間の厳守をお願い致します）

7 相談コーナー

建設業許可の申請及び届出に関するご相談につきましては、受付会場内に設けております申請書類事前チェックサービスコーナーをご利用ください

また、電話による相談についても受け付けております。なお、ご相談の内容によっては、来庁をお願いすることがありますのでご了解ください。

(申請書類事前チェックコーナー及び電話相談は相談業務受託業者が運営しております)。

○ 申請書類事前チェックサービスコーナー

相談内容：申請にあたっての具体的な申請書類の記載方法のご相談

場 所：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階
大阪府住宅まちづくり部建築振興課 申請会場内

相 談 日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

時 間：午前 9 時 30 分～午後 5 時

(午後 5 時に終了しますので、余裕を持って来庁ください。)

○ 電話相談

代表電話：相談専用電話：06-6210-9735 / 06-6941-0351（内線 3089・3090）

時 間：午前 9 時～午後 6 時

8 許可申請事前チェックサービスのご案内

大阪府知事許可申請にかかる書類について、郵送等による事前チェックサービスを実施しております。なお、受付会場内の相談コーナーにおいても、事前チェックサービスを行っておりますので、ご利用ください。

【事前チェックが可能な許可申請】

大阪府知事許可にかかる申請

〈申請の区分〉

1. 新規
2. 許可換え新規
3. 般・特新規
4. 業種追加
5. 更新
6. 般・特新規+業種追加
7. 般・特新規+更新
8. 業種追加+更新
9. 般・特新規+業種追加+更新

※ただし、以下の申請の区分において、申請する業種に係る許可の有効期間が40日未満の場合は、事前チェックサービスは利用できません。当該許可の有効期間満了日の40日前までに送付してください（必着）。

2. 許可換え新規
3. 般・特新規
5. 更新
6. 般・特新規+業種追加
7. 般・特新規+更新
8. 業種追加+更新
9. 般・特新規+業種追加+更新

※更新（申請の区分：5）は、許可の有効期間満了日の3か月前から手続きを開始することができます。

※大臣許可にかかる申請については、大阪府において事前チェックおよび事前チェックの受付を行って おりませんのでご注意ください。

【提出する書類等について】

- 1 許可申請書類一式（正本・副本） ※大阪府証紙は、貼付しないでください
- 2 確認書類の写し（申請の区分・内容に応じて必要なものを同封）
- 3 建設業許可申請事前チェック送付表
- 4 返送用定形封筒（82円切手を貼付）
- 5 代理人委任状（代理人による申請の場合）

※未完了の各種変更届及び決算変更届がある場合は、同時提出が可能です。その際は、正本・副本ともに同封してください（完了通知用はがきは不要です）。

※代理人による申請の場合は、申請書の表紙に氏名・電話番号の記載をお願いします。

【郵送先等】

〈郵送先〉

郵便番号 559-8555

住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階

あ て 先 大阪府 住宅まちづくり部 建築振興課 建設業許可グループ内

株式会社パソナ 申請担当 宛

※郵送につきましては、必ず一般書留または簡易書留でお送りください。

〈投函先〉

受付会場内に設置する専用の投函ボックス

※提出書類は必ず封筒などに入れ、「申請書類在中」と記載の上、のり付けなど封をして提出してください。

【事前チェックサービス利用上のご注意】

- 1 事前チェックサービスのご利用にあたっては、書類を送付する前に、
 - ・必要書類が全て揃っていること
 - ・必要事項の全て記載されていること
 - ・必要箇所に押印されていること等をご確認ください。申請書の大部分が未記入、又は不足書類が多いため申請内容が不明のものは、事前チェックはできません。申請書類のうち建設業法施行規則等で様式が定められているもの、その他サンプル様式については、大阪府住宅まちづくり部建築振興課のホームページからダウンロードしていただけます。書類の作成方法、必要書類等でご不明の点があるときは、電話相談（06-6210-9735）、受付会場内相談コーナーをご利用ください。（平成28年6月1日より一部様式が変更されていますので、ご注意ください。）
- 2 提出された申請書類に不備または不足がある場合は、申請者または代理人に連絡します。不足事項等がすべて解消された場合、または軽微な不足事項のみのため受付可能と判断した場合は「建設業許可申請事前チェック完了通知書」を送付します。
- 3 事前チェックサービスを利用中であっても、事前チェック完了通知書の到着前であれば、本サービスの利用を中止し、大阪府証紙及び不足書類等をご持参の上、受付会場2番（新規・業種追加等）または4番窓口（更新）へ直接申請することができます。その際は、各窓口の担当者に事前チェックのため申請書類を送付済であることをお知らせください。
- 4 事前チェック完了通知書到着後は、指定した期日までに来庁し、次の区分に従って受付手続きを行

ってください。当該完了通知書は事前チェックに必要な書類がすべて到着（不足事項等がすべて解消）してから概ね10日程度で発送します。

- 新規・業種追加等の申請（更新以外）

2番窓口で受付します。

- 更新の申請

専用の受付窓口を準備しております。受付にお越しの際はコンシェルジュ（案内係）にお知らせください。

- 5 事前チェックの結果、詳細な調査または申請内容の変更が必要と判断した場合は、府職員による対面相談に移行していただく場合がありますのでご了承ください。

【受付（来庁）時にお持ちいただくもの】

- 1 大阪府証紙（申請の区分に応じた手数料）
- 2 建設業許可申請事前チェック完了通知書
- 3 不足書類等（事前チェック完了通知書に記載した書類等）
- 4 本人確認書類

※受付と同時に、申請書副本及び確認書類の写しを申請者または代理人に返却いたします。

【事前チェックサービスに関するお問合せ先】

建設業許可に関する申請及び届出については相談コーナーをご利用ください
（申請書類事前チェックコーナー及び電話相談は相談業務受託業者が運営しております）

【対面相談】

（申請書類事前チェックサービスコーナー）

場 所：建築振興課 申請会場内

相談日：月曜日～金曜日

（祝日・年末年始を除く）

時 間：午前9時30分～午後5時

※午後5時に終了しますので
余裕を持ってご来庁ください。

【電話相談】

相談専用：06-6210-9735

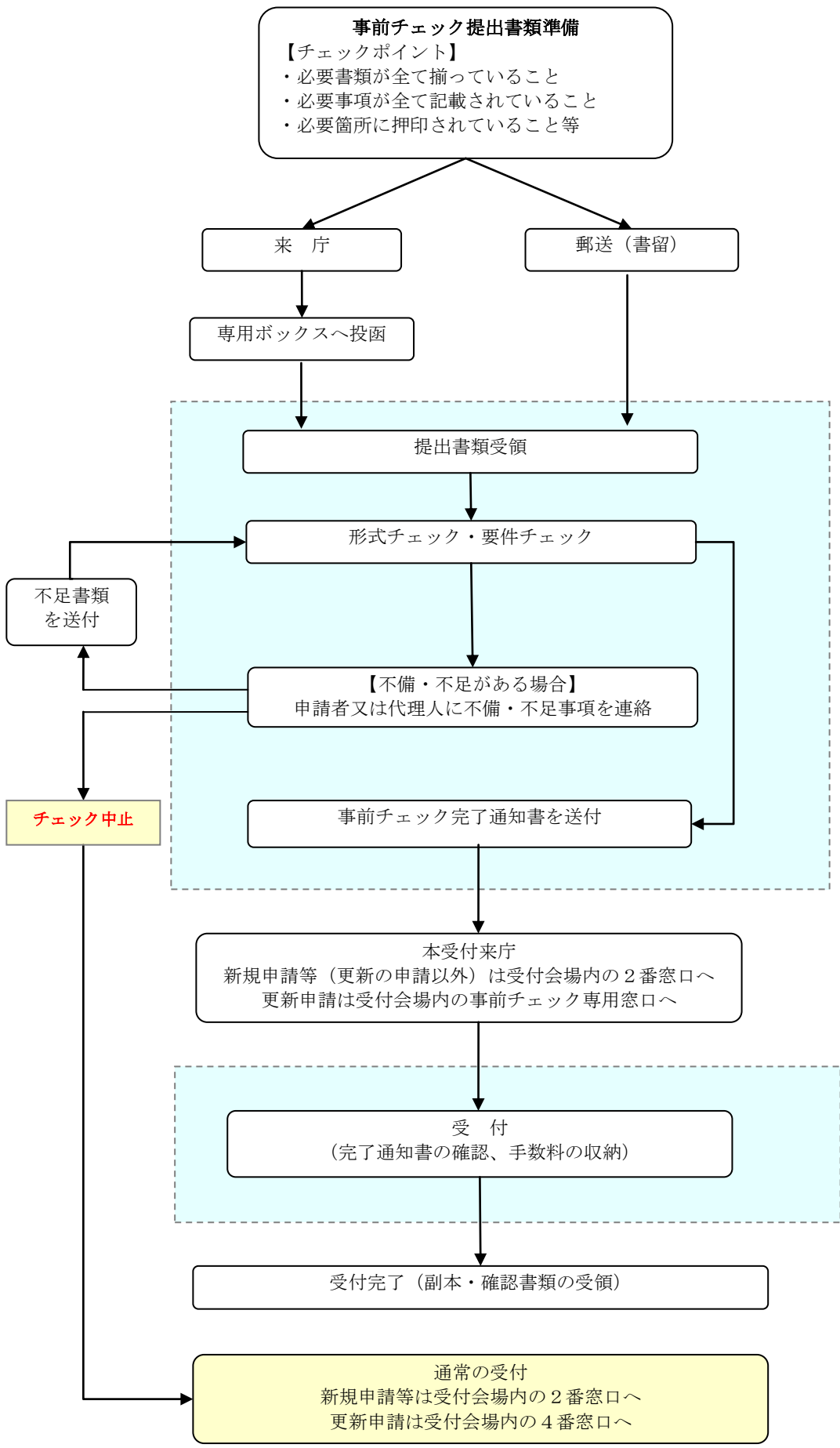
代表電話：06-6941-0351

（内線 3089・3090）

時 間：午前9時～午後6時

※ご相談の内容によっては、来庁をお願い
することがありますのでご了承ください。

【事前チェックサービスの書類提出から受付までの流れ】



建設業許可申請 事前チェック送付表（表面）

※同封する書類の確認欄にチェックを入れてください

確認欄	商号	許可番号	第	号	※このチェックリストも必ず同封してください ※裏面(確認書類用)もありますのでご注意ください
	様式	申請書類及び添付書類	確認・注意事項		
<input type="checkbox"/>	—	建設業許可申請書の表紙	<input type="checkbox"/> 申請区分・業種 <input type="checkbox"/> 所在地・商号・代表者・電話 <input type="checkbox"/> 代理人		
<input type="checkbox"/>	1号	建設業許可申請書	<input type="checkbox"/> 申請業種 <input type="checkbox"/> 商号 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 郵便・電話番号 <input type="checkbox"/> 資本金 <input type="checkbox"/> 兼業 ※許可換え新規の場合 → <input type="checkbox"/> 許可換区分・旧許可番号を記入		
<input type="checkbox"/>	—	建設業許可通知書(写し)	※許可換え新規の場合に必要		
<input type="checkbox"/>	別紙1	役員の一覧表	<input type="checkbox"/> フリガナ <input type="checkbox"/> 常勤・非常勤 (個人事業主は不要)		
<input type="checkbox"/>	別紙4	専任技術者一覧表	<input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> フリガナ <input type="checkbox"/> 建設工事の種類 <input type="checkbox"/> 有資格区分		
<input type="checkbox"/>	—	登記されていないことの証明書	※大阪法務局発行の原本 <input type="checkbox"/> 全役員、令3使用人、支配人 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 3か月以内		
<input type="checkbox"/>	—	市町村の長の証明書	※本籍地の市町村発行の原本 <input type="checkbox"/> 全役員、令3使用人、支配人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人・禁治産等 <input type="checkbox"/> 破産の通知を受けていない <input type="checkbox"/> 3か月以内		
<input type="checkbox"/>	—	住民票	※外国籍の方の場合、住民票「住所、国籍、氏名(通称名含む)、生年月日を確認できるもの」原本		
<input type="checkbox"/>	別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	<input type="checkbox"/> 主たる営業所 <input type="checkbox"/> 従たる営業所		
<input type="checkbox"/>	別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	<input type="checkbox"/> 主たる営業所 <input type="checkbox"/> 従たる営業所		
<input type="checkbox"/>	別紙3	証紙等はり付け欄	※大阪府証紙は貼付しないでください(受付時に収納します)。		
<input type="checkbox"/>	2号	工事経歴書	<input type="checkbox"/> 直近決算期の主な完成工事を記載 <input type="checkbox"/> 工事内容 <input type="checkbox"/> 請負金額 <input type="checkbox"/> 工期		
<input type="checkbox"/>	3号	直前3年の工事施工金額	<input type="checkbox"/> 今回申請する業種で記載 <input type="checkbox"/> 損益計算書の完成工事高と一致する		
<input type="checkbox"/>	4号	使用人数	<input type="checkbox"/> 代表者を含む <input type="checkbox"/> 合計欄記入		
<input type="checkbox"/>	6号	誓約書	<input type="checkbox"/> 申請者の記名・押印		
<input type="checkbox"/>	7号	経營業務の管理責任者証明書	<input type="checkbox"/> 経験期間と、略歴書の職歴が矛盾しない <input type="checkbox"/> 証明者欄		
<input type="checkbox"/>	7号別紙	経營業務の管理責任者の略歴書	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 職名 <input type="checkbox"/> 職歴の期間 <input type="checkbox"/> 職務内容 <input type="checkbox"/> 賞罰(なければ「なし」) <input type="checkbox"/> 個人印		
<input type="checkbox"/>	8号(1)	専任技術者証明書(新規・変更)	<input type="checkbox"/> フリガナ頭2文字 <input type="checkbox"/> 氏名漢字 <input type="checkbox"/> 氏名フリガナ <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 技術者住所		
<input type="checkbox"/>	8号(2)	専任技術者証明書(更新)	<input type="checkbox"/> 有資格区分 <input type="checkbox"/> 担当可能な業種か? <input type="checkbox"/> 営業所の名称(新・旧所属)		
<input type="checkbox"/>	—	資格認定証明書等	※2級等実務経験必要 <input type="checkbox"/> 免状等(写) <input type="checkbox"/> 卒業証明書(原本) <input type="checkbox"/> 卒業証書(写し) <input type="checkbox"/> 施工管理技士証明書(有効期間内の原本)		
<input type="checkbox"/>	9号	実務経験証明書	<input type="checkbox"/> 被証明者との関係 <input type="checkbox"/> 工事内容 <input type="checkbox"/> 資格取得後〇年(2級資格等)		
<input type="checkbox"/>	10号	指導監督の実務経験証明書	※特定のみ、指定7業種は不可 <input type="checkbox"/> 元請工事のみ <input type="checkbox"/> 4500万円以上 <input type="checkbox"/> 工期で2年以上		
<input type="checkbox"/>	11号	令第3条使用人の一覧表	<input type="checkbox"/> 支店名 <input type="checkbox"/> 職名 <input type="checkbox"/> フリガナ		
<input type="checkbox"/>	11-2	国家資格・監理技術者一覧表	<input type="checkbox"/> 免状等(写し) ※2級等実務経験必要 ※該当なければ「該当なし」と記入 ※新規、般⇒特新規は省略不可 ※専任技術者は二重登録不可		
<input type="checkbox"/>	12号	許可申請者の略歴書	<input type="checkbox"/> 役員・令3使用人・支配人全員 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 職名		
<input type="checkbox"/>	13号	令第3条使用人の略歴書	<input type="checkbox"/> 賞罰(なければ「なし」) <input type="checkbox"/> 個人印		
<input type="checkbox"/>	14号	株主(出資者)調査	<input type="checkbox"/> 単位(株・円) <input type="checkbox"/> 議決権5/100 <input type="checkbox"/> 代表者1/2(個⇒法)		
<input type="checkbox"/>	15~17号	財務諸表(法人)	<input type="checkbox"/> 資産合計・負債純資産合計 <input type="checkbox"/> 純資産合計 <input type="checkbox"/> 未払法人税等 <input type="checkbox"/> 完成工事高 <input type="checkbox"/> 当期純利益 <input type="checkbox"/> 完成工事原価 <input type="checkbox"/> 経費・人件費 <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書		
<input type="checkbox"/>	18~19号	財務諸表(個人)	<input type="checkbox"/> 注記表 <input type="checkbox"/> 消費税(税抜・税込)		
<input type="checkbox"/>	—	事業税納税証明書(原本)	※府税事務所発行 <input type="checkbox"/> 確定額のあるもの <input type="checkbox"/> 3か月以内		
<input type="checkbox"/>	—	法人等設立申告書(写し)	※法人で、第1期決算未到来の場合必要。府税事務所の申告書(受付印等があるもの)		
<input type="checkbox"/>	—	開業申告書(写し)	※個人で、第1期決算未到来の場合必要。府税事務所の申告書(受付印等があるもの)		
<input type="checkbox"/>	—	定款(写し)	※法人のみ <input type="checkbox"/> 商号 <input type="checkbox"/> 目的 <input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 資本金 <input type="checkbox"/> 株数 <input type="checkbox"/> 役員任期 <input type="checkbox"/> 事業年度		
<input type="checkbox"/>	—	商業登記簿謄本(法人)	<input type="checkbox"/> 3か月以内 <input type="checkbox"/> 商号・目的・所在地・資本金・株数・役員任期が定款と一致		
<input type="checkbox"/>	—	商業登記簿謄本(支配人)	<input type="checkbox"/> 3か月以内 <input type="checkbox"/> 支配人氏名・住所		
<input type="checkbox"/>	20号	営業の沿革	<input type="checkbox"/> 設立日 <input type="checkbox"/> 最初の許可・登録 <input type="checkbox"/> 許可業種 <input type="checkbox"/> 廃業・期限切 <input type="checkbox"/> 賞罰(なければ「なし」)		
<input type="checkbox"/>	20-2	所属建設業者団体	<input type="checkbox"/> 所属年月日 <input type="checkbox"/> 該当なければ「なし」と記入		
<input type="checkbox"/>	20-3	健康保険等の加入状況	<input type="checkbox"/> 社会保険(健康保険・厚生年金保険)・雇用保険の加入の有無		
<input type="checkbox"/>	20-4	主要取引金融機関名	<input type="checkbox"/> 金融機関の残高証明書の発行元 <input type="checkbox"/> 支店名		
<input type="checkbox"/>	府規則 1号	営業所の案内図	<input type="checkbox"/> 最寄駅、バス停、学校、病院、公園等で位置関係が分かるもの		
<input type="checkbox"/>		営業所のカラー写真	<input type="checkbox"/> 撮影日3か月以内 <input type="checkbox"/> 建物の全景 <input type="checkbox"/> 営業所の入口 <input type="checkbox"/> 看板・案内板・ポスト等 <input type="checkbox"/> 営業所の内部(固定電話、事務機器、机等什器備品) <input type="checkbox"/> 建設業の許可票(新規除く) <input type="checkbox"/> 所定用紙に貼付		
<input type="checkbox"/>	府規則 2号	代理人委任状	※申請者・申請者(法人)の役員及び従業員・申請者(個人)の家族及び従業員は不要		
<input type="checkbox"/>	22-4	廃業届(全部の業種の廃業)	①個人⇒法人成りで新規の場合、②特定⇒一般の般・特新規で、専任技術者が退職済の場合に必要(同時提出)		

建設業許可申請 事前チェック送付表（裏面）

※このチェックリストも必ず同封してください

※表面（添付書類用）もありますのでご注意ください

要件	確認書類(写し)	確認書類(写し)
に規定する使用人（専任技術者、経営業務の管理責任者）	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証	<input type="checkbox"/> 出向協定書及び出向辞令
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度被保険者証	<input type="checkbox"/> 雇用契約書
	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証（社会保険または健保組合）	<input type="checkbox"/> 役員報酬に関する役員会議事録
	<input type="checkbox"/> 建設国保等加入証明書（保険証に事業所名がない場合）	<input type="checkbox"/> 住民税課税証明書（市町村発行、所得記載のもの）
	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者標準報酬決定通知書（直近年のもの）	<input type="checkbox"/> 所得税の確定申告書のうち、第一表
	<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）	<input type="checkbox"/> 所得税の確定申告書のうち、専従者又は給与支払者欄に氏名が記載されている書類
	<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）	<input type="checkbox"/> 税務署の受信通知（電子申告の場合）
と経営業務の管理責任者	<input type="checkbox"/> 賃金台帳（直近3か月分）	<input type="checkbox"/> 外国籍の方の場合、住民票「住所、国籍、氏名（通称名含む）、生年月日を確認できるもの」
	<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本（役員期間が確認できる閉鎖謄本等）	<input type="checkbox"/> 工事契約書、注文書又は請書
	<input type="checkbox"/> 所得税の確定申告書のうち、第一表及び第二表	<input type="checkbox"/> 請求書（日付、請求元・先、工事内容、金額が分かるもの）
	<input type="checkbox"/> 法人税の確定申告書のうち、別表一、決算報告書、役員報酬手当等及び人件費の内訳書	<input type="checkbox"/> 許可通知書（大臣・他府県許可の場合）
執行役員経験	<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収切替申請書（市町村受付印）	<input type="checkbox"/> 許可申請書の副本（表紙、様式第7号又は11号）
	<input type="checkbox"/> 税務署の受信通知（電子申告の場合）	<input type="checkbox"/> 令第3条に規定する使用人の変更届の副本（表紙、様式第22号の2）
	<input type="checkbox"/> 証明者の印鑑証明書（3か月以内）	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者離職票
	<input type="checkbox"/> 法人の組織図	<input type="checkbox"/> 執行役員規程等
	<input type="checkbox"/> 所得税の確定申告書のうち、第一表、第二表、専従者又は給与支払者欄に氏名が記載されている書類	<input type="checkbox"/> 取締役会規則等
	<input type="checkbox"/> 税務署の受信通知（電子申告の場合）	<input type="checkbox"/> 取締役会の議事録等
実務経験	<input type="checkbox"/> 税金の確定申告書のうち、別表一、決算報告書、役員報酬手当等及び人件費の内訳書	<input type="checkbox"/> 業務分掌規定等
	<input type="checkbox"/> 税務署の受信通知（電子申告の場合）	<input type="checkbox"/> 人事発令書等
	<input type="checkbox"/> （年金の）被保険者記録照会回答票	
	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証	
技術者	<input type="checkbox"/> 工事契約書、注文書又は請書	<input type="checkbox"/> 証明者（他者）の印鑑証明書（3か月以内）
	<input type="checkbox"/> 請求書（日付、請求元・先、工事内容、金額が分かるもの）	<input type="checkbox"/> （年金の）被保険者記録照会回答票
	<input type="checkbox"/> 許可申請書の副本（表紙、様式第7、9、10号）	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証
	<input type="checkbox"/> 決算変更届の副本（表紙、工事経歴書）	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者離職票
に規定する使用人（専任技術者）	<input type="checkbox"/> 申請者からの建設業に係る請負契約の締結等、委任内容が確認できる「委任状」 <small>（支店長等が法人の役員又は個人の事業専従者である場合は不要です。）</small>	
財産的要件	<input type="checkbox"/> 所得税の確定申告書のうち、第一表、第二表、青色申告決算書又は収支内訳書	<input type="checkbox"/> 税務署の受信通知（電子申告の場合）
	<input type="checkbox"/> 法人税の確定申告書のうち、別表一、決算報告書、貸借対照表に未払法人税等が未計上の場合は別表五（一）	<input type="checkbox"/> 金融機関の預金残高証明書（残高日4週間以内）
営業所権利関係	<input type="checkbox"/> 建物の登記簿謄本（3か月以内）	<input type="checkbox"/> 建物の売買契約書
	<input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書（3か月以内）	<input type="checkbox"/> 建物の賃貸契約書
	<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税の納税通知書（直近年のもの）	<input type="checkbox"/> 貸主の使用承諾書
	<input type="checkbox"/> 登記済証（権利書）	
社会保険等	<input type="checkbox"/> 登記識別情報通知	
	<input type="checkbox"/> 社会保険料の領収証書（申請直前納付分に係るもの）	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
	<input type="checkbox"/> 社会保険料納入証明書（申請直前納付分に係るもの）	<input type="checkbox"/> 労働保険概算・確定保険料申告書、領収済通知書（申請直前納付分に係るもの）
	<input type="checkbox"/> 社会保険料納入確認書（申請直前納付分に係るもの）	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）
	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書（直近年のもの）	<input type="checkbox"/> 雇用保険適用事業所設置届事業主控
	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	

第4 許可後の手続き等

1 変更届の郵送受付について

建設業許可を受けた者は、許可の申請事項に変更が生じた場合や、決算が終了した場合等、法令等で定める事項について、定められた期限までに大阪府知事に届出をする必要があります。詳細については、別冊の『建設業許可変更等届出の手引き』をご覧ください。

なお、変更届や決算変更届については、受付時の待ち時間短縮・窓口対応時間・来庁の回数軽減を図るため、郵送及び受付会場内に設置した投函ボックスを利用した受付を行っております。

各種変更届・廃業届・訂正届は郵送及び投函 BOX でも受付が可能です

【受付可能な届出】

・大阪府知事許可に係る「各種変更届」（全種類）「決算変更届」「廃業届」「建設業に係る訂正の届出書」

※国土交通大臣許可に係る申請書、届出書等は郵送及び受付会場内投函ボックスによる受付を行っていません。

【提出する書類等について】

1 変更届等提出書類一式（正本のみ）

2 完了通知用はがき（官製はがきを使用または62円切手を貼付）

※完了通知用はがき記入例をご覧ください。必要事項をご記入ください。

※提出する変更届等が複数冊となる場合は、その冊数と同一枚数のはがきを同封してください。

3 確認書類の写し（届出事項により必要な場合あり）

※以下の事項が含まれる各種変更届には、確認書類の写しが必要となります。

ア 営業所の移転・新設（建物の権利関係の確認）

イ 経營業務の管理責任者の交代（常勤性及び経験年数の確認）

ウ 専任技術者の交代・追加（常勤性及び実務経験の確認）

エ 専任技術者の担当業種の追加（実務経験の確認）

オ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の交代・追加（常勤性及び業務権限の確認）

カ 国家資格者・監理技術者の追加・資格の追加（実務経験の確認）

4 代理人委任状（代理人による届出の場合）P.122～P.123 をご参照ください。

注1）変更届等表紙の「担当者・申請代理人の氏名及び電話」欄は、必ず記載してください。

注2）変更届等提出書類一式を正本・副本とも送付される場合は、完了通知用はがきに代えて、書留郵送分の切手を貼付し返信先を記入した角形2号封筒を同封してください。

注3）確認書類の写しは手続き完了後に大阪府で廃棄処分としますが、返送を希望される場合は、書留郵送分の切手（重量相当分）を貼付し返信先を記入した封筒を同封してください。

※返信用封筒もしくは返信用ハガキのどちらか一方を同封して下さい。

【郵送先等】

<郵送先> 郵便番号 559-8555

住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階

あて先 大阪府 住宅まちづくり部 建築振興課

建設業許可グループ内 株式会社パソナ 変更届担当 宛

※郵送につきましては、必ず一般書留または簡易書留でお送りください。

<投函先> 受付会場内に設置する専用の投函ボックス

※提出書類は必ず封筒などに入れ、「変更届在中」と記載の上、のり付けなど封をして提出してください。

【受付後の処理】

郵送及び投函 BOX による変更届等の受付後は、提出書類の形式及び許可要件のチェックを行った上で、完了通知はがきを返送します（正本・副本とも送付された場合は副本を返送します）。

返送された完了通知はがきは、当該変更届等の副本に貼付して保存してください。

【不備または不足がある場合】

提出書類に不備または不足がある場合は、届出者又は代理人に連絡します。不足事項等が解消された後、完了通知はがきを返送します（正本・副本とも送付された場合は副本を返送します）。

【変更届等の郵送等に関するお問合せ先】

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階 建設業受付会場内相談コーナー

電話番号：06-6210-9735 又は 06-6941-0351(代表) 内線 3089・3090

【完了通知用はがきの記載例】

(表面)

六 十 二 円 切 手	〒□□□-□□□□
届出者又は申請代理人の住所	
届出者又は申請代理人の氏名	

(裏面)

○許可番号 大阪府知事許可（般・特一）第 号
○商号又は名称
○担当者又は申請代理人
○届出事項 ・決算変更届 （事業年度：平成 年 月～平成 年 月） ・各種変更届 （1 商号・名称 2 営業所 3 資本金 4 法人役員等 4-2 法人代表者 5 個人氏名 6 支配人 7 令第3条の使用人 8 専任技術者 9 経營業務の管理責任者 10 国家資格者 11 全部廃業 11-2 一部廃業） ・建設業に係る訂正の届出書
大阪府收受印 受託業者使用印 押印欄

※変更届等の届出については「建設業許可変更届等届出の手引き」を参照してください。

(http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/kenkyoka/index.html#henkou_te)

2 建設業に係る訂正の届出書

建設業許可申請書や変更届出書を提出された後、その記載内容に誤りがあることが判明した場合には、P.114の様式により訂正してください。

なお、訂正に応じられない場合や訂正するには他の手続きによる必要がある場合、訂正しようとする事実を証する書類を提示・添付していただく必要がある場合もあります。

なお、「建設業に係る訂正の届出書」については、受付時の待ち時間短縮・窓口対応時間・来庁の回数軽減を図るため、郵送及び受付会場内に設置した投函ボックスを利用した受付を行っております。詳しくはP.76～77をご覧ください。

3 標識の掲示

建設業許可を受けた者は、その店舗及び工事現場ごとに公衆の見やすい場所に、標識（建設業の許可票）を掲げる必要があります。

※標識の様式等は、P.113をご覧ください。

4 許可の証明

建設業許可通知書は再発行していません。

また、商号名称や代表者氏名等の変更届出書を提出された場合においても、その都度改めて建設業許可通知書を発行していません。

建設業許可通知書を紛失・汚損したときや変更後の内容について第三者等に対して確認・証明が必要なときは、「許可確認証明願」の様式により証明書の発行を申し出ることができます。（申請代理人の場合は委任状を添付してください。）

知事許可の場合は「許可の証明」、大臣許可の場合は「許可の確認」になります。いずれも大阪府知事が証明等を行います。

この証明書の発行事務手数料は、証明書1通につき500円です。相当額の大阪府証紙を、「証明願（原議用）」に貼付してください。

大阪府証紙は大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階の証紙売場等で販売しています。詳しくは、大阪府会計局ホームページ（<http://www.pref.osaka.jp/kaikei/shousi/index.html>）をご覧ください。

・ 注意事項

- ① 証明・確認を申し出ることができるのは、大阪府知事許可業者または大阪府に主たる営業所を設ける国土交通大臣許可業者で、現在有効な許可をお持ちの業者に限ります。許可の更新申請後、建設業許可通知書がまだ発行されていない場合などには証明書を発行できないことがありますので、ご注意ください。
- ② 国土交通大臣許可業者の「許可の確認」については、一般財団法人建設業情報管理センターの建設業情報管理システムに掲載されている情報に基づいた証明書を発行します。

・ 許可確認証明願の様式

【原議用】P.116、【証明用】P.117をご覧ください。

【原議用】と【証明用】の両方を作成してください。

「証明願」の用紙は、大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）2階の諸用紙売場（P.1）で購入（販売されている用紙は、2部複写のノーカーボン紙です。）することができます。

・ 記載上の注意事項

記載例については、P.118をご覧ください。

「原議用」と「証明用」を合わせて提出します。太線内の事項をすべて同一の内容で記入し、当該許可業者の印（法人の場合は代表者印）を押印してください。

証明が2部以上必要なときは、2枚目の「証明用」を必要部数を用意し、そのすべてに正しく記載・押印してください。

変更届出書の申請者控え（副本）等を提示していただきますと、証明書発行が速やかに行えますので、ご協力願います。

英文での許可証明を希望される方は、P.120 をご覧ください。

なお、英文での許可証明は、建築振興課長による証明になりますので、事前に建築振興課へご連絡下さい。また、即日発行ができない場合があります。

また、国土交通大臣許可の証明については、国土交通省近畿地方整備局（P.1）へお問い合わせください。

5 閲覧コーナー

許可を受けている建設業者が提出した許可申請書や変更届出書等を閲覧に供することによって、建設工事の注文者、下請負人等に建設業者の施工能力、施工実績、経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便に役立てていただくために閲覧コーナーを設けています。

閲覧は無料で、どなたでも閲覧することができます。

閲覧していただけるのは、現在有効な許可をお持ちの大阪府知事許可の建設業者の方が提出した許可申請書や変更届出書のうち、建設業法にて閲覧に供することを規定している様式で、府において保存している書類です。（閲覧コーナーは閲覧業務受託業者が運営しております）

※ 平成27年4月1日の建設業法改正により、都道府県庁での大臣許可の閲覧制度が廃止されました。大阪府に主たる営業所のある国土交通大臣許可の建設業者の許可申請書等は、国土交通省近畿地方整備局にて閲覧できます。詳細は国土交通省近畿地方整備局（P.1）にお問い合わせください。

- 閲覧場所：建築振興課 建設業受付会場内の閲覧所（P.1 参照）
- 閲覧日：月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）
- 閲覧時間：午前9時30分から午後5時まで（昼時間も開設）

閲覧にあたっては、次のことにご留意ください。

- 閲覧できる件数は、1回3件・1日6件まで、時間は1回2時間以内・1日2回までです。混雑時は閲覧件数、利用時間を制限させていただくことがあります。
- 閲覧を申し込まれた方の氏名と連絡先を確認するため、次に掲げるもののうちのいずれか1つ（原本）を閲覧窓口で提示していただきます。
 - ア 運転免許証
 - イ 健康保険証（本人の氏名と現住所の記載されたもの）
 - ウ 勤務先の会社等の発行する身分証明書（本人の氏名及び会社等の商号名称・所在地が記載されたもの）
 - エ その他、閲覧を申し込まれた方の氏名と連絡先が確認できるもの
- 閲覧申込書に閲覧目的等の必要事項を記載の上、申し込んでください。
- 閲覧申込書は、閲覧窓口において配付しています。
- 閲覧申込書の様式は、P.121 をご覧ください。
 - ※ A4判で印刷の上、A5判（横148mm 縦210mm）に加工して作成してください。
- 経営事項審査の結果については、（財）建設業情報管理センターのホームページ（<http://www.ciic.or.jp/>）で許可番号または商号名称により 検索して、ご覧いただけます。
- 経営事項審査の結果や解体工事業者登録簿も閲覧することができます。
- 許可申請書類等のコピーや撮影、スキャナの使用等はありません。
- 書類は持ち出せません。閲覧した書類は、係員に直接手渡しして返却し、確認を受けた後に退室していただきます。
- 閲覧所内でパソコン、タブレット端末、携帯電話・スマートフォン等は使用しないでください。
- 閲覧所内での飲食は禁止です。
- 閲覧所内を無断で写真撮影することは禁止です。

1 建設業許可の制度について

Q1 一般建設業と特定建設業との違いはなんですか？

A1 建設工事の発注者から直接請け負う請負金額については、一般建設業であっても特定建設業であっても制限はありませんが、元請として工事を請け負った場合の下請に出す金額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる場合は特定建設業の許可が必要です。

特定建設業の許可を受けていない者は、建設工事の最初の注文者から直接請け負った1件の建設工事について、下請代金の額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる下請契約を締結して下請負人に施工させることはできません。

なお、このような制限は、発注者から直接請け負う建設工事に関するものですので、下請負人として工事を施工する場合には当てはまりません。

Q2 許可には有効期間がありますか？

A2 建設業許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可があった日に相当する日の前日までです。有効期間の満了日が日曜日等であっても、その日が許可の満了日となりますので、ご注意ください。

許可の更新申請は、期間満了日の3か月前から受け付けていますので、許可を更新する場合は、期間満了日の**30日前**までに申請してください。

Q3 建設業の営業所とはなんですか？

A3 建設業の営業所とは、本店・支店や常時建設工事に係る請負契約等を締結する事務所（以下、「事実上の事務所」という。）をいいます。

建設工事の請負契約の見積り、入札、契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所ですので、単なる連絡事務所はこれには該当しませんが、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど建設業に関する営業に実質的に関与するものである場合には、この営業所にあたります。したがって、登記上だけの本店・支店や、建設業の業務と関係のない本店・支店は該当しません。

登記上の営業所住所と事実上の事務所の住所が違う場合は、申請書への住所の記入は、それぞれの住所を2段書きにしてください。

Q4 政令第3条の使用人ってどんな人ですか？

A4 個人や法人の代表権者から、建設工事の見積りや契約締結、入札参加等の委任を受けている、支店や従たる営業所の代表者（支店長や営業所長等）を指します。

2 建設業許可の要件等について

Q5 申請すれば誰でも許可を受けることはできますか？

A5 建設業法に定められている次の要件を満たしている必要があります。

- 1 建設業に関する経営経験（経營業務の管理責任者がいること）
- 2 資格・実務経験等を有する技術者の配置（専任の技術者がいること）
- 3 財産的基礎・金銭的信用を有すること
- 4 建設業の営業を行う事務所を有すること
- 5 法人の役員等、個人事業主、支配人、支店長・営業所長などが欠格要件等に該当しないこと。

詳しくはP.9をご覧ください。

Q6 個人事業から法人化（法人成り）したのですが、何か手続は必要ですか？

A6 建設業許可を受けて営業している個人事業主が事業を法人化したときは、新たに法人としての新規の許可申請を行う必要があります。併せて、個人事業の許可について廃業届を提出してください。

Q7 経營業務の管理責任者とはどんな人ですか？

A7 「経營業務の管理責任者」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあり、建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者で、常勤であることが必要です。

詳しくは P.9～15 をご覧ください。

また、経營業務の管理責任者の経営経験の確認については P.12～15、常勤性の確認のための提示書類等については P.33～34 をご覧ください。

なお、経營業務の管理責任者の常勤性について、常勤性が認められない事例もあります。

※常勤性が認められない事例

- 一 住所が勤務する営業所所在地から遠距離にあり、常識上、毎日通勤ができない場合
- 二 他の業者の経營業務の管理責任者や専任技術者、国家資格を有する常勤の技術者等
- 三 建築士事務所を管理する建築士や宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等、他の法令により専任を要するとされている者。ただし、同一企業の同一営業所である場合は兼任も可能です。

Q8 経營業務の管理責任者に準ずる地位とはなんですか？

A8 経營業務の管理責任者に準ずる地位とは、「補佐経験」のことをいい、法人の場合は役員に次ぐ地位にあって、実際に経營業務に携わった経験がある者、若しくは、個人事業主の下で事業専従者等として実際に経營業務に携わった経験がある者を指します。

「準ずる地位」の確認書類について、詳しくは P.13～15 をご覧ください。

Q9 経營業務の管理責任者の証明者が建設業の許可を受け、この間、所定の決算変更届を提出している場合、工事の請負契約の実績がなくても経営経験が認められますか？

A9 請負契約の実績の有無は問わず、経営経験として認められます。

なお、この取扱いは経營業務の管理責任者の証明者が建設業の許可を受けている場合にのみ限られますので、証明者が許可を受けていない場合は、請負契約の実績がなければ経営経験として認めることはできません。

Q10 経營業務の管理責任者証明書の証明者に記名・押印がもらえない場合どうしたらいいですか？

A10 原則、証明者の記名・押印は必要ですが、申請者自身で証明できる場合や、他者が証明できる場合がありますので、事前に建築振興課建設業許可グループへお問い合わせください。

※審査上、証明を有効であると認めることができない場合もありますので、ご了承ください。

Q11 建設業の許可を受け、所定の決算変更届を提出しましたが、一部の期間の決算変更届を紛失しました。その期間について、経營業務の管理責任者の経営経験を認められますか？

A11 現在、大阪府知事許可を有している建設業者の場合は、大阪府が保管している直近の決算変更届で確認できる決算日までは、所定の決算変更届をすべて提出していると認めます。したがって、大阪府で保管している直近の決算変更届の決算日以降、新たな決算を終了し4か月を経過していない場合は、建設業許可を申請する時点まで、経営経験として認めます。

廃業や建設業許可を失効した業者の場合は、業者が保管している最新の決算変更届で確認できる決算日までは経営経験として認めます。

また、業者が決算変更届を保管していない場合でも、新規で許可を受けてから最終の更新許可の日までは経営経験として認めます。

※許可申請書や決算変更届の副本は、確認書類として、申請者においてご用意いただく必要がありますので、必ず持参ください。ただし、紛失等の理由により持参できない場合は、その旨、受付時にお申し出ください。

Q12 専任技術者とはどんな人ですか？

A12 「専任技術者」とは、本・支店の各営業所に常勤して、専らその業務に従事する技術者をいいます。建設業の許可を得るためには、その営業所の許可業種ごとに専任技術者が必要です。同一営業所内の場合のみ、複数の許可業種の専任技術者を兼任することが可能です。

専任技術者の要件については P.16～22、常勤性の確認のための提示書類等については P.33～34 をご覧ください。

常勤性が認められない事例については、A7（※常勤性が認められない事例）を参照してください。

※専任技術者は、同一営業所内において1業種につき1人となりますので、同業種に複数人の登録はできませんのでご注意ください。

Q13 特定建設業の許可の専任技術者に必要な指導監督的実務経験とはなんですか？

A13 発注者から直接請け負う1件の建設工事代金の額が4,500万円以上で、2年以上の指導監督的な実務経験をいいます。

「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

また、実務の経験の期間は、具体的に携わった建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間です。（経験期間が重複しているものは二重に計算しません。）

Q14 経營業務の管理責任者については、証明者が許可を有している場合、工事の請負契約の実績がなくても経営経験を認めるということですが、専任技術者の実務経験についても工事の請負契約の実績がなくても実務経験を認められますか？

A14 専任技術者の実務経験については、経營業務の管理責任者とは異なり、工事の請負契約の実績があり、その工事に関する技術上の職務についていなければ、実務経験とは認められません。実務経験は、実務経験証明書（様式第9号）に、具体的な工事を記載し契約書や注文書等確認書類を提示していただく必要があります。

なお、経營業務の管理責任者証明書（規則様式第7号）の経営経験に記載された期間について、新規申請等（更新申請を除く）で確定申告書＋工事の請負契約書等で、工事の実績を確認された期間が確認できる場合、当該期間については専任技術者の実務経験の期間として認めます。

Q15 財産的基礎・金銭的信用とはなんですか？

A15 一般建設業の許可を受ける場合には、次のいずれかに該当する必要があります。

ア 直前の決算において、自己資本額が500万円以上あること。

イ 申請者名義の預金残高証明書（残高日が申請日前4週間以内のもの）で500万円以上の資金調達能力を証明できること。

特定建設業の許可を受ける場合には、原則として許可申請時の直前の決算期における財務諸表により、次のすべてに該当しなければいけません。詳しくは P.26 をご覧下さい。

3 建設業許可の申請手続きについて

■ 申請全般について

Q16 申請用紙はどこで入手するのですか？

A16 建設業許可申請等の用紙は、大阪府のホームページからダウンロードできます。

用紙は大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）2階の諸用紙売場で販売しています。ダウンロードは大阪府建築振興課ホームページ「建設業許可の申請・閲覧・証明等」をご覧ください。

Q17 申請手数料はいくらですか？

A17 知事許可の申請手数料は、一般建設業、特定建設業それぞれについて、新規申請9万円、更新、業種追加はともに5万円です。いずれも大阪府証紙が必要です。大阪府証紙は大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階の証紙売場他で販売しています。

一般建設業許可のみを持っていて、新たに特定建設業許可の業種追加を申請する場合、あるいは特定建設業許可のみを持っていて、新たに一般建設業許可の業種追加を申請する場合は、「業種追加」ではなく「新規申請」となるため、手数料は9万円です。

大臣許可の場合の手数料は、新規申請は15万円、更新、業種追加はともに5万円です。新規申請については登録免許税で、国内の一般の銀行や郵便局等を通じて東税務署あてに納入してください。更新、業種追加については、収入印紙です。郵便局他で販売しています。大臣許可の場合も、一般建設業許可のみを持っていて、新たに特定建設業許可の業種追加を申請する場合、あるいは特定建設業許可のみを持っていて、新たに一般建設業許可の業種追加を申請する場合は「業種追加」ではなく「新規申請」となるため、手数料は15万円です。

詳しくはP.69をご覧ください。

Q18 申請等にあって事前に相談したいのですが。

A18 建設業許可の申請及び届出に関するご相談につきましては、受付会場内に設けております申請書類事前チェックサービスコーナーをご利用ください（申請書類事前チェックコーナーは相談業務受託業者が運営しております）。

また、電話による相談についても相談業務受託業者により受け付けております（ご相談の内容によっては、来庁をお願いすることがありますのでご了承ください。）。

詳しくはP.70をご覧ください。

Q19 ローマ字等を用いた商号名称で申請できますか？

A19 商業登記規則等の改正（平成14年11月1日施行）により、商号の登記について、ローマ字その他の符号で法務大臣が指定するものを用いることができることとされました。

用いることができるのは、ローマ字（大文字及び小文字）、アラビア数字、アンパサンド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」、中点「・」ですが、使い方に制限がある符号もあります。

詳しくは法務省のホームページをご覧ください。最寄りの法務局にお尋ねください。

Q20 郵送で申請または届出することはできますか？

A20 大阪府知事許可に係る申請につきましては、**すべての申請の郵送等による事前チェックサービスを実施**しております。このサービスを利用されますと、通常は窓口で確認する内容を府職員及び受託業者が事前にチェックし、受付時のみ建築振興課にお越しいただくことになります。

ただし、事前チェック後、詳細な調査または申請内容の変更が必要と判断した場合は、府職員による対面相談に移行する場合がありますのでご了承ください。詳しくは、P.70をご覧ください。

大阪府知事許可に係る、**すべての変更届等については、郵送及び受付会場内投函ボックスによる受付**を実施しております。

詳しくは P.76 をご覧ください。

なお、大阪府に主たる営業所のある大臣許可の申請及び届出につきましては、受付会場内窓口に参加いただき受付することとなっておりますので、ご注意ください。(大臣許可の申請及び届出等の受付は、業務受託業者が運営しております)

窓口に参加すべき書類の部数は、国土交通省近畿地方整備局への提出用正本一部と、申請者控えの副本一部の計2部です。申請者控えの副本は受付印押印後、返却いたします。

Q21 申請の受付が完了してから許可を受けるまでにはどのくらい期間がかかるのですか？

A21 知事許可の場合は概ね 30 日程度かかります。(なお 5 月 3～5 日の 3 日間、12 月 29 日～1 月 3 日の 6 日間及び、書類不備等の補正に要する期間は含みません)

大臣許可は概ね 120 日程度かかりますが、詳しくは、国土交通省近畿地方整備局 (P.1) にお問い合わせください。

Q22 実際に建設業を営業している営業所の所在地と商業登記簿上の所在地とが異なる場合はどうすればよいでしょうか？

A22 実際に建設業を営業している営業所の所在地を申請・届出してください。

登記上の営業所住所と事実上の事務所の住所が違う場合は、申請書への住所の記入は、それぞれの住所を2段書きにしてください。(申請書表紙及び申請書(様式第1号)のみで可)

Q23 大臣・知事コードがわかりません。

A23 建設業許可申請書や変更届出書などの「許可番号」欄に記載していただく「大臣・知事コード」は、国土交通大臣許可の場合は「00」、大阪府知事許可の場合は「27」です。

Q24 市区町村コードがわかりません。

A24 建設業許可申請書や変更届出書などに記載していただく「主たる営業所の所在地市区町村コード」は P.112 をご覧ください。

「主たる営業所の所在地」の欄には、この市区町村コード表に記載されている市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を記載します。「丁目」「番」「号」については、ハイフン「-」を用いて記載します。

Q25 申請書を作成するとき記載を誤ってしまったのですが、どうすればよいですか？

A25 建設業許可申請書や変更届出書の提出にあたって、記載事項を訂正される場合には、訂正箇所にはボールペン等で二重線をひき、申請者(届出者)の印(代表者印又は個人印)を押してください(証明に係るものは証明者の印、略歴書については本人の個人印になります。)。修正液・修正テープ等での訂正は認められません。

また、申請代理人の職印や申請担当者の認め印により訂正していただく場合もありますので、建設業許可申請書等の提出に際しては、職印や認め印を持参してください。

なお、申請書等を提出された後に、その記載内容に誤りがあることが判明した場合については、P.78 をご覧ください。

Q26 申請代理人の職印や申請担当者の認め印により訂正することがあるようですが、書類作成や過誤訂正の委任を受けた行政書士の職印以外に、行政書士事務所の事務員の認印でも訂正できますか？

A26 原則としては、委任を受けた行政書士の職印とします。ただし、申請書等の表紙の「担当者・申請代理人」欄に、代理人の行政書士名に併せて当該行政書士事務所の事務員(補助者)の氏名が併載されている場合には、当該事務員(補助者)の認印も可とします。

なお、様式(第7号・9号・10号等)により、申請代理人による記名押印が認められていない書類がありますのでご注意下さい。

Q27 定款及び商業登記簿謄本の目的欄に記載する業種は、具体的に記載する必要がありますか？

A27 大阪府では、建設工事の完成を請け負う営業であることが文理上確認できる目的を定めていることを求めています。また、具体的な業種又は建設工事の種類が特定できるか否かは問いません。（例：「建設業」、「土木建築工事請負」などは全業種の目的として可としています。記載範囲の目安はP.97を参照ください。）

申請時に、定款及び商業登記簿謄本の目的欄に業種の記載がない場合は、「次回の決算変更届には、今回の申請業種が確認できる事項を追記した定款を添付し、商業登記簿謄本も変更する」旨の誓約書（任意の書式（様式第6号とは別用紙））を作成し、許可後の決算期に係る決算変更届に変更後の定款の写しを添付していただくようお願いします。

Q28 現在、土木工事業の許可を受けています。とび・土工工事業と塗装工事業を業種追加申請したいのですが、定款及び商業登記簿謄本の目的欄には、「土木工事業」のみしか記載していません。申請するために、目的を追加する必要はありますか？

A28 必要ありません。記載範囲の目安は、P.97を参照ください。

Q29 国家資格者等として登録しようとする者について、国家資格者を証明する書面上の氏名と戸籍上の氏名の文字が異なる場合は、どちらの文字で登録すればよいですか？

A29 国家資格者を証明する書面等において、旧字体や異字体により氏名が記載されている場合であっても、戸籍上の文字で申請してください。なお、戸籍謄本等は持参の必要ありません。

■ 郵送等による事前チェックサービスについて

Q30 これまでどおり、受付窓口においても申請をできますか？

A30 これまでどおり、受付窓口においても申請を行うことができます。

郵送等による事前チェックサービスを利用させていただいた場合でも、事前チェック完了通知書の返送後、本受付のため受付窓口へお越しいただく必要があります。

なお、大臣許可に係る申請等については、大阪府において事前チェックおよび事前チェックの受付は行っておりませんので、ご注意ください。

詳しくは、P.70～77をご覧ください。

Q31 事前チェックの受付期間は、許可有効期限の40日前までとされていますが、40日前を経過した場合でも、このサービスを利用することができますか？

A31 利用できません。

Q32 郵送する場合には、一般書留又は簡易書留を利用することとされていますが、普通郵便や宅配便などの他の方法によって郵送することも可能ですか？

A32 郵便物の到着確認及び書類管理上の観点から、一般書留又は簡易書留に限らせていただいております。

Q33 受付時に持参する書類はどのようなものですか？

A33 申請に必要な大阪府証紙と、事前チェック完了通知書及び本人確認書類をご持参ください。完了通知書に不足書類についての記載がある場合は、その不足書類も合わせてご持参ください。

Q34 事前チェックにはどの程度かかりますか？

A34 事前チェックに必要な申請書類・確認書類が到着した後、概ね10日程度で事前チェック完了通知書を発送しております。

ただし、提出された申請書類に不備または不足がある場合は、申請者または代理人に連絡をし、チェックに必要な書類等の追加提出をしていただきます。そのため、別途、当該不足事項等の解消にかかる期間を要します。

Q35 返送された事前チェック完了通知書を紛失した場合はどうすればよいですか？

A35 事前チェック完了通知書の写しを大阪府が(更新申請の場合は委託業者が)保管しておりますので、事前チェック完了通知書以外の必要な書類をご持参ください。

Q36 未提出の決算変更届がある場合、申請書と一緒に決算変更届の正本と副本を提出することもできる
とのことですが、決算変更届を郵送により提出する場合は、正本と完了通知ハガキが必要ではないで
しょうか？

A36 事前チェックサービスと同時に決算変更届を提出される場合に限り、正本と副本の提出があれば、
来庁での受付時に副本をお返しする方法を採っております。

なお、決算変更届は、決算終了後4か月以内に提出する必要がありますので、ご注意ください。

Q37 法人役員の変更など決算変更届以外の変更届についても、申請書と一緒に正本と副本により提出す
ることができますか？

A37 決算変更届以外の変更届についても、事前チェックサービスと同時に変更届を提出される場合に限
り、正本と副本の提出があれば、来庁での受付時に副本をお返しする方法を採っております。

■ 新規申請の手続きについて

Q38 許可換えとはなんですか？

A38 許可換えには次の3種類があります。

- ①知事許可業者が他の都道府県へ営業所のすべてを移転した場合は、許可権者が変更になりますので、
移転先(主たる営業所の所在地)の都道府県知事に対し新規の許可申請が必要です。
- ②大臣許可業者が他の都道府県の従たる営業所をすべて廃止もしくは廃業して、単独の都道府県のみ
で建設業の営業をすることになった場合は、主たる営業所のある都道府県知事の許可になりますの
で、主たる営業所の所在地の都道府県知事に対し新規の許可申請が必要です。
- ③知事許可業者が他の都道府県に従たる営業所を新たに設置した場合は、国土交通大臣許可になりま
すので、主たる営業所の所在地の都道府県知事を通して各地方整備局長に対し新規の許可申請が必
要です。

これら3つの場合は、いずれも「許可換え新規」の申請になります。

異動先の新たな許可が出た時点で従前の許可は失効するため、廃業届は必要ありません。

異動先の新たな許可権者である都道府県、又は所管の各地方整備局によっては、大阪府知事許可と
申請時の提示・添付書類等が異なる場合がありますので、あらかじめ異動先の都道府県等の担当課に
ご確認ください。

Q39 設立直後で工事実績がありませんが、工事経歴書(様式第2号)や「直前3年の各営業年度におけ
る工事施工金額(様式第3号)」はどのように書けばよいでしょうか？

A39 実績がない場合は、申請業種を記載の上、例えば「新規申請につき該当なし」と記入してください。

Q40 設立直後や開業直後で大阪府内の各府税事務所の納税証明書をまだ取ることができない場合には、
何を添付すればよいでしょうか？

A40 大阪府内の各府税事務所に提出し、受付を完了した法人設立等申告書、個人の開業申告書の写しを
添付してください。

※受付印又はメール受信通知(電子申告の場合)が必要です。

ただし、1度でも決算を済ませた法人や個人事業主は、課税額や納税額がなくても、法人事業税又は
個人事業税の納税証明書(いずれも原本、それ以外の書類は不可)を添付してください。

なお、個人事業税の納税証明書については、申請の時期によって、下記の点にご注意ください。

注1 個人の決算変更届については、毎年4月30日までに届け出る必要がありますが、個人事業税の納税証明書は8月中旬までは大阪府内の各府税事務所では交付されないことから、これに代えて、所得税の確定申告書のうち税務署の受付印※のある第一表の写しを添付してください。

注2 なお、やむを得ない事情により決算変更届の提出が遅れ、5月以降8月末日までに提出する場合は、上記に準じて、所得税の確定申告書のうち税務署の受付印のある第一表の写しを添付してください。

注3 9月以降に提出する場合は、大阪府内の各府税事務所個人事業税の納税証明書の交付を受け添付してください。

※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。

■ 業種追加申請の手続きについて

Q41 許可の業種を追加したいのですが、どうすればよいでしょうか？

A41 既に許可を受けている業種に加えて、新たな業種の許可を受けたい場合は「業種追加」の申請をしてください。新たな業種を担当する経営業務の管理責任者及び専任技術者の要件を整えていただくことはもちろん、その他の事項も新規申請に準じて申請していただくことになります。

業種追加申請については、一部書類の省略も可能です。その他詳細については、P.35～45をご覧ください。

Q42 業種追加と合わせて更新も同時に申請したいのですが、どうすればよいでしょうか？

A42 営業所一覧表（別紙2）は、新規用と更新用の両方を添付してください。その他の用紙は、そのまま使えます。

また、この場合の申請は、**許可の有効期限の30日前まで**に行ってください。許可の有効期間が30日未満の場合は、更新と業種追加の申請はそれぞれ別個の申請をしていただくことになりますので、ご注意ください。

■ 更新申請の手続きについて

Q43 工事実績がない場合でも許可の更新はできますか？

A43 工事実績がない場合でも毎営業年度終了後に所定の決算変更届出書が提出されていれば、更新申請は可能です。

ただし、事業を廃止している場合や、許可を受けてから引き続き一年以上営業を休止した場合等は、建設業許可の取消処分の要件に該当することから、更新の申請は受付することができませんのでご注意ください。

Q44 更新の申請はいつからできますか？

A44 更新の申請は、当該許可の有効期間満了の日の3か月前から、申請手続きを開始することができます。ただし、例のとおり、許可の有効期間満了の日の3か月前が行政庁の閉庁日の場合は、直後の開庁日から、手続開始となります。

（例：平成28年8月3日が許可満了日の場合、3か月前にあたる平成28年5月3日（火・祝）・4日（水・祝）・5日（木・祝）が閉庁日となるため、申請受付開始は、平成28年5月6日（金）からとなります。）

なお、更新の申請は、有効期間満了の前30日までにしなければなりません。

Q45 建設業の許可の有効期限を過ぎてしまったのですが、更新はできますか？

A45 許可の有効期間を経過したときは、更新申請はできません。この場合、建設業の許可を受けようとするときは新規の許可申請になります。

Q46 更新の申請にあたって特に注意することはありますか？

A46 前回の許可の申請書副本とその申請後に提出した変更届出書副本（決算変更届出書を含みます。）の全てを持参してください。特定建設業許可業者の場合は、申請ごとに確認するので、これらに加えて、直前決算分の確定申告書控（税務署受付印のあるもの）のうち、以下の書類の写しを持参してください。

（法人）法人税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある別表一＋決算報告書＋貸借対照表に未払法人税等が計上されていない場合は別表五（一）

（個人）所得税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある第一表＋第二表＋青色申告決算書＋貸借対照表

※電子申告の場合は税務署の受信通知も必要です。

また、申請書は、前回の申請書副本を参考にしながら作成していただくとともに、例えば次の点に注意してください。

- ・国家資格証については、資格ごとに有効期間のほか、顔写真の書き換え、氏名等の変更などの規定がありますので、ご確認の上、最新のを提出して下さい。前回申請時と変更がなければ、省略することができます。
- ・更新申請の際には、定款や株主（出資者）調書（様式第 14 号）など、変更が無ければ省略可能な書類があります。
- ・商業登記簿謄本も、変更が無ければ省略可能な書類の一つですが、株式会社の役員の重任などは登記内容に変更がある場合に当たりますので、添付を省略することはできません。
- ・「主要取引金融機関名（様式第 20 号の 4）」については、前回の申請時以降に金融機関名称や支店名称が変更されている場合は、添付が必要です。
その他詳細については、P.35～45 をご覧ください。

Q47 「許可の有効期間の調整」とはなんですか？

A47 許可業種の追加によって業種ごとに許可の有効期間の満了の日が異なると、更新手続の準備が煩雑になり、許可更新に係る申請手数料もその都度かかります。

更新や業種追加の申請を行う際に、既に許可を受けて現在有効な他のすべての建設業の許可について同時に許可の更新の申請をすることで、許可の有効期間の満了の日を同一とすることができます（業種追加の申請の際に有効期間を調整するには、他の建設業の許可の有効期限まで 30 日以上ある必要があります。）

建設業許可申請書の「許可の有効期間の調整」の欄で「する」・「しない」を選択してください。

「許可の有効期間の調整（許可の一本化）」をする場合は、すべての許可日を同日にすることになります。一本化する業種を選択することはできませんので、ご注意下さい。

Q48 更新申請時には、法人の取締役会等又は代表取締役又は個人事業主からの建設業に係る請負契約の締結等、政令第 3 条に規定する使用人への委任内容が確認できる「委任状」の提示は必要ですか？

A48 「委任状」の提示は不要です。

大阪府知事許可を継続して有している建設業者の場合、申請又は政令第 3 条使用人の変更届出において、大阪府が委任状を確認したものについては、再確認は不要としております。

■ 確認書類について

Q49 施工管理技士の資格を持つ専任技術者が、合格証書の原本を紛失し写しもありません。この場合、再発行の手続きが完了し、新たな合格証書が届くまで許可の申請及び届出はできないのですか？

A49 合格証書の写しがある場合は、写しの添付のみで原本の提示の必要がないため、申請及び届出をしていただくことが可能です。

今回のように、合格証書の原本も写しもない場合は、再発行申請書（受付印のあるもの）を添付して、申請及び届出を行ってください。この場合、後日に再発行された合格証明書を提示していただく必要はありません。なお、国家資格者・監理技術者についても、同様に取扱います。

Q50 専任技術者証明書及び国家資格者等・監理技術者一覧表の添付書類としての国家資格者の資格を証する書類として、監理技術者資格者証の写しでも受付可とのことですが、建設業法第15条第2号ハに規定される国土交通大臣認定を受けた者についても受付できますか？

A50 大臣認定につきましても、監理技術者資格者証の写しで受付できます。

Q51 監理技術者資格者証に記載される「所属建設業者」が、国家資格者等・監理技術者の登録を行う業者名と一致していない場合や空欄の場合でも認められますか？

A51 資格要件が満たされていれば認められます。

ただし、監理技術者資格者証に記載に変更があった場合は、30日以内に変更手続を行う必要があります。詳細は、交付機関（財団法人建設業技術者センター）にお問い合わせください。

Q52 監理技術者資格者証の記載内容に変更があり、裏面に変更内容が記載されています。裏面の写しも必要ですか？

A52 表面、裏面とも写しが必要です。

Q53 出向社員でも経營業務の管理責任者や専任技術者になれますか？

A53 出向社員でも、出向先での常勤性が認められれば、経營業務の管理責任者や専任技術者になることができます。

他社からの出向社員の常勤性を確認するための資料として、申請・届出時に次の(1)と(2)を持参してください。

(1) 出向元と出向先との間で締結された「出向協定書」「出向契約書」のいずれかと「出向辞令」

(2) 次のうちいずれか1組。

ア 社会保険被保険者証＋社会保険被保険者標準報酬決定通知書

イ 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）＋府民税・住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）

なお、外国籍の方につきましては、あわせて住民票（現住所を確認できる本人の抄本）「発行日から3か月以内」を提示してください。

※住民票はマイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して提示して下さい。

また、住民登録の住所と居所が異なる場合や遠距離通勤の場合には、別途書類（居所から営業所までの6ヵ月以上分の通勤定期、居所の公共料金の領収書等）を提示していただきます。

詳しくはP.33～34をご覧ください。

Q54 経營業務の管理責任者や専任技術者が、後期高齢者医療制度の対象者の場合、常勤性の確認書類としてどういう書類を提示すればいいですか？

A54 詳しくはP.33～34をご覧ください。

4 許可後の手続き等について

Q55 建設業許可の証明書がほしいのですが、どうすればよいのでしょうか？

A55 大阪府知事許可業者または大阪府に主たる営業所を設ける国土交通大臣許可業者の方について、現在有効な建設業許可を証明（確認）します。知事許可の場合は「許可の証明」、大臣許可の場合は「許可の確認」になります。いずれも、大阪府知事が証明（確認）します。

国土交通大臣許可業者の「許可の確認」については、一般財団法人建設業情報管理センターの建設業情報管理システムに掲載されている情報に基づいた証明書を発行します。

建設業の許可証明（確認）書には1通につき500円の大阪府証紙が必要です。

詳しくはP.78をご覧ください。

Q56 建設業許可通知書を再発行してもらえますか？

A56 許可通知書の再発行は行っていません。

許可通知書に代わるものが必要な場合は、許可証明（確認）書をご利用ください。
詳しくは P.78 をご覧ください。

Q57 有限会社から株式会社にしたのですが、どのような届出をすればよいでしょうか？

A57 有限会社から株式会社に組織変更した場合は、商号・名称等の変更について変更届出書を提出してください。

変更届出書の添付書類は、商業登記簿謄本（発行日から3か月以内の原本）です。

なお、組織変更に伴い、資本金や役員の変更などがあった場合は、それぞれの変更事項に関する手続きが必要となります。

詳しくは P.76 及び別冊の『建設業許可変更等届出の手引き』をご覧ください。

Q58 商号、所在地、資本金、法人の役員等を変更したとき、どのような届出が必要ですか？

A58 商号、所在地、資本金、法人の役員その他、営業所（支店等）の名称・所在地・営業所長（政令第3条の使用人）・許可業種、個人事業者の名称を変更したときは、変更届出書の提出が必要です。法人の場合は、それらの登記の手続きを終了させてから変更の届出を行ってください。

詳しくは P.76 及び別冊の『建設業許可変更等届出の手引き』をご覧ください。

Q59 経營業務の管理責任者や専任技術者を変更したとき、どのような届出が必要ですか？

A59 経營業務の管理責任者の変更は、経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）、役員一覧表（別紙1）、経營業務の管理責任者の略歴書、専任技術者の変更は専任技術者証明書（様式第8号）、専任技術者一覧表（別紙4）を作成し、変更届出書を提出してください。これらの変更の届出は、変更の事由が発生してから14日以内に行う必要があります。

なお、経營業務の管理責任者や専任技術者が常勤・専任でいることは、許可を受けた建設業者として満たしていなければならない基本的な要件です。代わるべき者がおらず1日でも空白期間が生じた場合には、許可が失効することとなりますので、ご注意ください。

経營業務の管理責任者や専任技術者の要件については P.10～22、常勤性の確認のための提示書類等については P.33～34 をご覧ください。

また、常勤性が認められない事例については、A7の項目（※常勤性が認められない事例）を参照してください。

詳しくは P.76 及び別冊の『建設業許可変更等届出の手引き』をご覧ください。

■ 決算変更届について

Q60 決算変更届出書とはなんですか？

A60 許可を受けた後、決算期ごとに財務内容や工事経歴に変更が生じますので、その内容を「決算変更届出書」として、毎営業年度（決算期）経過後4か月以内に提出しなければなりません。

なお、建設業許可の更新申請の際には、前回申請から更新申請までの間の決算変更届出書が提出されていることを確認するため、変更届出書の副本を全て（5年ごとの更新のため、5期分）提示していただいています。これは、建設業許可の取消処分要件に該当する、「引き続いて1年以上営業を休止」していないことを確認するためです。

決算変更届出書の提出にあたっては、次のことにご留意ください。

- 大阪府知事許可の法人の決算変更届出書には大阪府内の各府税事務所発行の法人事業税の納税証明書（原本）を添付してください。課税額が無い場合であっても、納税証明書（原本）を添付してください。
- 個人の決算については、大阪府内の各府税事務所発行の個人事業税の納税証明書（原本）を添付してください。課税額が無い場合であっても、納税証明書（原本）を添付してください。

なお、個人事業税の納税証明書については、下記の点にご留意ください。

注1 個人の決算変更届については、毎年4月30日までに届け出る必要がありますが、個人事業税の納税証明書は8月中旬までは大阪府内の各府税事務所では交付されないことから、これに代えて、所得税の確定申告書のうち税務署の受付印※のある第一表の写しを添付してください。

注2 なお、やむを得ない事情により決算変更届の提出が遅れ、5月以降8月末日までに提出する場合は、上記に準じて、所得税の確定申告書のうち税務署の受付印のある第一表の写しを添付してください。

注3 9月以降に提出する場合は、大阪府内の各府税事務所個人事業税の納税証明書の交付を受け添付してください。

※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。

- ・ 許可業種以外の工事を請け負った場合は、「直前三年の各営業年度における工事施工金額」（様式第3号）の「その他の建設工事の施工金額」欄にその金額を記入してください。「事業報告書」は、株式会社（ただし、特例有限会社は除く）の場合のみ作成し、添付する必要があります。
- ・ 「附属明細書」（様式第17号の3）は、株式会社で、資本金の額が1億円超又は貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上のものは作成し、添付してください。手続きの詳細については、別冊の『建設業許可変更等届出の手引き』をご覧ください。

■ 廃業届について

Q61 廃業届はどんなときに提出するのですか？

A61 「廃業届」は、許可に係る建設業者が死亡したり、法人が合併により消滅したり、破産手続開始の決定、合併・破産以外の事由により解散した場合や、許可を受けた建設業を廃止する場合に提出するものです。

廃業届は、廃業事由により届出者が定められています。

なお、平成25年10月1日以降、廃業届を提出した建設業者に対して、許可を受けているという事実が消滅したという形式的な取消処分通知を送付しています。

詳しくは、別冊の『建設業許可変更等届出の手引き』をご覧ください。

Q62 許可業種のうち一部の業種を廃業したときは、どのような届出が必要ですか？

A62 許可業種のうち一部の業種を廃業した場合は、「一部廃業」の届出が必要です。一部廃業の届出の際には、必ずその業種を担当する専任技術者を削除する届出書（様式第22号の3）を併せて提出してください。

また、一部廃業する業種を担当する専任技術者が、他の業種の専任技術者も兼ねている場合は、専任技術者証明書（様式第8号）、専任技術者一覧表（別紙4）、変更届出書（様式22号の2）を提出してください。

詳しくは、別冊の『建設業許可変更等届出の手引き』をご覧ください。

Q63 営業所を新設したときは、どのような手続が必要ですか？

A63 営業所を新設したときは、その営業所の政令第3条の使用人を定めるとともに、専任技術者を置く必要があります。これらの者は他の営業所との兼務はできません。ただし同一営業所内においては、政令第3条の使用人と専任技術者とを兼務することができます。

大阪府知事許可業者の方が大阪府内に営業所を新設する場合は、変更届出書を提出してください。

詳しくは、別冊の『建設業許可変更等届出の手引き』をご覧ください。

Q64 更新申請時には、法人の取締役会等又は代表取締役又は個人事業主からの建設業に係る請負契約の締結等、政令第3条に規定する使用人への委任内容が確認できる「委任状」の提示は不要とのことですが、営業所での業種を変更する場合も不要ですか？

A64 この場合も「委任状」の提示は不要です。

大阪府知事許可を継続して有している建設業者の場合、申請又は政令第3条使用人の変更届出において、大阪府が委任状を確認したものについては、再確認は不要としております。

5 その他

Q65 申請手続を依頼できる専門家はいますか？

A65 建設業許可の申請手続等を本人に代わって業としてできるのは、行政書士法により、行政書士会に入会している行政書士だけです。

行政書士に依頼する場合は、委任状（P.122～P.124 参照）を添付させてください。

Q66 大臣許可の申請はどうすればよいのでしょうか？

A66 大阪府に主たる営業所を置かれる建設業者の方の場合、申請の受付窓口は、大阪府建築振興課の受付会場内です。郵送での受付は行っておりませんので、ご注意ください。

申請書類の審査や許可の手続は、国土交通省近畿地方整備局が行います。大臣許可の申請書類は、近畿地方整備局長あてとしてください。

審査に必要となる確認資料などについては、国土交通省近畿地方整備局に直接お問い合わせください。

なお、**大阪府外に主たる営業所のある大臣許可業者**の方が提出された許可通知書を受け取った後の許可申請書の写しや受付の済んだ変更届出書の写しについては、大阪府へ提出していただく必要はありません。

Q67 許可申請書は閲覧できますか？

A67 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階に閲覧コーナーを設けています。閲覧申込書（閲覧窓口において配付）に閲覧目的等の必要事項を記載の上、申し込んでください。閲覧は無料です。

閲覧いただけるのは、現在有効な許可をお持ちの大阪府知事許可の建設業者が提出した許可申請書や変更届出書等で、府において保存している書類です。経営事項審査の結果や解体工事業者登録簿の閲覧もできます。詳しくは、P.79をご覧ください。

Q68 建設業者に行政処分がないか知りたいのですが？

A68 建設業法に基づく行政処分で、最近1年間のものについては、「建設業処分業者一覧」（<http://www.pref.osaka.jp/kenshin/syobunitiran/index.html>）をご覧ください。

■ 申請書等を提出される方の本人確認について

Q69 本人確認の為の身分証明書は、原本のみ有効ですか？

A69 本人確認の為の身分証明書は原本のみ有効となります。（写しは不可）また、受付窓口が異なる場合は、その都度、身分証明の確認を行いますので、ご協力お願いします。（各窓口で、申請書等をそれぞれ異なる方が提出される場合があるため）

Q70 本人確認書類として名刺は有効ですか？

A70 名刺での本人確認は認めておりません。必ず「申請書等を提出される方の本人確認と委任状について（P.124）」のいずれかの現在有効な原本を窓口にてご提示ください。

Q71 申請者本人の身分証明書（原本）を預かってきたので、それで本人確認書類として見てもらえますか？

A71 窓口にて本人確認を行う主旨は「なりすましの申請・届出」を防止するため、申請書等を提出される方の本人確認を行うことが目的です。よって今回のご質問の様に、申請者と申請書等を提出される方が別の場合は、申請者本人の身分証明書は無効となります。

Q72 書類を郵送する時に、本人確認書類は必要ですか？

A72 書類の郵送時には本人確認は不要です。ただし、副本や返信はがきの返信先が申請者又は代理人でない場合は、郵送での申請・届出は受付できませんのでご注意ください。

■ 委任状について

Q73 更新申請と、決算変更届と、専任技術者の変更届を同時に提出する予定です。委任状は一部でも構いませんか。

A73 委任状は、申請書ごと届出ごとにそれぞれ一部ずつ添付してください。ただし、同時に提出する場合に限り、最初に受理する申請書及び届出に原本が添付されていれば、他は写しでも構いません。ただし、委任事項にそれぞれの申請、届出項目が含まれていることが必須です。また、最初の受付窓口で窓口担当者により確認印が押印されている委任状の写しに関しては、原本が添付されている書類と同日の受付まで有効とします。

Q74 経営事項審査の申請書と決算変更届を同時に提出します。委任状は、どちらかに原本を添付すれば、もう一方はコピーでも構いませんか。

A74 同時に提出される際に、一部を原本とし、他の申請等書類には写しでも可とする取扱いは建設業許可にかかるものに限ります。経営事項審査の申請書には必ず委任状の原本を添付してください。今回のご質問の内容では、経営事項審査申請と決算変更届の両方に、それぞれ委任状の原本の添付が必要となります。(委任項目が両方記載の場合でも、それぞれに添付が必要です。)

Q75 更新申請と役員の変更届を持参しました。役員の変更届は受け付けてもらえましたが、更新申請に補正項目があり受け付けしてもらえませんでした。委任状は、全委任項目を謳った一部しか預かっていません。受付完了した変更届を返してもらえますか。

それとも、もう一部委任状をもらってこないといけませんか。

A75 委任状の写しの添付を可と取扱うのは、原本と同時に提出する場合に限りです。

役員の変更届の受付日と同日に、更新申請の補正解消ができれば委任状が写しのままでも構いませんが、翌日以降の受付となる場合は、新たに委任状の原本が必要です。

なお、受付完了した書類は返却しません。

Q76 委任状を持参するのを忘れました。間違いなく委任状を預かっているので、ファックスで今すぐ府宛に送ることは出来ます。それを確認してもらって、審査を受けることはできますか。又は委任状を後日郵送しても良いですか。

A76 申請(届出)時に、必ず原本が必要です。代理申請の場合、委任状(原本)が確認出来なければ、審査(確認)できません。

Q77 委任状のコピーは持ってきましたが、原本を忘れてしまいました。事務所に戻り次第、郵送するので、受け付けてもらえますか。

A77 申請(届出)時に、必ず原本が必要です。本人以外の代理申請の場合、委任状(原本)が確認できなければ、審査(確認)できません。

Q78 委任状をコピーしてくるのを忘れました。そちらでコピーしてもらえませんか。

A78 委任状に限らず、申請書類等についても、こちらでコピーすることはできません。提出前に準備してください。

Q79 一度確認印を押印された委任状の原本を翌日持ってきた場合も有効ですか。

A79 一度も受理されていない委任状であれば有効です。ただし、その都度受付窓口にて提出し確認印を押印してもらう必要があります。

第6 参考資料

1 建設工事の種類別内容と例示

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て 2 くい打ち、くい抜き及び場所打ちくいを行う工事 3 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 4 コンクリートにより工作物を築造する工事 5 その他基礎的ないしは準備的工事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 2 くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ちくい工事 3 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 4 コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 5 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事

管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設備工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事

電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV 電波障害防除設備工事
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

2 大阪府知事許可における定款及び商業登記の目的欄の記載範囲の目安

建設工事の種類 (申請業種)		以下の語句が目的欄に記載されていれば可とします			
		建設業・ 土木建築工事	建築工事	土木工事	設備工事
1	土木工事一式工事	○		○	
2	建築一式工事	○	○		
3	大工工事	○	○		
4	左官工事	○	○		
5	とび・土工・コンクリート 工事	○	○	○	○
6	石工事	○	○	○	
7	屋根工事	○	○		
8	電気工事	○	○	○	○
9	管工事	○	○	○	○
10	タイル・れんが・ブロック 工事	○	○	○	
11	鋼構造物工事業	○	○	○	
12	鉄筋工事	○	○	○	
13	舗装工事	○		○	
14	しゅんせつ工事	○		○	
15	板金工事	○	○		
16	ガラス工事	○	○		
17	塗装工事	○	○	○	
18	防水工事	○	○		
19	内装仕上工事	○	○		
20	機械器具設置工事	○	○	○	○
21	熱絶縁工事	○	○		○
22	電気通信設備	○	○	○	○
23	造園工事	○	○	○	
24	さく井工事	○		○	○
25	建具工事	○	○		
26	水道施設工事	○	○	○	○
27	消防施設工事	○	○	○	○
28	清掃施設工事	○	○	○	
29	解体工事	○	○	○	

3 専任技術者資格要件一覧表

区 分 種別	第1欄	第2欄	第3欄
土木 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>財団法人全国建設研修センター及び財団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習</p>
建築 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	<p>財団法人建設業振興基金の行った平成元年度又は平成2年度の建築技術者特別認定講習</p>
大工 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士、2級建築士又は木造建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した後大工工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は司法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」という。）のうち検定職種を1級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者であってその後大工工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者であってその後大工工事に關し1年以上の実務の経験を有する者</p> <p>6 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	

<p>左官 工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事にし3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の左官とするものに合格していた者であってその後左官工事にし1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	
<p>とび・土工 コンクリート 工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後とび工事にし3年以上実務の経験を有する者、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事にし3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格した後土工工事にし3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者</p> <p>5 一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会の行う平成27年度の基礎施工士検定試験に合格した者</p> <p>6 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であってその後とび工事にし1年以上実務の経験を有するもの、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工するものに合格していた者であってその後コンクリート工事にし1年以上の実務の経験を有するもの又は検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であってその後土工工事にし1年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>7 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第7条の4から第7条の6までの規</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	

	<p>定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録地すべり防止工事試験」という。）に合格した後土工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後土工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>9 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定のより国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者</p> <p>10 土木事業及びとび・土工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>11 とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>		
石 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した後土工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者であってその後土工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 平成23年11月2日の時点で職業能力開発促進法による検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者	
屋 根 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金、若しくはかわらぶきとするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、若しくはかわらぶきとするものに合格した後屋根工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	

	<p>建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事にし1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 平成 21年 10月 15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定期間を1級のスレート施工とするものに合格していた者</p> <p>7 平成 21年 10月 15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定期間を2級のスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事にし3年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事にし 12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有する者</p>		
電気工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定期間を電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 電気工事士法（昭和 35年法律第 139号）による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事にし3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 電気事業法（昭和 39年法律第 170号）による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事にし5年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 建築士法第 20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事にし1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確保するための試験であって規則第7条の 4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事にし1年以上実務の経験を有する者</p> <p>7 社団法人日本計装工業会の行う平成 17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後電気工事にし1年以上実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定期間を1級の電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	財団法人建設業振興基金の行った平成7年度又は平成8年度の電気工事技術者特別認定講習
管工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定期間を管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体力学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体力学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定期間を1級の管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流</p>	財団法人全国建設研修センターの行った平成元年度又は平成2年度の管工事技術者特別認定講習

	<p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和 59年総理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」という。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、1級の冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和 48年政令第 98号。以下「昭和 48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者</p> <p>6 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>7 建築士法第 20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 水道法（昭和 32年法律第 177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>9 登録計装士試験に合格した後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者 10社団法人日本計装工業会の行う平成 17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者</p>	<p>体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	
<p>タイル・れんが・ブロック 工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者若しくは検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	

	<p>築若しくはブロック建築工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築又はブロック建築工とするものに合格していた者であってその後タイル・れんが・ブロック工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 平成 24年 3月 31日時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者</p>		
鋼構造物 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の鉄工(選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を2級の鉄工とするものに合格した後鋼構造物工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄工(検定職種を昭和 48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。)又は製缶とするものに合格していた者</p> <p>6 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の鉄工又は製缶とするものに合格していた者であつてその後鋼構造物工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	<p>財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度若しくは平成2年度の土木技術者特別認定講習又は財団法人建設業振興基金の行った平成元年度若しくは平成2年度の建築技術者特別認定講習</p>
鉄筋 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に関し3年以上実務の経験を有する者(検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。)</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄筋組立てとするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有する者又は検定職種を2級の鉄筋組立てとするものに合格して</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理をするものに合格した者</p>	

	いた者であってその後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有するもの(検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋施工図作作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋組立作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。)		
舗装 工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習
しゅんせつ 工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 3 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	
板金 工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した者又は検定職種を2級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した後板金工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者であってその後板金工事に関し1年以上実務の経験を有するもの	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
ガラス 工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のガラス施工とするものに合格した後ガラス工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のガラス施工とするものに合格していた者であってその後ガラス工事に関し1年以上実務の経験を有するもの 5 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

	以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者		
塗装 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の塗装とするものに合格した後塗装工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするもの又は検定職種を路面標示施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は噴霧塗装とするものに合格していた者であってその後塗装工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者	
防水 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の防水施工とするものに合格した後防水工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の防水施工とするものに合格していた者であってその後防水工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し 12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
内装仕上 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した者又は検定職種を2級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した後内装仕上工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	

	<p>級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者であってその後内装仕上工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>6 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p>		
機械器具 設置 工事業	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	
熱絶縁 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格した後熱絶縁工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技検定のうち検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格していた者であってその後熱絶縁工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
電気通信 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に關し5年以上実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	
造園 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格した者又は検定職種を2級の造園とするものに合格した後造園工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技検定のうち検定職種を1</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	財団法人全国建設研修センターの行った平成7年度又は平成8年度の造園技術者特別認定講習

	<p>級の造園とするものに合格していた者</p> <p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の造園とするものに合格していた者であってその後造園工事に1年以上実務の経験を有するもの</p>		
<p>さく井 工事業</p>	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を2級のさく井とするものに合格した後さく井工事に1年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のさく井とするものに合格していた者であってその後さく井工事に1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成 17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後さく井工事に1年以上実務の経験を有する者</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	
<p>建具 工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（選択科目を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工事に1年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工（選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。以下同じ。）、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の木工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者であってその後建具工事に1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	
<p>水道施設 工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を旧技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	

	<p>57年総理府令第37号。以下「昭57年改正府令」という。)による改正前の技術士法施行規則(昭和32年総理府令第35号)による「汚物処理」とするものを含む。)とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>4 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>3 技術士法の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。))とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	
消防施設 工事業	<p>消防法(昭和23年法律第186号)による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者</p>		
清掃施設 工事業	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。))とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。))とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	
解体工事業	<p>1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者であって、解体工事に必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後、解体工事に1年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者であって、解体工事に必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該第二次試験に合格した後、解体工事に1年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 社団法人全国解体工事業団体連合会の行う平成17年度ま</p>	<p>1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理若とするものに合格した者</p> <p>2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者であって、解体工事に必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後、解体工事に1年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者であって、解体工事に必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定</p>	

	<p>での解体工事施工技士資格試験に合格した者</p> <p>5 公益社団法人全国解体工事業団体連合会又は社団法人全国解体工事業団体連合会の行う平成27年度までの解体工事施工技士試験に合格した者</p> <p>6 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定期種を1級のとびとするものに合格した者又は検定期種を2級のとびとするものに合格した後解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者</p> <p>7 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定期種を1級のとび・とび工とするものに合格していた者</p> <p>8 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定期種を2級のとび又はとび工とするものに合格していた者であってその後解体工事に関し1年以上の実務経験を有するもの</p> <p>9 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者</p> <p>10 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</p> <p>11 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</p> <p>12 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</p> <p>(平成33年3月31日までの経過措置)</p> <p>1 建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成27年国土交通省令第83号。以下「平成27年改正省令」という。)の施行の際、現にとび・土工・コンクリート工事に關し法第7条第2号イ又はロに該当している者</p> <p>2 平成27年改正省令施行の際、現にとび・土工・コンクリート工事に關し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務経験を有する者で在学中に土木工学又は建築学に関する学科を修めた者のうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成6年文部省告示第84号)第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称する者</p> <p>3 平成27年改正省令施行の際、現にとび・土工・コンクリート工事に關し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務経験を有する者で在学中に土木工学又は建築学に関する学科を修めた者</p> <p>4 平成27年改正省令の施行の際、現にとび・土工工事業に關し規則第7条の3第1号及び第2号に掲げる者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定期種を1級の型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者</p> <p>6 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定期種を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であつて、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前にとび工事に</p>	<p>に合格した後、解体工事に関し1年以上実務経験を有する者</p> <p>(平成33年3月31日までの経過措置)</p> <p>1 建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際、現にとび・土工・コンクリート工事に關し、法第15条第2号ロ又はハに該当している者</p> <p>2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定期種を1級の建設機械施工とするものに合格した者</p> <p>3 平成27年度までに実施された技術士法による第二次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	
--	--	--	--

	<p>関し1年以上の実務の経験を有するに至った者</p> <p>7 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち、検定職種を2級の型枠施工又はコンクリート圧送施工するものに合格していた者であって、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前にコンクリート工事に関し1年以上の実務の経験を有するに至った者</p> <p>8 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち、検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であって、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前に土工工事に関し1年以上の実務の経験を有するに至った者</p> <p>9 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後平成27年改正省令の施行の前に土工工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者</p>		
--	--	--	--

4 関連学科一覧表

一般建設業の許可を受けて建設業を営もうとする営業所に置かなければならない専任の技術者として、法第7条第2号イに該当する方は、次のとおりです。

○許可を受けようとする業種に係る建設工事に關し高等学校、中等教育学校等を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に下表に掲げる学科を修めたもの

○許可を受けようとする業種に係る建設工事に關し大学（短期大学を含みます。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に下表に掲げる学科を修めたもの

○許可を受けようとする業種に係る建設工事に關し高等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に下表に掲げる学科を修めたもの

また、その要件として指定された学科は、下表のとおりです。

下表の学科に該当するかどうか迷われるときは、履修科目証明書等をご準備いただき、あらかじめご相談ください

許可を受けようとする業種	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下、この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土木工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

5 市区町村コード表

大阪市	
旭区	27117
阿倍野区	27119
生野区	27116
北区	27127
此花区	27104
城東区	27118
住之江区	27125
住吉区	27120
大正区	27108
中央区	27128
鶴見区	27124
天王寺区	27109
浪速区	27111
西区	27106
西成区	27122
西淀川区	27113
東住吉区	27121
東成区	27115
東淀川区	27114
平野区	27126
福島区	27103
港区	27107
都島区	27102
淀川区	27123

堺市	
北区	27146
堺区	27141
中区	27142
西区	27144
東区	27143
南区	27145
美原区	27147

参 考

大阪府知事コードは27です。

池田市	27204
和泉市	27219
泉大津市	27206
泉佐野市	27213
茨木市	27211
大阪狭山市	27231
貝塚市	27208
柏原市	27221
交野市	27230
門真市	27223
河南町	27382
河内長野市	27216
岸和田市	27202
熊取町	27361
四條畷市	27229
島本町	27301
吹田市	27205
摂津市	27224
泉南市	27228
太子町	27381
大東市	27218
高石市	27225
高槻市	27207
田尻町	27362
忠岡町	27341
千早赤阪村	27383
豊中市	27203
豊能町	27321
富田林市	27214
寝屋川市	27215
能勢町	27322
羽曳野市	27222
阪南市	27232
東大阪市	27227
枚方市	27210
藤井寺市	27226
松原市	27217
岬町	27366
箕面市	27220
守口市	27209
八尾市	27212

6 参考様式、作成要領及び記載例

標識の掲示

許可を受けた建設業者は、建設業法第40条の規定により、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に標識を掲げる必要があります。

標識は、建設業法施行規則第25条の規定により記載すべき事項と大きさが規定されていますが、標識の材質については特に規定がありません。

標識の様式は次のとおりです。

様式第二十八号（第二十五条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 許可()第 号	
		知事 許可()第 号	
		国土交通大臣 許可()第 号	
		知事 許可()第 号	
この店舗で営業している建設業		国土交通大臣 許可()第 号	
		知事 許可()第 号	
		国土交通大臣 許可()第 号	

35cm以上

40cm以上

記載要領

「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

様式第二十九号（第二十五条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 許可()第 号	号	
許可年月日			

25cm以上

35cm以上

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

建設業に係る訂正の届出書

年 月 日

大阪府知事 様

許可番号 般・特- 第 号
所在地
商号又は名称
代表者氏名 印
担当者・代理人の氏名
電話

大阪府建設業法施行細則第6条の規定により次のとおり記載事項の訂正を届け出ます。

建設業許可申請書等の記載事項の訂正（書類受付日 年 月 日）

届出事項	様式番号	訂正の内容
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	

〔注意事項〕

- 1 訂正箇所を明確にするため、訂正前の様式に訂正箇所を朱書きの二重線で消し、訂正後の文字などを余白に記入し、添付すること。
- 2 届出は、申請書又は変更届の冊子ごとに2部作成し、提出してください。

〔建設業に係る訂正等の届出書の記載例〕

決算変更届にかかる訂正届は、届出事項欄に事業年度も併せて記載してください。

○ 「建設業許可申請書等の記載事項の訂正」欄

届出事項	様式番号	訂正の内容
決算変更届 (H27.4.1 ~ H28.3.31)	第 15 号	負債の部の短期借入金として仕訳すべきところ、長期借入金として仕訳していたので訂正する。
決算変更届 (H28.4.1 ~ H29.3.31)	第 2 号	完成工事高の金額順に記載すべきところ、工事の施工期日順に時系列で記載していたため、訂正する。
営業の沿革	第 20 号	最初の許可取得日及び休業期間の記載がもれていたので、追記する。

（経営事項審査を受ける場合の注意）

経営事項審査を受けるにあたり、消費税込みを消費税抜きで作成し直した場合や個人事業の承継合併等で完成工事高等を引き継ぐ場合等で、財務諸表等を作成したものを再度提出する際は、本書は使用せず、経営事項審査申請書に添付してください

許 可 確 証 認 明 願

- 1 所在地又は住所
- 2 商号又は名称
- 3 代表者の氏名
- 4 許可年月日、許可番号及び許可業種（下記の枠内に記入してください。）

平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 () 第 号	
平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 () 第 号	
平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 () 第 号	
平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 () 第 号	

建設業法第3条の規定により上記のとおり許可されていることを 確 証 認 明 してください。

平成 年 月 日

申請者の所在地又は住所

商号又は名称

代表者の氏名

印

大阪府知事様

大阪府証紙貼付け欄 証明書1枚につき500円です。 貼りきれないときは裏面にお貼りください。	必要枚数
	枚
	※文書番号 建振第6－ 号

※ 平成 年 月 日の証明書発行の詳細については、次のとおりです。（集計表）

文書番号	証明書発行番号		
建振第6－ 号	建振許第 号	本日発行	本年度累計
}	}	枚	枚
建振第6－ 号	建振許第 号		

※ 証明書が2枚以上必要な方は、【証明用】の用紙を必要枚数だけ作成してください。

許 可 確 証 認 明 願

- 1 所在地又は住所
- 2 商号又は名称
- 3 代表者の氏名
- 4 許可年月日、許可番号及び許可業種（下記の枠内に記入してください。）

平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 (-) 第 号	
平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 (-) 第 号	
平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 (-) 第 号	
平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 (-) 第 号	

建設業法第3条の規定により上記のとおり許可されていることを 確 認 証 明 してください。

平成 年 月 日

申請者の所在地又は住所

商号又は名称

代表者の氏名

印

大阪府知事様

建振第6 - 号

前記のとおりであることを 確 認 証 明 します。

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事

【記載例】

※太線内の事項を【証明用】と同一の内容で記入してください。

【原議用】

許可 ~~確認~~ 証明 願

知事許可の場合は「確認」を二重線で消します。

- 1 所在地又は住所 大阪市住之江区南港北1-14-19
- 2 商号又は名称 大阪建設株式会社
- 3 代表者の氏名 代表取締役 大阪 太郎
- 4 許可年月日、許可番号及び許可業種（下記の枠内に記入してください）

現在許可を受けている業種を許可通知書等を見ながら「〇〇工事業」と正しく列記してください。

平成 28 年 10 月 7 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 (般-28)第 123456号	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業
平成 27 年 8 月 19 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 (般-27)第 123456号	建築工事業 内装仕上工事業
平成 27 年 2 月 6 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 (特-26)第 123456号	電気工事業
平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 ()第 号	以下余白

最後に記入した行の次行以下が空白となる場合は「以下余白」とご記入ください。

代表者印を押印します。
【証明用】にも必要枚数全てに押印してください。

建設業法第3条の規定により上記のとおり許可されていることを証明

平成 28 年 4 月 1 日

申請者の所在地又は住所 大阪市住之江区南港北1-14-19
 商号又は名称 大阪建設株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 大阪 太郎



大阪府知事様

大阪府知事様 大阪府 大阪	大阪府証紙を必要枚数に応じた金額分だけ貼付してください。	必要枚数	2 枚
	証明書 1 枚につき500円です。貼りきれないときは裏面にお貼りください。	必要枚数の【証明用】を作成し、合わせて提出してください。	※文書番号 第6- 号

※ 平成 年 月 日の証明書発行の詳細については、次のとおりです。（集計表）

文書番号	証明書発行番号	本日発行	本年度累計
建振第6- 号	建振許第 号	枚	枚
建振第6- 号	建振許第 号	枚	枚

※ 証明書が2枚以上必要な方は、【証明用】の用紙を必要枚数だけ作成してください。

【記載例】 ※P.78 を必ず参照して下さい。

※太線内の事項を【原議用】と同一の内容で記入してください。

【証明用】

許 可 確 認 願	
1 所在地又は住所	大阪府大阪市中央区〇〇〇
2 商号又は名称	株式会社〇〇建設
3 代表者の氏名	代表取締役 大阪 太郎
4 許可年月日、許可番号及び許可業種（下記の枠内に記入してください。）	
平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 (般-〇〇) 第 〇〇〇〇〇 号	建築工事業
建設業法第3条の規定により上記のとおり許可されていることを <u>確認</u> してください。 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
申請者の所在地又は住所 大阪府大阪市中央区〇〇〇	
商号又は名称 株式会社〇〇建設	
代 表 者 代表取締役 大阪 太郎 印	
大阪府知事様	
55字加入	この確認書発行時点における一般財団法人建設業情報管理センターの建設業情報管理システムに掲載されている情報により
前記のとおりであることを <u>確認</u> します。 平成 年 月 日 大 阪 府 知 事	

【改正箇所】

確認書申請時に窓口にて記入し
申請者での記入は不要です

※国土交通大臣許可業者の「許可の確認」については、一般財団法人建設業情報管理センターの建設業情報管理システムに掲載されている情報に基づいた証明書を発行します。

許可 確認 証明 願 (英文)

英文の証明

1 所在地又は住所

2 商号又は名称 エービーシー株式会社 **ABC CORPORATION**

3 代表者の氏名

4 許可年月日、許可番号及び許可業種（下記の枠内に記入してください） **社名の英語表記も記載**

平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 () 第 号	
平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 () 第 号	
平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 () 第 号	
平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 大阪府知事 () 第 号	

建設業法第3条の規定により上記のとおり許可されていることを **確認 証明** してください。

平成 年 月 日

申請者の所在地又は住所

商号又は名称

担当者の氏名・連絡先

代表者の氏名

印

(担当: 00 00 06-0000-0000)

大阪府知事様

大阪府証紙貼付け欄

必要枚数

枚

証明書 1 枚につき500円です。
貼りきれないときは裏面にお貼りください。

※文書番号

※ 平成 年 月 日 文書番号 建振第6- 号)	の証明書発行の詳細 証明 建振許第
建振第6- 号	建振許第

英文許可証明願の注意事項

- で囲った部分について追記してください。
- 証明者は建築振興課長となり、証明書には当課長のサインが記入されます。
- 発行にはお時間がかかります。また、即日発行できない場合もありますのでご了承ください。
即日発行できない場合は、証明書が整い次第、担当者様あてへ電話させていただきますので、来庁の上、お受け取りください。

※ 証明書が2枚以上必要な方は、【証明用】の用紙を必要枚数だけ作成してください。
大阪府規則様式第5号（第11条関係）

許可申請書等閲覧申込書		
大阪府知事 様	年 月 日	
閲覧者	勤務先所在地 (個人の場合は住所)	
	勤務先名 所属部課名 電話番号(会社・自宅)	
	氏 名	
閲覧目的		
閲覧書類名		
閲覧申込 時 間	午前・午後 時 分	
閲覧しようとする業者名等		
許可番号	商号又は名称	所在地 (市町村名)

〔注意事項〕

- 1 ポールペン又はペンで明瞭に記入してください。
- 2 閲覧できる件数は、1日6件以内です。
- 3 身分証明書等を係員に提示してください。

(提出していただく用紙はA5判です。この枠線を目安に横148mm縦210mmで作成してください。)

※平成27年4月1日より、大臣許可業者の申請書等、一切の閲覧は廃止となりました。
※閲覧場所、閲覧方法、閲覧時の必要書類及び注意事項等については、P.79を参照

委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2の権限を委任します。

記

1 代理人 住所

氏名

（行政書士会登録番号）

電話

2 []

年 月 日

営業所所在地

委任者 商号又は名称

代表者氏名

印

〔記載要領〕

- 1 委任の内容及び範囲について、できる限り具体的に記載する。
- 2 代理人が行政書士である場合は、行政書士会登録番号を記載する。
- 3 申請書等の正本に委任状の原本を添付し、副本に委任状の写しを添付する。申請書等が複数にわたる場合は、各々の申請書等に委任状を添付する。なお、複数の申請書等を同時に提出する場合は、その内1通の正本に委任状の原本を添付し、他の正本に委任状の写しを添付することを可とする。
- 4 行政書士にあっては行政書士証票（申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証）、その他の代理人にあっては運転免許証、健康保険証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード等を提示する。

委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記

記

復代理人が提出される場合は、委任内容に復代理人の選任が含まれていることの確認と、代理人から復代理人（行政書士のみ可能）への委任状が別途必要ですのでご注意ください。

1 代理人 住所 大阪市中央区大手前2丁目

氏名 行政書士 大阪 太郎

（行政書士会登録番号 ●●●●●●●● ）

電話 06-6941-●●●●

- 2
- ・平成26年12月決算分の決算変更届の作成、提出、補正に関する件
 - ・建設業許可更新申請の作成、提出、補正に関する件

委任内容は具体的に記載してください。
（専任技術者の変更に関する～、
平成●年●月決算分の決算変更届に関する～、等）

平成27年2月5日

記入漏れのないよう
ご注意ください。

営業所所在地 大阪市住之江区南港北1-14-16

委任者 商号又は名称 株式会社 さきしま工務店

代表者氏名 咲洲 次郎

代表
取締役
の印

〔記載要領〕

- 1 委任の内容及び範囲について、できる限り具体的に記載する。
- 2 代理人が行政書士である場合は、行政書士会登録番号を記載する。
- 3 申請書等の正本に委任状の原本を添付し、副本に委任状の写しを添付する。申請書等にわたる場合は、各々の申請書等に委任状を添付する。なお、複数の申請書等を同時に提出する場合は、その内1通の正本に委任状の原本を添付し、他の正本に委任状の写しを添付することを可とする。
- 4 行政書士にあっては行政書士証票（申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証）、その他の代理人にあっては運転免許証、健康保険証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード等を提示する。

申請（届出）書の
申請（届出）者欄に
は、同じ印を押印
してください。

申請書等を提出される方の本人確認と委任状について

■ 大阪府知事の建設業許可にかかる申請・届出の窓口において、提出される方の氏名等を確認させていただきます。（平成23年10月1日より実施）

大阪府では「なりすましの申請・届出」を防止するため、各受付窓口において申請・届出の提出や通知書等を受領する際、その方の本人確認をさせていただきます。

各申請書及び各変更届出書の「担当者・申請代理人」の欄に提出される方の氏名及び連絡先を記載してください。行政書士又は行政書士法人の補助者が提出される場合は、行政書士名と併記してください。

各受付窓口にてその都度、次の書類（現在有効な原本）をご提示ください。

『本人確認に必要な書類（いずれかの現在有効な原本を提示してください）』

《行政書士及び行政書士の補助者以外の方》

- (1) 運転免許証 (2) (国民)健康保険証(被保険者証) (3) 外国人登録証明書・特別永住者証明書・在留カード (4) 住民基本台帳カード (5) マイナンバーカード
- (6) 後期高齢者医療被保険者証 (7) パスポート(旅券) (8) 船員保険証
- (9) 身体障害者手帳 (10) 官公庁又は公的機関や団体が発行している資格証 他

申請者の役員・従業員にあっては(11)申請者の発行する名刺以外の身分証明書でも可。

但し、《行政書士の方》は(12)行政書士証票

《行政書士の補助者の方》は(13)行政書士補助者証 が必要となります。

■ 大阪府建設業法施行規則により、委任状の様式を定めています。（平成23年10月1日施行）

申請者（下に該当する方）以外の方が大阪府知事の建設業許可にかかる手続きを行う 場合、申請書等を提出される方の本人確認とあわせて委任状が必要です。

※委任状の様式と記載例はP.122～P.123を、FAQはP.80をご覧ください。

1. 申請者が個人の場合・・・①個人事業主、②個人事業主の家族及び従業員
2. 申請者が法人の場合・・・①法人の代表者、②法人の役員及び従業員

<注意1>・委任状には下記の代理権限の内容や日付等、記載漏れがないようお願いします。

大阪府知事の建設業許可にかかる【各種申請】【各種変更届】【経営事項審査申請】における

- 申請（届出）書類を作成、提出、補正解消、取下げ等
- 上記許可等に関する通知書、副本等を受領

<注意2>・復代理人が手続きをされる場合は、委任内容に復代理人の選任が含まれていることの確認と、代理人から復代理人への委任状が別途必要となります。

<注意3>・行政書士でない方が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となります。

<注意4>・記載要領3について（P.123）

ア 建設業許可にかかる申請及び届出書類に限定し、経営事項審査申請と解体工事業登録申請には適用しません。許可に係る変更届と経営事項審査申請及び解体工事業登録申請を同時に提出される場合は、それぞれに委任状の原本を添付いただく必要がありますのでご注意ください。

イ 複数の申請書等を同時に提出される際は、最初の申請窓口で受付担当者により確認印が押印されている委任状の写しに関してのみ、原本が添付されている書類と同日の受付まで有効とします。